

障害者福祉のしおり

(令和8年度版)

相談および問い合わせ窓口（住所地で管轄が分かります。9頁もご覧ください。）

(1)王子障害相談係（北区役所第一庁舎1階1～3番窓口）

〒114-8508 王子本町1-15-22 FAX 3908-5344（共通）

王子、王子本町、上十条、上中里、岸町、栄町、十条台、十条仲原、昭和町、滝野川、田端、田端新町、豊島、中里、中十条、西ヶ原、東十条、東田端、堀船

【医療担当】1番窓口

☎ 3908-1359

難病医療費助成（人工透析含む）、B型・C型ウイルス肝炎治療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、小児慢性特定疾病医療費助成、自立支援医療（更生・育成医療、精神通院）、精神障害者保健福祉手帳など

【給付担当】2番窓口

☎ 3908-9081

身体障害者手帳、愛の手帳、障害者手当、心身障害者医療費助成、**タクシー券、ガソリン券、マッサージ券**など

【地区担当】3番窓口

☎ 3908-1358

障害福祉サービス・障害児通所支援および計画相談支援、補装具・日常生活用具、在宅難病患者に関すること

※**太字部分**は（3）滝野川地域障害者相談支援センターでも受付しています。

(2)赤羽障害相談係（赤羽会館6階）〒115-0044 赤羽南1-13-1

赤羽、赤羽北、赤羽台、赤羽西、赤羽南、岩淵町、浮間、神谷、桐ヶ丘、志茂、西が丘

●王子障害相談係と同じ業務を行っています。

☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

(1)(2)共に手話通訳連絡所があり、手話で対応しています。

(3)滝野川地域障害者相談支援センター 〒114-0024 西ヶ原4-51-1

上中里、昭和町、田端、田端新町、中里、西ヶ原、東田端

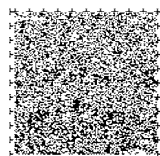
●上記の住所地について、**太字部分**を受付しています。

☎ 4334-6548 FAX 4334-6549



北 区

<https://www.city.kita.lg.jp/>



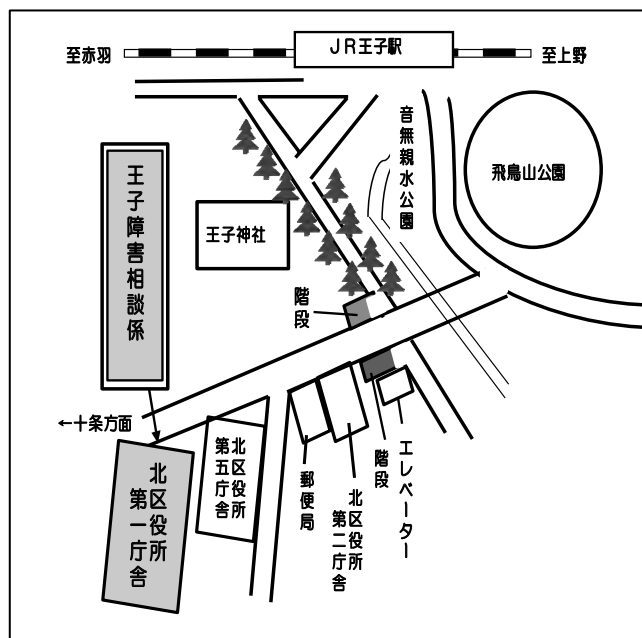
しおりのご利用にあたって

このしおりは、障害者向け福祉サービスの内容と利用方法などをまとめ、紹介するものです。

各サービスの内容は、令和8年4月1日現在を基準としています。このしおりの発行後、記載内容が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

各項目にある **身 知 精 難 公** の表示は、それぞれ身体障害関連、知的障害関連、精神障害関連、難病患者関連、公害病認定患者関連のサービスを示します。本文中の内容、対象をご覧になり、サービス内容をご確認ください。

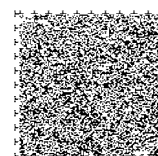
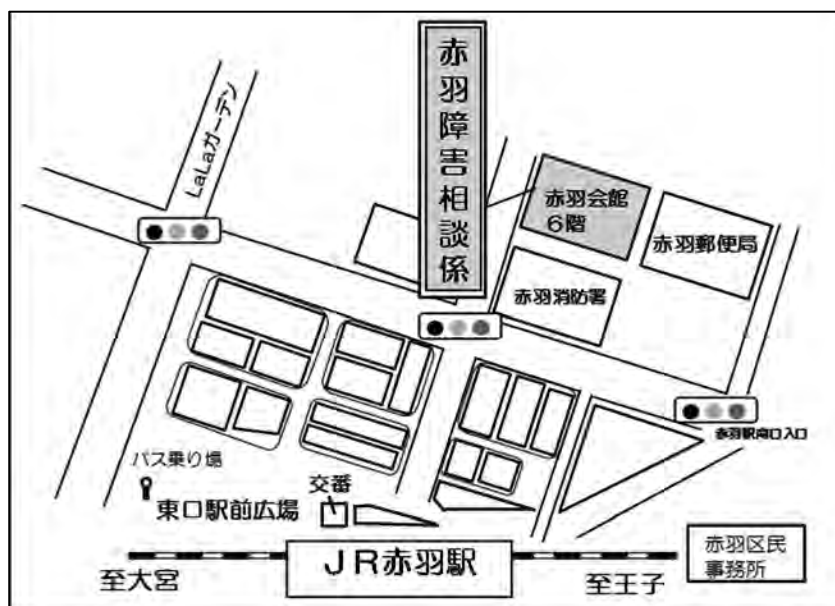
●王子障害相談係●



●滝野川地域障害者相談支援センター●



●赤羽障害相談係●



目次

目次	1
主な障害別該当事業一覧	5

1 相 談

障害者の総合相談	9
障害に関する相談機関	
障害者虐待防止センター	10
障害者基幹相談支援センター	10
障害者地域活動支援室	
支援センターきらきら	11
就労支援センター北	11
医療的ケア児等コーディネーター	12
東京都医療的ケア児支援センター	12
東京都北児童相談所	13
北区立児童発達支援センター（福祉型）	13
東京都発達障害者支援センター	13
東京都手をつなぐ育成会（青年期相談室）	14
権利擁護センター「あんしん北」	14
北区NPO・ボランティアぷらざ	14
ハローワーク王子（王子公共職業安定所）	14
東京都立精神保健福祉センター	15
高次脳機能障害専用電話相談	15
聴力障害者情報文化センター	16
施設の入所および通所の相談	17
聴覚障害者相談・電話通訳	17
身体障害者相談員・知的障害者相談員・ 精神障害者相談員	18
民生委員・児童委員	19
教育相談	19
就学相談	20
成年後見制度	20
くらしにお困りの方は	20
生活・仕事探しの相談	21
赤羽しごとコーナー	21
内職相談	21
難病に関する各種相談	
（療養相談・就労相談・医療相談等）	22
精神保健相談・依存症等専門医相談	22
介護保険対象で障害のある方	23
区役所における各種相談	24

2 手 帳

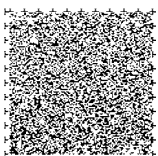
身体障害者手帳	27
愛の手帳	28
精神障害者保健福祉手帳	29
戦傷病者手帳	30
被爆者健康手帳	30

3 障害者総合支援法等

障害者総合支援法	31
児童福祉法（障害児通所支援）	31
障害福祉サービスのしくみ	31
障害福祉サービスの内容	32
相談支援事業の内容	33
障害児通所支援の内容	33
地域生活支援事業の内容	34
障害福祉サービスの申請・決定の流れ	35
負担上限月額について	36
利用者負担の軽減について	37
高齢障害者の介護保険サービスの 利用者負担軽減措置	38
高額障害福祉サービス費	38

4 手当・年金

心身障害者福祉手当（区の制度）	39
重度心身障害者手当（都の制度）	40
特別障害者手当（国の制度）	41
障害児福祉手当（国の制度）	42
特別児童扶養手当（国の制度）	43
児童育成手当 障害手当（都の制度）	43
児童育成手当 育成手当（都の制度）	44
児童扶養手当（国の制度）	45
ひとり親家庭等医療費助成（マル親） （都の制度）	46
東京都心身障害者扶養共済制度	47
国民年金	48
厚生年金	49
障害年金を受けられる障害の状態 （障害等級表）	50
年金生活者支援給付金	51



5 日常生活援助

補装具の購入・修理等費用助成	52
中等度難聴児への補聴器購入費用助成	53
日常生活用具の購入費用助成	53
小児慢性特定疾病児童等	
日常生活用具の購入費用助成	65
身体障害者住宅設備改善費の助成	67
児童発達支援給食費の助成	68
児童発達支援など利用者負担額の助成	68
身体障害者訪問入浴サービス	69
心身障害者訪問理美容サービス	69
心身障害者寝具乾燥サービス	70
身体障害者福祉マッサージ券	70
心身障害者紙おむつ支給	70
心身障害者おむつ代金助成	71
友愛ホームサービス	
（住民参加型在宅福祉サービス）	72
北区手話通訳者派遣	72
要約筆記者の派遣	73
電話リレーサービス	73
ヨメテル	74
コミュニケーション支援シート	74
ヘルプカード	74
福祉サービス利用援助事業	
（地域福祉権利擁護事業）	75
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト	75
自動車運転免許取得経費の助成	76
身体障害者自動車改造費助成	77
ガソリン券（自動車燃料費の助成）	77
福祉タクシー券	78
リフト付福祉タクシー	79
車いすの貸出	79
補助犬の給付	79
ごみの訪問収集	80
粗大ごみの運び出し収集	80
生活福祉資金貸付	81
就学奨励費	81

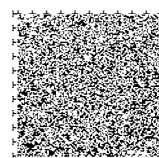
6 医療・健康

後期高齢者医療制度	82
心身障害者医療費助成制度（マル障）	85

自立支援医療（更生医療）	86
自立支援医療（育成医療）	86
自立支援医療（精神通院医療）	86
自立支援医療の自己負担	88
難病医療費助成	89
特殊医療費助成制度	90
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	90
肝がん・重度肝硬変医療費助成制度	91
小児慢性特定疾病医療費助成	91
小児精神障害者入院医療費助成	91
インフルエンザ・	
新型コロナウイルス感染症予防接種	91
带状疱疹定期予防接種	92
高齢者肺炎球菌定期予防接種	92
在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	92
東京都立心身障害者口腔保健センター	93
「訪問歯科医」紹介	93
心身障害者歯科診療・摂食・嚥下外来	94
東京都立北療育医療センター	94
東京都在宅難病患者医療機器貸与事業	94
医療機器被貸与者への訪問看護事業	94
東京都在宅難病患者一時入院事業	95
東京都難病患者在宅レスパイト事業	95
東京都在宅人工呼吸器使用	
難病患者訪問看護事業	95
東京都在宅難病患者訪問診療事業	95
在宅人工呼吸器使用者の停電に備えた患者登録	95
在宅人工呼吸器使用者	
災害時個別支援計画の作成	95
救急医療情報キット	96
産科医療補償制度（脳性まひのお子様向け）	96
原子爆弾被爆者の医療・手当	97

7 住宅

区営住宅あき家（家族向）入居者募集	99
都営住宅地元割当入居者募集	99
都営住宅（単身者向・家族向）入居者募集	99
都営住宅優遇抽せん制度（家族向）	100
都営住宅使用承継制度	100
都営住宅使用料の減額	101
障害者世帯及びひとり親世帯転居費用助成	101
UR都市機構 抽選時の倍率優遇	102



8 仕事

職業訓練	103
都立職業能力開発センター	103
東京障害者職業能力開発校	104
IT技術者在宅養成講座 (東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業)	105
国立職業リハビリテーションセンター	105
(公財)東京しごと財団	106
障害者福祉工場	107
特定求職者雇用開発助成金	107
雇用保険法による失業給付	107
職業相談	107
ハローワーク王子(王子公共職業安定所)	107
日本視覚障害者職能開発センター	108
東京障害者職業センター	108
障害者就業・生活支援センター	109
就労支援センター北	110

9 税・公共料金

税金の控除(所得税)	111
税金の控除(住民税)	111
利子等の非課税	111
相続税の軽減	112
贈与税の軽減	112
個人事業税の軽減	113
関税の免除	113
自動車税・軽自動車税の減免	114
交通料金の割引	117
JR等運賃の割引	117
私鉄旅客運賃の割引	117
フェリー旅客運賃の割引	117
航空旅客運賃の割引	117
タクシー料金の割引	118
民営バス料金の割引	118
都営交通無料乗車券と割引	119
精神障害者都営交通乗車証	120
有料道路通行料金の割引	121
駐車禁止規制等の適用除外	123
その他の割引	124
NHKテレビ受信料の減免	124

水道・下水道料金について	125
青い鳥郵便葉書の無償配布	125
郵便料金の割引	126
携帯電話料金の割引	126
NTT無料電話番号案内(ふれあい案内)	126
粗大ごみ等の処理手数料の減免	127
都立公園などの無料入場	127
都立公園駐車場無料利用	128
区内施設使用料の減免	128
区立施設駐車場使用料の割引	129
区立公園駐車場無料利用	129
区内駐輪施設使用料の割引	130

10 緊急時・災害時

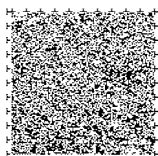
重度身体障害者等緊急通報システム	131
北区メールマガジン	131
北区防災アプリ・北区防災ポータル	132
北区防災行政無線自動電話応答サービス	132
北区障害者(児)緊急一時保護事業	132
東京消防庁 緊急ネット通報	132
119番ファクシミリ通報	133
電話リレーサービスを介した119番通報	133
110番アプリシステム	133
北区避難行動要支援者名簿登録	134
家具転倒防止器具等の取り付け支援サービス	135
感震ブレーカー無償配布事業	135

11 社会参加

障害者作品展	136
土曜レクリエーション	136
ライフアップクラブ	136
選挙について	136
東京都障害者休養ホーム	138

12 講習・講座

各種講座(北区立障害者福祉センター)	139
あすか教室	139
手話講習会	139
聴覚障害者のための講座	139
中途失聴者・難聴者手話講習会	140



聴覚障害者のための講座等	140
喉頭摘出者発声訓練	140
吃音者の講座	141
視覚障害者のための点字講習	141
中途視覚障害者点字教室	141
視覚障害者生活サポート	142
視覚障害者のための講習 （公益社団法人東京都盲人福祉協会）	142
視覚障害者のための講座	143
高次脳機能障害の方等の機能訓練事業	143
高次脳機能障害専門相談	143

13 広報・図書

聴覚障害関係図書等の貸出・閲覧	144
北区ニュース（点字広報・声の広報）	144
北区くらしのガイド（デジ版）	144
きたくぎかいだより（点字版・音声版）	144
区議会傍聴における手話通訳派遣	145
区議会傍聴におけるタブレット端末貸出	145
広報東京都（点字版・音声版）	145
広報紙の閲覧・視聴	145
大活字本貸出	145
対面音訳	146
点字図書・音訳図書の郵送貸出	146
ガイド音声・ガイド字幕付DVDの貸出	146
バリアフリー映画会	146
バリアフリー朗読会	146
サポート室	146
ぽけっと・北区の部屋だより （デジ版・点字版）	146
都議会だより（点字版・音声版）	146
宅配サービス	147
手話（筆談）サポートデスク	147
点字録音刊行物の作成・配布	147
北区障害者関係機関ガイドブック	147
即時情報ネットワーク	147
点字図書館	148

視覚障害者用具販売	148
聴覚障害者向け映像ライブラリー	148

14 施設

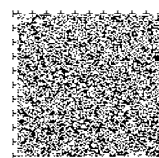
障害者対象の複合施設 障害者福祉センター	149
障害者（児）の区内通所施設等一覧	149
障害児の通所施設（児童発達支援）	149
障害児放課後活動 （放課後等デイサービス）	150
保育所等訪問支援	152
生活介護	153
就労支援（就労移行支援・就労継続支援・ 就労定着支援）	154
自立訓練（機能訓練）	157
自立訓練（生活訓練）	157
障害児・障害者の短期入所施設 （ショートステイ）	158
計画相談支援事業所・ 障害児相談支援事業所	158
地域移行・地域定着支援事業所	160
自立生活援助事業所	161
東京都心身障害者福祉センター	161
全国障害者総合福祉センター （戸山サンライズ）	162
東京都立北療育医療センター	162
東京都障害者スポーツセンター	163
文化センター利用のご案内	164

15 参考

障害に関するマーク	165
北区障害者団体連合会	167
[コラム]共生社会の実現に向けて	168

16 索引

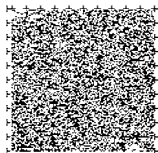
索引	169
----	-----



主な障害別該当事業一覧

制 度 障害種別 級・度			手 当 ・ 年 金							日 常 生 活 援 助				
			心身障害者福祉手当 区制度	重度心身障害者手当 都制度	特別障害者手当 国制度	障害児福祉手当 国制度	特別児童扶養手当 国制度	児童育成手当 (障害手当) 都制度	児童扶養手当 国制度	年金・障害基礎年金	補装具の購入・ 修理費用助成	日常生活用具の 購入費用助成	身体障害者 住宅設備改善費の助成	身体障害者 訪問入浴サービス
ページ			39	40	41	42	43	43	45	48	52	53	67	69
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚	1	○	△	△	△	○	○	○	○	△	本 文 を 参 照 し て く だ さ い		
		2	○	△	△	△	○	○	○	○	△			
		3	○				○			△	△			
		4									△			
		5									△			
		6									△			
	聴 覚 又 は 平 衡 機 能	2	○	△	△	△	○	○	○	○	△			
		3	○				○			△	△			
		4									△			
		5									△			
		6									△			
	言 語 声	3	○				○			○	△			
		4								△	△			
	上 肢・ 下 肢・ 体 幹・ 肢 体 不 自 由	1	○	△	△	△	○	○	○	○	△		△	△
		2	○	△	△	△	○	○	○	○	△		△	△
		3	○				○			△	△		△	
		4					△			△	△			
		5									△			
		6									△			
	内 部	1	○	△	△	△	○	○	○	○	△		△	△
		2	○	△	△	△	○	○	○	△	△		△	△
		3	○				○			△	△		△	△
		4									△			
愛の手帳	1	○	△	△	△	○	○	○	○					
	2	○	△	△	△	○	○		○					
	3	○				△	○		○					
	4	○							△					
精神障害者 保健 福祉手帳	1	○		△	△	△			○					
	2								○					
	3								△					
難 病			△							△		△		
自己負担										有	有	有	有	
所得制限			有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		
年齢制限			有	有		有	有	有	有		有	有		
備考			施設入 所者を 除く	施設入所、3ヵ 月を超えて入院 している方を除 く	施設入所児を除く					他制度による助成 対象者を除く	介護保険 による助 成対象者 を除く	要介護 の方を 除く		

この表は、本文に記載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文と合わせてご利用ください。
○印はおおむね該当、△印は一部該当しますが、年齢や所得制限以外の要件があります。

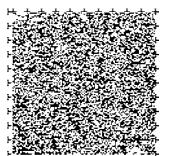


主な障害別該当事業一覧

障害別
事業

制 度 障害種別 級・度			日 常 生 活 援 助												
			心身障害者 訪問理美容サ ービス	心身障害者 寝具乾燥サ ービス	身体障害者 福祉マッサー ジ券	心身障害者 紙おむつ支 給	心身障害者 おむつ代金助 成	友愛ホームサ ービス	北区手話通訳 者派遣	重症心身障害 児(者)等 在宅レスパ イト	自動車運転免 許 取得経費の助 成	身体障害者 自動車改造費 助成	(ガソリン券 自動車燃料費 の助成)	福祉タクシ ー券	
ページ			69	70	70	70	71	72	72	75	76	77	77	78	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚	1		△		○	○	本 文 を 参 照 し て く だ さ い					○	○	
		2		△		○	○						○	○	
		3												○	
		4												△	
		5													
		6													
	聴 覚 又 は 平 衡 機 能	2		△		△	△		○		○			○	
		3								○		○		○	
		4								○					
		5								○				△	
		6								○					
		3										○		△	
	言 語 声	4													
		1	△	△	○	○	○			○	○	○	○	○	△
	上 肢 ・ 下 肢 ・ 肢 体 不 自 由	2	△	△	○	○	○			○	○	○	○	○	△
		3			○						○	△	△	△	△
		4									△	△	△	△	
		5									△	△	△	△	
		6										△	△	△	
		1		△		○	○				○			○	○
	内 部	2		△		○	○				○			○	○
		3									○			○	○
		4									○			△	
		1	△	△		○	○			○	○			○	○
	愛の手帳	2	△	△		○	○			○	○			○	○
		3		△							○			○	
		4									○				
		1									○				○
精神障害者 保健 福祉手帳	2								○						
	3								○						
	難 病														
自己負担			有	有			有								
所得制限										有	有	有	有		
年齢制限										有	有				
備考			要介護 4・5 を除く	要介護 4・5 を除く		施設入所者、要介護 4・5の方、要介護3 (75歳以上)の方を 除く			上肢機能 障害のみ は 除く		総合等級 1・2級		施設入 所、入院 中の方を 除く		

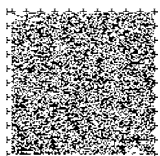
この表は、本文に記載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文と合わせてご利用ください。
○印はおおむね該当、△印は一部該当しますが、年齢や所得制限以外の要件があります。



主な障害別該当事業一覧

制 度 障害種別 級・度			医 療・健 康					税・公 共 料 金					
			心身障害者医療費 助成制度（マル障）	自立支援医療 更生医療	自立支援医療 育成医療	自立支援医療 精神通院医療	心身障害者歯科診療・ 摂食・嚥下外来	税金の控除・所得税	税金の控除・住民税	相続税の軽減	贈与税の軽減	個人事業税の軽減	自動車税・軽自動車税 の減免
ページ			85	86	86	86	94	111	111	112	112	113	114
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚	1	○	△			○	○	○	○	○	○	○
		2	○	△			○	○	○	○	○	○	○
		3		△			○	○	○	○		○	○
		4		△			○	○	○	○		○	△
		5		△			○	○	○	○		○	
		6		△			○	○	○	○		○	
	聴 覚 平 衡 機 能 は	2	○	△			○	○	○	○	○	○	○
		3		△			○	○	○	○		○	○
		4		△			○	○	○	○		○	
		5		△			○	○	○	○		○	△
		6		△			○	○	○	○		○	
	言 語	3		△			○	○	○	○		○	△
		4		△			○	○	○	○		○	
	上肢・下肢・ 身体不自由	1	○	△			○	○	○	○	○	○	○
		2	○	△			○	○	○	○	○	○	○
		3		△			○	○	○	○		○	△
		4		△			○	○	○	○		○	△
		5		△			○	○	○	○		○	△
		6		△			○	○	○	○		○	△
	内 部	1	○	△			○	○	○	○	○	○	○
		2	○	△			○	○	○	○	○	○	○
		3	○	△			○	○	○	○		○	○
		4		△			○	○	○	○		○	△
愛の手帳		1	○				○	○	○	○	○	○	
		2	○					○	○	○	○	○	○
		3						○	○	○	○	○	○
		4						○	○	○	○	○	
精神障害者 保健 福祉手帳		1	○			○	○	○	○	○	○	△	
		2				○		○	○	○	○	○	
		3				○		○	○	○	○	○	
難 病													
自己負担		有	有	有	有								
所得制限		有	有	有	有						有		
年齢制限		有	有	有									
備考													

この表は、本文に記載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文と合わせてご利用ください。
○印はおおむね該当、△印は一部該当しますが、年齢や所得制限以外の要件があります。

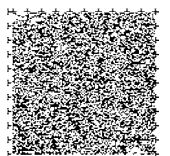


主な障害別該当事業一覧

制 度 障害種別 級・度			税 ・ 公 共 料 金										緊急
			航空旅客運賃の割引	タクシー料金の割引	民営バス料金の割引	都営交通 無料乗車券と割引	精神障害者 都営交通乗車証	有料道路通行 料金の割引	NHKテレビ 受信料の減免	水道・下水道 料金の減免	青い鳥 郵便葉書の無償配布	N T T 無料電話番号案内	重度身体障害者等 緊急通報システム
ページ			117	118	118	119	120	121	124	125	125	126	131
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚	1	○	○	○	○		△	△	△	○	○	△
		2	○	○	○	○		△	△	△	○	○	△
		3	○	○	○	○		△	△	△		○	
		4	○	○	○	○		△	△			○	
		5	○	○	○	○		△	△			○	
		6	○	○	○	○		△	△			○	
	聴 覚 又 は 平 衡 機 能	2	○	○	○	○		△	△	△	○		△
		3	○	○	○	○		△	△	△			
		4	○	○	○	○		△	△				
		5	○	○	○	○		△	△				
		6	○	○	○	○		△	△				
	言 語	3	○	○	○	○		△	△	△			
		4	○	○	○	○		△	△				
	上 肢 ・ 下 肢 ・ 肢 体 不 自 由	1	○	○	○	○		△	△	△	○	○	△
		2	○	○	○	○		△	△	△	○	○	△
		3	○	○	○	○		△	△	△			
		4	○	○	○	○		△	△				
		5	○	○	○	○		△	△				
		6	○	○	○	○		△	△				
	内 部	1	○	○	○	○		△	△	△	○		△
		2	○	○	○	○		△	△	△	○		△
		3	○	○	○	○		△	△	△			
		4	○	○	○	○		△	△				
愛の手帳	1	○	○	○	○		△	△	△	○	○		
	2	○	○	○	○		△	△	△	○	○		
	3	○	○	○	○			△			○		
	4	○	○	○	○			△			○		
精神障害者 保健 福祉手帳	1	○	△	○		○		△			○		
	2	○	△	○		○		△			○		
	3	○	△	○		○		△			○		
難 病												△	
自己負担												有	
所得制限								有	有				
年齢制限			有						有			有	
備考								世帯要件あり					

この表は、本文に記載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文と合わせてご利用ください。
○印はおおむね該当、△印は一部該当しますが、年齢や所得制限以外の要件があります。

障害別
事 業



1 相 談

障害者の総合相談 身 知 精 難

心身に障害のある方の総合的な相談に応じ、次のようなサービスの提供を行います。

- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用※
ホームヘルプ、ショートステイ、施設への通所・入所など
- 心身障害者の医療費助成
- 自立支援医療の給付
- 難病医療費助成申請の受付
- 障害を理由とする差別に関する相談
- 心身障害者福祉手当支給、福祉タクシー券交付、ガソリン券交付、補装具※
日常生活用具支給※、紙おむつ支給※、訪問理美容※、寝具乾燥※、マッサージ券※
緊急通報システムなど
- ※介護保険・高齢者福祉サービスが優先します。介護保険対象で障害のある方は23頁をご覧ください。

相談および問い合わせ（住所地で管轄がわかります）

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

問 い 合 わ せ	
管 轄	住 所 地
障 害 福 祉 課 王子障害相談係 ☎ 3908-9081 ☎ 3908-1358 ☎ 3908-1359 FAX 3908-5344	王子、王子本町、上十条、上中里、岸町、栄町、十条台、 十条仲原、昭和町、滝野川、田端、田端新町、豊島、中里、 中十条、西ヶ原、東十条、東田端、堀船
障 害 福 祉 課 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991	赤羽、赤羽北、赤羽台、赤羽西、赤羽南、岩淵町、浮間、 神谷、桐ヶ丘、志茂、西が丘

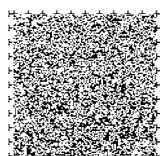
下記（１）（２）（３）の相談等は以下でも受け付けています。

月曜～土曜 午前9時～午後6時（祝日・年末年始を除く）

問 い 合 わ せ	
管 轄	住 所 地
滝野川地域障害者 相談支援センター ☎ 4334-6548 FAX 4334-6549	上中里、昭和町、田端、田端新町、中里、西ヶ原、東田端

（１）相談支援業務

- ①障害種別および年齢にかかわらない相談
- ②障害福祉サービスの利用支援、専門機関の紹介
- ③権利擁護関連事業
- ④障害を理由とする差別に関する相談



(2) 障害者福祉事業

訪問理美容※、寝具乾燥※、マッサージ券※、紙おむつ支給※、福祉タクシー券、ガソリン券、重度身体障害者等緊急通報システムの申請受付など

(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用相談・申請受付※

上記管轄住所地の方のホームヘルプ・ショートステイ・施設への通所について

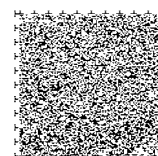
※介護保険・高齢者福祉サービスが優先します。介護保険対象で障害のある方は23頁をご覧ください。

相談

障害に関する相談機関

障害者虐待防止センター	〒114-8508 王子本町1-15-22 北区役所第一庁舎1階3番窓口 (障害福祉課王子障害相談係内) ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344
【内容】障害者虐待防止に向けて、障害者ご自身も障害者を養護する方も支援する窓口です。 【機能】1 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報または届出の受理 2 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言 3 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発	

障害者 基幹相談支援センター	〒114-0032 中十条1-2-18 北区立障害者福祉センター2階 ☎/FAX 3905-7226 Eメール peernet@peernet.or.jp
障害がある方の生活全般に関する相談に応じます。 1 各種相談 生活全般に関する相談に応じ、各種情報の提供、専門機関等の紹介などを行います。 2 相談支援事業所等地域の関係機関との連携・人材育成 障害のある方の地域生活を支援するため関係機関との連携を図ります。 相談支援事業所へのサポートとして、相談のアドバイスや研修を行います。 複雑な相談については、支援機関と連携して適切な支援を提供します。 【利用時間】(祝日・年末年始を除く) 月曜～金曜 午前10時～午後6時 第2・4土曜 午前10時～午後5時	



1 相 談

障害者地域活動支援室 支援センターきらきら

〒114-0032 中十条1-2-18
北区立障害者福祉センター2階
☎ 3905-7201・7202
FAX 3905-7203

障害がある方の自立と社会参加を支援する施設です。（登録制）

- 1 オープンスペース
気軽に立ち寄り、仲間と交流できる場です。また、情報コーナーも設置しています。
- 2 生活相談
 - ・日常生活に関することや対人関係・医療・制度のことなど幅広い相談をお受けします。（電話・面接）（面接は原則として予約が必要です。）
 - ・障害者差別に関する相談をお受けします。
- 3 生活支援
日常生活での様々な課題に対する個別具体的な支援を行います。
- 4 プログラムの実施 各種講座を実施しています。
- 5 地域移行・地域定着支援
入所・入院されている方が地域で生活するための相談支援を行います。
- 6 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業等を担っています。

【利用時間】（祝日・年末年始を除く）

月曜～金曜 午前10時～午後6時（オープンスペースは午後5時まで）
土曜 午前10時～午後5時（オープンスペースは午後4時まで）

就労支援センター北

身 知 精

〔主に知的・身体障害の方〕ドリームヴィ
〒114-0034 上十条2-1-12

☎/FAX 3906-7753

〔主に精神障害の方〕わくわくかん

〒115-0044 赤羽南2-6-6

スカイブリッジ21 地下1階

☎ 3598-3337

※ドリームヴィ・わくわくかんともに北区在住
または在勤の方

障害のある方の一般就労を促進し、安心して働き続けられるよう就労面と生活面の支援を一体的に行います。（登録制）

就労面の支援

職業相談・就職準備支援・職場開拓支援・職場実習支援・職場定着支援・離職時の調整および離職後の支援

生活面の支援

日常生活の支援・安心して働き続けるための支援・豊かな社会生活を築くための支援・将来設計や自己決定の支援

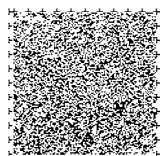
【利用時間】

月曜～土曜

ドリームヴィ 午前10時～午後6時（祝日・年末年始を除く）

わくわくかん 午前10時～午後7時（祝日・年末年始を除く）

※利用方法については110頁をご覧ください。



医療的ケア児等 コーディネーター

〒115-0043 神谷1-13-10KourtK3 1階
あすか山訪問看護ステーション内
☎ 03-6903-0313
Eメール kita-cshcn@jvnf.or.jp

医療的ケア児等及びその家族等の相談に応じ、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

- 1 各種相談
電話やメール、面接、訪問など総合的に対応し、障害福祉サービス事業所や医療機関、学校、保育園等、必要なサービスにつなげます。
- 2 医療的ケア児等に対する支援のための地域づくり
障害者基幹相談支援センターと連携し、区内相談支援事業者等とのネットワークの構築や人材育成の支援を行います。

【相談日時】

平日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

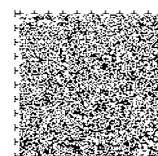
相談

東京都医療的ケア児支援センター

連絡先等については下記参照

人工呼吸器による呼吸管理や、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なお子さん（医療的ケア児）やそのご家族が、お子さんの心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにするための相談を受け付けます。

- 1 設置場所
【区部】 地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立大塚病院内
東京都豊島区南大塚二丁目8番1号
【多摩】 同機構 東京都立小児総合医療センター内
東京都府中市武蔵台二丁目8番地の29
- 2 相談受付時間
月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く。）
- 3 相談受付方法
電話もしくはWEBにより受け付けます。
■専用電話
【区部】 03-3941-3221
【多摩】 042-312-8164
■WEBお問合せフォーム
（区部）
<https://logoform.jp/f/ee2nl>
（多摩地域）
<https://logoform.jp/f/2VUol>
- 4 利用対象者
都内在住の医療的ケア児やそのご家族、その支援者、区市町村、関係機関等
※18歳に達し、又は高等学校を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。
- 5 業務内容
・医療的ケア児及びそのご家族等に対する相談支援
・区市町村・関係機関等への情報提供、連絡調整



1 相 談

東京都北児童相談所

身 知 精

〒114-0002 王子6-1-12

☎ 3913-5421 FAX 3913-9048

児童（18歳未満）のあらゆる問題について児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談に応じ、各種の判定、診断、援助を行います。

- ・児童の様々な問題についての相談に応じます。
- ・児童とその家庭についての調査または診断をし、指導または援助を行います。
- ・児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置を行います。
- ・愛の手帳（18歳未満）の交付申請を受付けます。

※愛の手帳（18歳以上）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請については27～29頁をご確認ください。

【相談方法・時間】

月曜日～金曜日、午前9時から午後5時

※虐待に関する通告・相談は、児童相談所全国共通ダイヤル189でも受付。

（24時間、365日）

※また、現在、北児童相談所にご相談中の方で、緊急の場合は、平日夜間、土曜日・日曜日・祝日（年末年始を含む）でも、緊急連絡03-5937-2330で対応。

北区立

児童発達支援センター

〒114-0002 王子6-7-3

☎ 3913-8841 FAX 3912-3016

児童（18歳未満）の発達や障害に関するさまざまな相談に対応しています。

【事業内容】総合相談（発達や療育に関する相談等）

障害児相談支援・児童発達支援・保育所等訪問支援・特定相談支援

※相談、ご利用にあたっては電話等での予約が必要です。

【相談日時】月～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

東京都

発達障害者支援センター

※18歳以上、未満の方で連絡先が変わります
下記を参照してください。

都内在住・在勤の方の発達障害のある人（疑い含む）とそのご家族、関係機関の方からの発達障害に関するご相談をお受けしています。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携（おとなTOSCAは原則的に行っていません）、関係機関コンサルテーション、研修の講師派遣なども行います。

【18歳以上の方】おとなTOSCA

公益財団法人 神経研究所

〒112-0012 文京区大塚4-45-16

電話：03-6902-2082

ホームページ <http://otona-tosca.org>

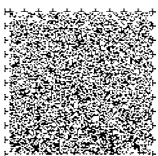
【18歳未満の方】こどもTOSCA

社会福祉法人 嬉泉

〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9

電話：03-6413-0231 メール tosca@kisenfukushi.com

ホームページ <http://www.tosca-net.com/>



東京都手をつなぐ育成会
手をつなぐ あんしん相談
(青年期相談室)



東京都手をつなぐ育成会
〒160-0023 新宿区西新宿7-8-10
オークラヤビル2階
☎ 5389-2614 FAX 5389-4090

知的障害のある人の日常生活、地域でのくらし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

【相談日時】

月曜～木曜 午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

来所による相談の場合は電話等で相談日時を予約してください。

相談

権利擁護センター
「あんしん北」

社会福祉法人 北区社会福祉協議会
〒114-0021 岸町1-6-17
☎ 3908-7280 FAX 3905-4653

高齢者や障害のある方などの福祉サービスの利用援助や金銭管理に関する相談、また成年後見制度についての相談などを行っています。

・一般相談

社会福祉協議会の職員が相談に応じます。

【相談日時】

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

・専門相談（予約制：前の週の金曜までの予約になります。）

専門相談員（弁護士などの専門家）が相談に応じます。

【相談日時】

第1・3水曜 午後1時30分～午後4時30分（1時間程度）

（祝日・年末年始を除く）

北区NPO・
ボランティアぷらざ

〒114-8503 王子1-11-1北とびあ4階
☎ 5390-1771 FAX 5390-1778

ボランティア活動に関する相談、情報の提供、活動の紹介を行っています。

【利用時間】

火曜～土曜 午前10時～午後9時

日曜 午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

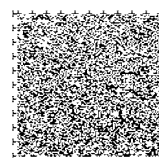
ハローワーク王子
(王子公共職業安定所)

〒114-0002 王子6-1-17
☎ 5390-8609（代表）
東京ハローワーク ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>

職業に関する相談や紹介、雇用保険手続、失業給付の支給などを行っています。
また障害のある方の相談窓口もあります。（詳細は103頁、107頁をご覧ください）

【開庁時間】

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日は閉庁）



1 相 談

東京都立

精神保健福祉センター

〒110-0004

台東区下谷1-1-3

☎ 3844-2212（こころの電話相談）

こころの健康に関するご本人、あるいはご家族や身近な方からの相談を受けています。まずはこころの電話相談でご相談ください。専門の相談員がお話を伺った上、適切な医療機関や相談機関をご案内したり、必要に応じて面接相談（予約制）もお受けいたします。

アルコール依存・薬物依存・ギャンブル依存・思春期青年期の心の問題は、専門相談として受けております。専門相談では個別面接の他、ご本人やご家族向けのプログラム等を実施しています。

【こころの電話相談】

月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

*なお当センターでは、精神科医療機関に通院中の、主に統合失調症及び自閉スペクトラム症の方で、15歳から30歳代半ばまでの方を対象に、デイケアを実施しています。主治医に相談の上、最寄りの健康支援センターにご連絡ください。

高次脳機能障害 専用電話相談

東京都心身障害者福祉センター

地域支援課 高次脳機能障害者支援担当

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）13階

☎ 3235-2955（専用電話相談）

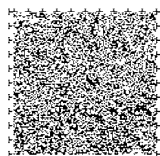
電話での相談が難しい場合にはFAX 3235-2957

高次脳機能障害により日常生活に支障のある方やそのご家族に対して生活や就労など様々な相談に応じています。

高次脳機能障害とは、脳卒中等の病気や事故等による脳損傷の影響により、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語などの認知障害が生じた状態をいいます。

【相談日時】

月曜～金曜 午前9時～12時 午後1時～午後4時（祝日・年末年始を除く）



聴力障害者 情報文化センター



〒153-0053 目黒区五本木1-8-3
FAX 6833-5005 ☎ 6833-5004
Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp
(相談専用) FAXとメールは24時間受付
ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>

生活や職業、聞こえや補聴器など聴覚障害全般についての相談に、相談員が無料で対応しています。必要に応じて、専門機関への紹介や同行支援等も行います。

一人ひとりのコミュニケーション状態に合わせ、手話や筆談、補聴器や補聴援助システム等で、ゆっくりお話を伺います。また、ご家族や職場の方等、関係者からのご相談もお受けしています。

【開館日】 (来所及びオンラインによる相談は要予約)

火曜・水曜・木曜・土曜…午前10時～午後5時

金曜…午前10時～午後7時

【閉館日】 日曜・月曜、祝日、年末年始

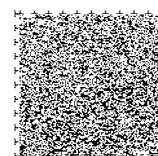
【相談内容の例】

- ・生活相談…学校、職場、家庭内、健康、子育て、福祉制度など
 - ・聞こえの相談…補聴器に関することや聞こえに関することなど
- また、ウェブサイトを通じて、様々な情報提供を行っています。

聴覚障害や手話等に関するお問い合わせにも対応いたします。

*メールには担当の相談員が回答いたします。(回答にはお時間をいただくことがあります。あらかじめご了承ください。)

相談



1 相 談

施設の入所および通所の相談

身 知 精

心身に障害のある方がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスを提供する施設に入所あるいは通所して創作的活動、生産活動や能力向上のため訓練を受けることができます。

(事業者・施設情報ホームページ)

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

障害福祉サービス等情報検索 (WAM-NET)

<https://www.wam.go.jp/sfkyoout/COP000100E0000.do>

とうきょう福祉ナビゲーション

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

社会福祉法人全国社会福祉協議会

<https://www.shakyo.or.jp/index.html>

東京都障害者サービス情報

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

相談および問い合わせ

18歳未満 の入所	東京都北児童相談所 〒114-0002 王子6-1-12 ☎ 3913-5421 FAX 3913-9048 月曜～金曜 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
上記以外	障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

聴覚障害者相談・電話通訳

身

手話通訳連絡所 (北区役所第一庁舎 1 階) と手話通訳連絡所・赤羽分室 (赤羽障害相談係内) では聴覚障害者相談と電話通訳などを行っています。

予約の必要はありません。(北区手話通訳者派遣については72頁をご覧ください)

【相談日時】

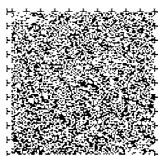
月曜～金曜 区役所 午前8時30分～午後5時15分

赤羽分室 午前9時～午後5時

(祝日・年末年始を除く)

問い合わせ

手話通訳連絡所 (区役所第一庁舎1階 障害福祉課となり)
FAX 3908-6323 ☎ 3908-8607



身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員 身 知 精

区長が委嘱した民間の協力者で、障害のある方の各種相談に応じ、助言を行います。

相談内容等の個人情報厳守されます。

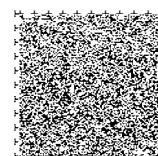
委嘱期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

	氏 名	電話番号
肢体不自由	たぐち としえい 田口 俊衛	3912-8065
	なかむら けいこ 中村 恵子	3918-7169
	しみず やすこ 清水 康子	3949-3633
	とびた ふみこ 飛田 英美子	3909-3098
視覚	さとう かつひと 佐藤 勝人	090-3061-9240
	いのやま としゆき 猪山 俊幸	3558-1744
聴覚	おおやぎ たけし 大八木 剛	3927-3141 (FAX)
	おさだ ゆみこ 長田 由美子	3907-3623 (FAX)
	にいづま たえこ 新妻 妙子	3910-2295 (FAX)
知的	ばんの みか 伴野 美香	3919-8829
	すすき ちえこ 鈴木 千栄子	090-5803-4432
	とよおか まなぶ 豊岡 学	5944-6639 (第二あゆみ福祉センター事務所)
精神	さとう ちよみ 佐藤 ちよみ	3949-3867 (飛鳥会事務所)
	よしだ こういち 吉田 耕一	3949-3867 (飛鳥会事務所)
	しらね なおひと 白根 直人	3902-9996 (わくわくかん事務所)

問い合わせ

障害福祉課 障害福祉係 ☎ 3908-9085 FAX 3908-5344

相談



1 相 談

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域の身近な相談相手として福祉や子育てに関する相談に応じています。

法律により秘密を守る義務がありますので、子育てのことや生活上の悩みごとについて安心してご相談ください。

お住まいの地域の民生委員・児童委員についてはお問い合わせください。

問い合わせ

地域福祉課 地域福祉係 ☎ 3908-9041 FAX 3908-6666

教育相談

子どもと学校、家庭を取り巻く様々な相談（一般相談・心理相談・いじめ相談・不登校相談・特別支援教育相談）を心理士、教育相談員が電話相談、来所相談及びメール相談で受け付けています。

【電話相談の受付】月～金曜 午前8時30分～午後5時30分

※祝日・年末年始は除く

【来所相談の受付】月～金曜 午前8時30分～午後5時30分

※祝日・年末年始は除く（予約を原則とします）

適応指導教室

不登校となっている区立小・中学校（義務教育学校を含む）のお子さんを対象としています。

【申込み】学校と相談のうえ、下記教育相談担当にご相談ください。

問い合わせ

教育総合相談センター（教育相談）

☎ 3908-1326 FAX 3908-1327

※東京都の窓口

東京都教育相談センター

〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター4階

<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/>

電話相談

○教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン（24時間対応）

☎ 0120-53-8288

○高校進級・進路・入学相談

☎ 03-3360-4175

平日 午前9時～午後9時

土日祝日 午前9時～午後5時（閉庁日、年末年始を除く）

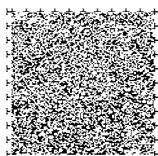
来所相談（事前予約制）

○教育相談一般 ☎ 0120-53-8288

○高校進級・進路・入学相談 ☎ 03-3360-4175

メール相談（返信は1回のみ） <https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/mail/index.html>

SNS等教育相談 <https://ijime.metro.tokyo.lg.jp/message/>



就学相談

就学相談は、心身の発達等に課題があり特別支援教育を必要とするお子さんの就学をご案内し、お子さんの能力や成長の可能性を最大限に発揮し、楽しい学校生活を送ることができるような最もふさわしい就学先を、保護者と一緒に考えていきます。

【対 象】北区に住民登録があり、次に該当する障害や発達に心配のあるお子さんが対象です。

- ①来年度、小学校・義務教育学校（前期課程）へ入学する年齢のお子さん
- ②現在、小学校・義務教育学校（前期課程）第6学年に在籍するお子さん
- ③現在、就学猶予又は免除の措置を受けている学齢児童・生徒で、来年度就学を希望するお子さん
- ④現在、特別支援学校小学部第6学年に在籍する児童で、区立中学校への就学を希望し、在籍学校長、都教育委員会が区立中学校への就学が適当と判断したお子さん

【相談日時】

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時30分（祝日・年末年始を除く）

問い合わせ

教育総合相談センター（就学相談）

☎ 3908-1237 FAX 3908-1257

成年後見制度

知的障害や精神障害などによって物事を判断することが困難な方々の財産管理や契約を補助したり代理したりすることによって、安心して生活できるように支援し、権利とくらしを守る制度です。

※成年後見制度費用助成があります。詳しくは34頁をご覧ください。

問い合わせ

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分 〒114-0021 岸町1-6-17

☎ 3908-7280 FAX 3905-4653

<https://kitashakyo.or.jp/>

申立先

東京家庭裁判所 後見センター

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 〒100-8956 千代田区霞ヶ関1-1-2

☎ 3502-5359

<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/seinenkouken/index.html>

くらしにお困りの方は

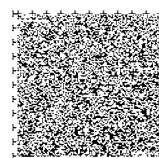
高齢、障害、病気などで生活にお困りの場合、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し自立できるよう支援する生活保護制度があります。

保護を受けるには要件がありますので、生活福祉課にご相談ください。

問い合わせ

生活福祉課 相談係

☎ 3908-1144 FAX 3908-7171



1 相 談

生活・仕事探しの相談

様々な事情で生活にお困りの方に対し、「北区くらしとしごと相談センター」において専門の相談支援員がそれぞれのご相談内容に応じた支援を行っています。

【支援内容】

- ① 自立相談支援（就労相談を含む）
- ② 住居確保給付金の申請・受付
- ③ 家計改善支援
- ④ 就労準備支援

【受付方法】

相談は無料

予約優先

北区くらしとしごと相談センター

〒114-0021 岸町1-6-17 北区立岸町ふれあい館1階

☎ 6454-3104 FAX 5948-6041 メール kurashi@kitashakyo.or.jp

（開設時間）月～金／8：30～17：15 （休館日）土・日・祝日・年末年始

問い合わせ

生活福祉課 生活支援係

☎ 3908-9046 FAX 3908-1241

赤羽しごとコーナー

就職支援アドバイザーによる相談を行っています。

【相談日時】

火・金曜（祝日を除く）午前9時30分～午後4時10分（予約制・定員1日5名）

※予約は以下の問い合わせにご連絡ください。

【相談場所】

赤羽しごとコーナー

〒115-0045 赤羽1-1-38 赤羽区民事務所内

問い合わせ

産業振興課 産業振興係

☎ 5390-1234 FAX 5390-1141

内職相談

内職の相談・あっせん（要登録）を行っています。

【相談日時】

月～金曜（祝日を除く）午前9時～午後5時

【相談場所】

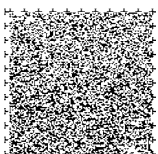
産業振興課 産業振興係

〒114-8503 王子1-11-1 北とぴあ11階

問い合わせ

産業振興課 産業振興係

☎ 5390-1234 FAX 5390-1141



難病に関する各種相談（療養相談・就労相談・医療相談等） 難

問い合わせ

下記の場所で実施しています。

- ① 東京都難病相談・支援センター（元町ウェルネスパーク西館1階）
※療養相談・就労相談・医療相談会・医療講演会等
☎ 5802-1892
- ② 東京都多摩難病相談・支援室（都立神経病院2階）
※療養相談・就労相談・医療相談会等
☎ 042-323-5880
- ③ 東京都難病ピア相談室（東京都広尾庁舎1階）
※疾病別ピア相談・患者・家族の交流会等
☎ 3446-0220（相談専用） ☎ 3446-1144（予約・問合せ専用）

〈詳細は東京都難病ポータルサイト（ホームページ）をご覧ください〉

相談

精神保健相談・依存症等専門医相談 精

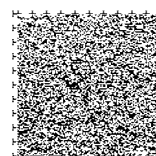
こころの問題でお困りの方を対象に精神保健相談を行っています。

また、アルコールなどの依存症である方とその家族の回復のための相談も受けています。

（要予約・相談日時等については下記へお問い合わせください）

問い合わせ

保健サービス課	王子健康支援センター	☎ 3919-7588	FAX 3919-5163
	赤羽健康支援センター	☎ 3903-6481	FAX 3903-6486
	滝野川健康支援センター	☎ 3915-0184	FAX 3915-0171



1 相 談

介護保険対象で障害のある方

障害のある方で、介護保険サービスと共通のサービスをご利用の場合は、障害者手帳をお持ちの方でも、介護保険制度対象の方は原則介護保険制度が優先します。

(障害のサービスと共通する主な介護保険サービス)

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問入浴
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・福祉用具貸与・購入
- ・住宅改修費

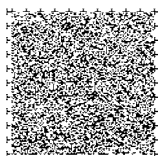
(介護保険サービスの対象となる方)

- ・65歳以上の方（第1号被保険者）
- ・40歳から64歳までの方のうち医療保険に加入し、かつ下表の病気（特定疾病 16 種類）の方（第2号被保険者）

これらの方が入浴、排せつ、食事等の日常生活動作について介護を必要とする状態（要介護状態）にある、あるいは、虚弱な状態であって要介護状態とならないために適切なサービスを受けることが必要な状態（要支援状態）である場合に「認定」を受けて対象となります。

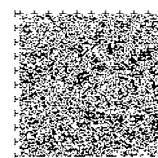
疾病 16 種類			
① 筋萎縮性側索硬化症	② 後縦靱帯骨化症	③ 骨折を伴う骨粗しょう症	
④ 多系統萎縮症	⑤ 初老期における認知症	⑥ 脊髄小脳変性症	
⑦ 脊柱管狭窄症	⑧ 早老症		
⑨ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	⑩ 脳血管疾患		
⑪ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病			
⑫ 閉塞性動脈硬化症	⑬ 関節リウマチ	⑭ 慢性閉塞性肺疾患	
⑮ 両側の膝関節又は両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症			
⑯ がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）			

問い合わせ			
介護保険課	介護給付係	☎ 3908-1286	FAX 3908-9257
	事業者支援係	☎ 3908-1119	FAX 3908-9257
	認定調査係	☎ 3908-1120	FAX 3908-9257
高齢福祉課	高齢相談係	☎ 3908-9083	FAX 3908-1229
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1358	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549



区役所における各種相談

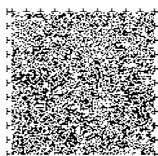
種 類	相 談 日 時	相 談 内 容	問い合わせ/相談場所
法律相談 予約制*1	月・水・金曜 (電話・オンライン相談は 月・水曜) 午後1時～午後3時30分	土地・建物、相続、 金銭貸借、損害賠償、離婚など の一般的な法的解決策	広聴担当課区民相談室 区役所第一庁舎 3階2番窓口 ☎ 3908-1101 *1 相談希望日の前の 週の月曜から、電話ま たは窓口で予約を受け 付けます。オンライン 相談の予約は北区ホー ムページ内の専用申込 みフォームから受付。 (詳しくは北区ホーム ページをご覧ください。) *2 当月の最終相談日 の翌日から、翌月分の 予約を電話または窓口 で受け付けます。 *3 当月から翌月分の 予約を電話または窓口 で受け付けます。 「*1」「*2」「* 3」とともに、相談時間 は、1回30分以内で す。
交通相談 予約制*3	金曜 午後1時～午後4時	示談方法、損害賠償額の算定、 保険金の請求手続きなどの交通 事故全般	
外国人相談 (中国語) 予約制*3	第4火曜 午後1時～午後4時	身近な生活情報の提供、区の行 政サービスに関する相談(中国 語で相談可)	
人権相談 予約制*2	第4火曜 午後1時～午後4時	いじめ、差別、虐待などの人権 問題	
行政相談 予約制*2	第2木曜 午後1時～午後4時	国の行政機関に対する要望、苦 情	
税金相談 予約制*2	第2・3木曜 午後1時～午後4時	相続税、贈与税、所得税などの 税金全般	
不動産 取引相談 予約制*2	第1・3木曜 午後1時～午後4時	土地・建物の売買などの 不動産取引	
建築相談 予約制*2	第1・3火曜 午後1時～午後4時	設計、融資、敷地などの建築全 般	
登記等相談 予約制*2	第2木曜 午後1時～午後4時	登記、債務整理、成年後見など	
表示登記相談 (調査・測量) 予約制*2	第1木曜 午後1時～午後4時	土地の境界・測量調査、 新築時の建物表示登記など	
年金労働雇 用相談 予約制*2	第4木曜 午後1時～午後4時	年金、労働保険・社会保険、人 事、賃金などの労務	
行政書士相談 予約制*2	第2火曜 午後1時～午後4時	遺言書、遺産分割協議書、借地 借家契約書などの作成方法	



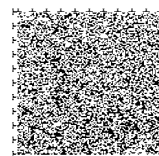
1 相 談

相談

種 類	相 談 日 時	相 談 内 容	問い合わせ/相談場所
女性相談	こころと生き方・DV相談 ＊予約制 曜日・時間については お問い合わせください。	パートナーからの暴力、 ハラスメント、親子関係、 人間関係、性自認や性的 指向等に関することなど の相談	スペースゆう（北区男女共 同参画活動拠点施設） ☎ 3913-0163 いずれも電話予約 （随時）
	女性のための法律相談 ＊予約制、オンライン相談 可 曜日・時間については お問い合わせください。	離婚、相続、ハラスメン ト、性暴力被害など生活 全般に関わる法律問題に ついての相談	＊「女性のための法律相談」 は、オンライン相談希望の 場合も電話で予約が必要で す。
	女性のためのLINE相談 To U（トゥユー） 毎週木曜・土曜 午後6時～9時 （年末年始・祝日を除く）	学校、仕事、子育て、家 庭等に関する様々な悩み の相談（友だち追加のう え、時間内にご相談くだ さい。）	多様性社会推進課 ☎3913-0161  友だち追加
	女性の健康相談 ＊予約制	女性の産婦人科医等によ る健康相談	赤羽健康支援センター （女性の健康支援センター） ☎ 3903-6481
男性相談	こころと生き方・DV相談 （電話相談のみ） ＊予約制 曜日・時間については お問い合わせください。	パートナーからの暴力、 ハラスメント、親子関係、 人間関係、性自認や性的 指向等に関することなど の相談	スペースゆう（北区男女共 同参画活動拠点施設） ☎ 3913-0163 電話予約（随時）
性自認・ 性的指向 に関する 相談	にじいろ電話相談 ＊予約不要 毎月第1土曜 午後2時～5時	性自認や性的指向等に関 する悩みの電話相談及び 法律相談	専門相談用電話 ☎ 3913-0162 ＊時間内に直接お電話くだ さい。
	にじいろ法律相談 ＊予約制、オンライン相談 可 毎月第4日曜 午前10時～11時30分		予約電話 ☎ 3913-0163 ＊オンライン相談希望の 場合も電話で予約が必要 です。
健康相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	保健師、管理栄養士、歯科 衛生士等による健康相談	王子健康支援センター ☎ 3919-7588 赤羽健康支援センター ☎ 3903-6481 滝野川健康支援センター ☎ 3915-0184
消費生活 相 談	月～金曜 午前9時30分～午後4時	契約に関するトラブルや製 品事故、商品・サービスに ついての疑問や苦情の相談	消費生活センター ☎ 5390-1142 FAX 5390-1143
多重債務 相 談		借金の返済に関する相談	



種 類	相 談 日 時	相 談 内 容	問い合わせ/相談場所
起業相談 経営相談	月～金曜 午前10時～正午 午後1時～午後4時 ＊予約制	開業、経営の合理化、資金繰り、販売戦略、下請け等に関する相談	産業振興課 経営支援係 ☎ 5390-1237 FAX 5390-1141
ひとり親 （母子・父 子）相談 女性相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	母子・父子家庭の就業や生活設計等、離婚、出産費用、DV等女性の悩みに関する相談	生活福祉課相談係 ☎ 3908-1142
ひとり親家 庭等相談 （そらまめ 相談室）	月～金曜 午前8時30分～午後5時 ＊一部予約制	専門相談員によるひとり親家庭の悩み全般に関する相談 （個室の相談室あり）	そらまめ相談室 ☎ 3908-1363
法律相談 高齢者 （65歳以上） 障害者対象	毎週火曜 午後1時～午後4時 ＊予約制	経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときの無料法律相談（刑事事件は除く。同一問題につき3回まで利用可。）	法テラス東京 ☎0570-078301 IP電話をご利用されている場合は☎050-3383-5300へおかけください。
子育て 相 談	子ども・子育て相談 曜日・時間については お問い合わせください。	子ども自身の悩みや子育てに関する相談など、臨床心理士等による専門相談を行っています。	赤羽児童館 ☎ 3901-1460 豊島児童館 ☎ 3911-9520 桐ヶ丘児童館 ☎ 3900-8671 田端児童館 ☎ 3823-2860 滝野川西児童館 ☎ 3918-5872 西が丘児童館 ☎ 3906-6431 浮間子ども・ティーンズセンター ☎ 3967-6623 神谷子どもセンター ☎ 3598-6771
	子どもと家庭の総合相談 月～日曜（休日・年末年始を除く） 午前9時30分～午後5時	子ども（0歳から18歳未満）と子育てに関する相談なら、どなたでもご利用いただけます。 18歳未満のお子さん自身からの相談もお受けします。	子ども家庭支援センター ☎ 3927-0874 （相談専用） 児童虐待の疑いがある時 ☎3912-1894 （子ども家庭支援センター児童虐待専用） 月～金曜（休日・年末年始を除く） 午前9時30分～午後5時 ※上記時間外は児童相談所虐待対応ダイヤル局番なしの☎189へご連絡ください。



身体障害者手帳 身

身体に障害のある方が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。

各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

手帳の様式についてカード様式または紙様式を選択することができます。

- ① 視覚障害 1～6級 ②聴覚障害 2～4・6級 ③平衡機能障害 3・5級
 ④音声・言語・そしゃく機能障害 3・4級 ⑤肢体不自由 1～6級
 ⑥内部障害 1～4級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・
 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

【手 続】

- 1 新規・障害程度の変更・追加
 - ① 申請書（障害福祉課の窓口にあります）
 - ② 指定医記入の診断書・意見書（障害福祉課の窓口にあります）
 - ③ 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、正面、脱帽、上半身）
 ※②・③ともに1年以内のもの
 - ④ 個人番号確認資料
- 2 住所変更
 - ①申請書（障害福祉課の窓口にあります）
 - ②手帳、③個人番号確認資料
- 3 氏名変更
 - ①申請書（障害福祉課の窓口にあります）、②手帳、③個人番号確認資料
- 4 再交付
 - ・手帳の破損・紛失…上記1の①・③・④
 - ・他県で交付を受けた手帳を都の手帳に変える場合…上記1の①・③・④
 - ・写真貼替…上記1の①・③・④
- 5 返還
 - ①申請書（障害福祉課の窓口にあります）、②手帳、③個人番号確認資料
 - ・死亡されたとき
 - ・手帳の再交付を受けた後、紛失した手帳を発見したとき
 - ・障害程度が軽くなり、法に定める障害に該当しなくなったとき
 - ・手帳の更新をして新しい手帳の交付を受けたとき

【マイナンバーについて】

申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。詳しくはお問い合わせください。

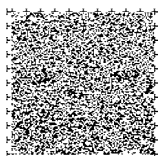
問い合わせ

（〒114地域にお住まいの方）

障害福祉課王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344

（〒115地域にお住まいの方）

障害福祉課赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



愛の手帳 知

東京都が発行する手帳で、知的障害のある方が各種の福祉サービスをうけるために必要な手帳です。障害の程度は総合判断し、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）に区分されています。

なお、国の制度として「療育手帳」があります。他の道府県からの転入の場合は、新たに「愛の手帳」の交付を受けてください。

手帳の様式についてカード様式または紙様式を選択することができます。

【手 続】

1 新規・更新

次の施設に直接予約して判定を受けてください。

18歳未満	東京都北児童相談所 ☎ 3913-5421 FAX 3913-9048 〒114-0002 王子6-1-12 ※3歳、6歳、12歳に年齢更新の判定を受けてください。
18歳以上	東京都心身障害者福祉センター ☎ 3235-2961 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階 ※18歳に達した場合は更新の判定を受けてください。

2 住所変更（北区内で転居・都内の市区町村から北区に転入したとき）

変更届（障害福祉課の窓口にあります）、手帳

※北区外に転出されたときは、転出先の区市町村の窓口で届出

3 氏名変更

変更届（障害福祉課の窓口にあります）、手帳

4 再交付（手帳の破損・紛失したとき）

申請書（障害福祉課の窓口にあります）、手帳（※お持ちの方のみ）、

写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、正面、脱帽、上半身、1年以内のもの）

5 返還

返還届（障害福祉課の窓口にあります）、手帳

① 死亡されたとき

② 都外転出されたとき

③ 手帳の再交付を受けた後、紛失した手帳が見つかったとき

④ 手帳の更新をして新しい手帳の交付を受けたとき

⑤ 手帳を必要としなくなったとき

※再び手帳が必要となった場合は再度判定を受ける必要があります。

問い合わせ

<1 新規・更新の手続について>

（18歳未満）・・・東京都北児童相談所

☎ 3913-5421

（18歳以上）・・・東京都心身障害者福祉センター

☎ 3235-2961

<2 住所変更、3 氏名変更、4 再交付、5 返還の手続について>

（〒114地域にお住まいの方）

障害福祉課王子障害相談係

☎

3908-9081

FAX

3908-5344

（〒115地域にお住まいの方）

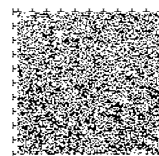
障害福祉課赤羽障害相談係

☎

3903-4161

FAX

3903-0991



精神障害者保健福祉手帳



一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、障害の等級は1級～3級まであります。2年ごとに更新の手続きをし、障害等級について再認定します。

手帳を交付された場合、各種サービスを受けることができます。

手帳の様式について、カード様式または紙様式を選択することができます。（ただし、新規申請または更新申請に限る。）

【手 続】

1 新規・更新・等級変更

① 申請書（障害福祉課の窓口にあります）

② 診断書（障害福祉課の窓口にあります）

※発行から3ヵ月以内のもの

※発行日が初診日から6ヵ月以上経過していること

※「精神障害」による障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、年金証書の写しで申請ができます。この場合、日本年金機構等に照会することがあるため、窓口にて「同意書」を記入願います。

③ 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、正面、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの、写真用紙にプリントしたもの）

④ 現在お持ちの手帳の写し（更新の場合）

2 住所変更（北区内で転居・都内の市区町村から北区内に転入したとき）

変更届（障害福祉課の窓口にあります）、手帳

3 住所変更（他の道府県からの転入）

変更届（障害福祉課の窓口にあります）、上記1の①③、手帳

※北区外に転出されたときは、転出先の自治体の窓口で届出

4 氏名変更

変更届（障害福祉課の窓口にあります）、手帳

5 再交付（手帳の破損または紛失）

上記1の①③、手帳（破損の場合）

【マイナンバーについて】

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

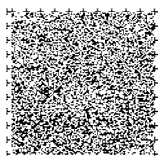
問い合わせ

障害福祉課王子障害相談係

☎ 3908-1359 FAX 3908-5344

赤羽障害相談係

☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



戦傷病者手帳

旧軍人、軍属で増加恩給、傷病年金等を受けているか、厚生労働大臣の認定を受けている方に交付されます。手続については、直接、東京都福祉局にお問い合わせください。

問い合わせ	
東京都福祉局	
生活福祉部 企画課 援護恩給担当	☎ 5320-4078 FAX 5388-1403

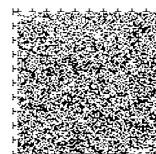
被爆者健康手帳

申請手続については、直接、東京都保健医療局にお問い合わせください。

再交付と北区への転入は、地域福祉課地域福祉係で受け付けます。都外転出の場合は、新住所の道府県庁（広島市・長崎市は市役所）へ届け出てください。

※申請の際は、できるだけ事前にご連絡ください。

問い合わせ	
東京都保健医療局保健政策部 疾病対策課 被爆者援護担当	☎ 5320-4473
地域福祉課 地域福祉係	☎ 3908-9015 FAX 3908-6666



3 障害者総合支援法等

障害者総合支援法・児童福祉法（障害児通所支援） 身 知 精 難

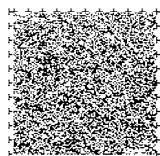
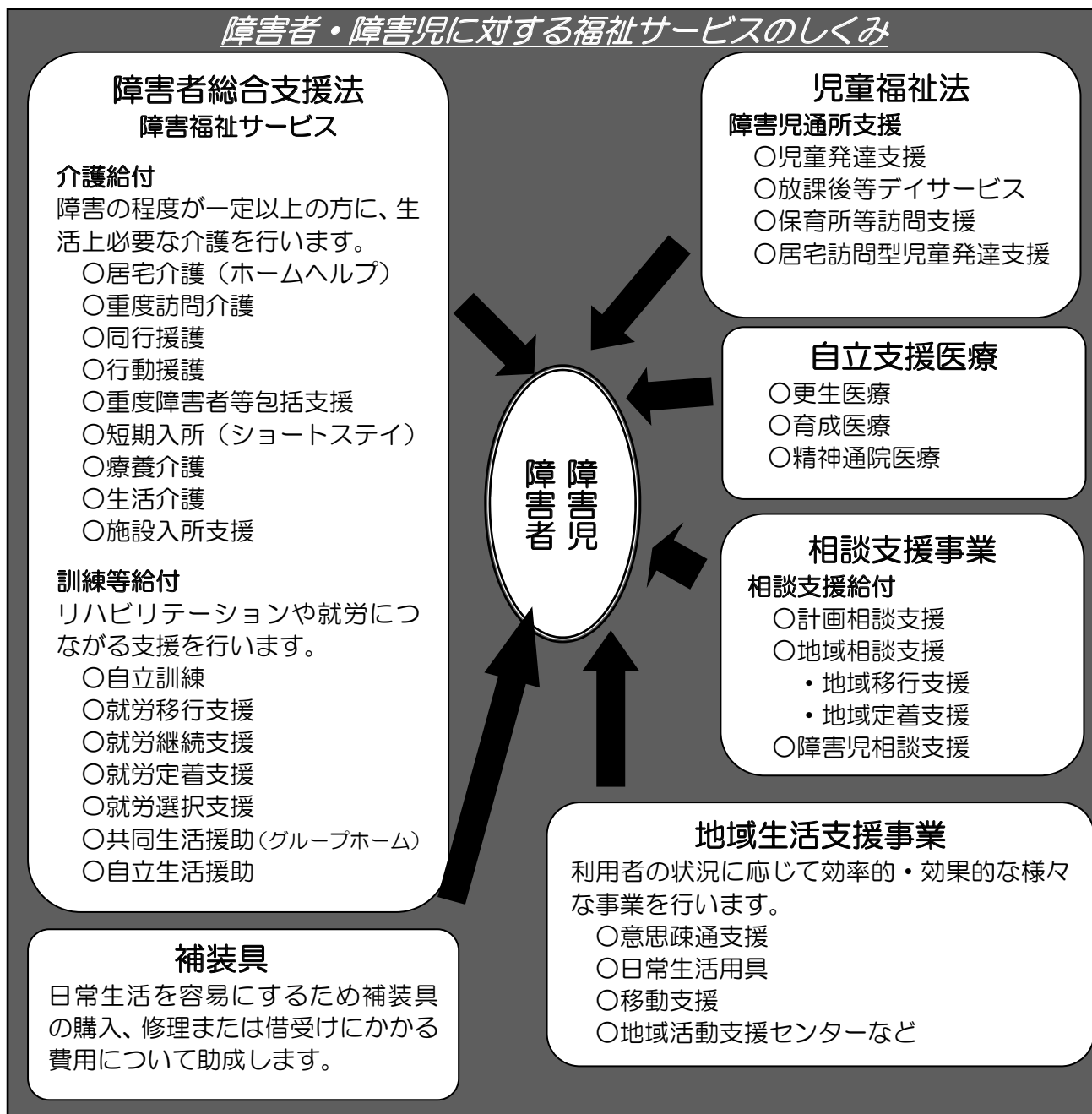
障害者総合支援法のもと、障害者の自立と社会参加を支援するため、障害種別にかかわらず共通の福祉サービスが、身近な地域において受けられます。

障害のある方への福祉サービスは、障害の程度や社会活動、介護者、居住などの状況により支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、地域の特性や利用者の状況に応じて区が主体で行う「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練などの支援を受ける「訓練等給付」に分かれます。利用できるサービスの種類と支給量は、障害支援区分とサービス利用の意向などにより決定されます。

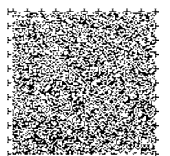
また、障害福祉サービス（障害児通所支援）の申請をした方へ計画相談支援（障害児相談支援）が原則として行われます。

障害者・障害児に対する福祉サービスのしくみ



障害福祉サービスの内容

介護給付	
居宅介護 (身体介護、家事援助、通院 等介助、通院等乗降介助)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、通院するときや官公署（区役所など）への手続きに行く場合に移動の支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害のある方および重度の精神障害のある方で常に介護を必要とする方に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
短期入所	居宅で介護する方が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
生活介護	日常生活全般に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援（障害者支援 施設での夜間ケア等）	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した方に、就労等に関する相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労選択支援	就職先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、ご本人の希望・就労能力や適性等に合った選択を支援します。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日を含め相談や日常生活の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する方に、定期的に自宅を訪問し、良好に生活を送れているか等の確認を実施し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。



相談支援事業の内容

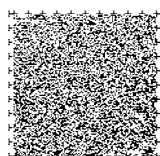
区内の相談支援事業所については、158～160頁をご覧ください。

相談支援給付	
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成、および作成された「サービス等利用計画」が適切かをモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等に入院している方に、住居の確保等地域生活に移行するために必要な相談、支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する方に、地域生活を継続していくために緊急時等の必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、利用決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成、および利用している障害児通所支援について、その内容が適切かをモニタリングし、必要に応じて見直しを行います。

障害児通所支援の内容

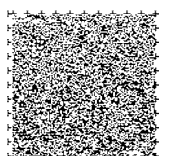
障害児を対象とした児童福祉法のサービスは以下のとおりです。

児童発達支援	心身の発達に遅れやつまずき、あるいはその疑いのある未就学児を対象に療育支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児（重症心身障害児など）の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与等の支援を行います。



地域生活支援事業の内容

意思疎通支援事業	聴覚・言語障害等のある方に手話通訳者等を派遣します。
日常生活用具費用の助成	日常生活用具費用を助成します。（詳細は53頁をご覧ください）
住宅設備改善費用の助成	住宅設備改善費用を助成します。（詳細は67頁をご覧ください）
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
日中一時支援事業	日中の支援、一時的見守り、日常的な訓練を行います。
身体障害者 訪問入浴サービス	巡回入浴車を派遣し、居室で入浴（洗体・洗髪・洗顔）を行います。（詳細は69頁をご覧ください）
障害者運転免許 取得経費補助事業	18歳以上の方が自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。（詳細は76頁をご覧ください）
身体障害者 自動車改造費補助事業	就労などのために、身体障害者本人が運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。（詳細は77頁をご覧ください）
成年後見制度費用助成	身寄りがないなど申立てができない方に区長による成年後見申立てを行います。また、本人および親族申立ての場合は、申立てに要する費用を負担する事が困難な方に対して申立て費用や成年後見人の報酬等を助成します。
重度障害者等 就労支援事業	重度障害者の方に通勤や職場等における支援をします。
重度障害者大学等 修学支援費補助事業	重度障害者の方が大学に通う際に必要な介護の費用を助成します。



障害福祉サービスの申請・決定の流れ

1 相談・申請

サービス利用にあたり、区にサービス利用申請を行います。



2 サービス等利用計画案の提出依頼、作成

区から提示された相談支援事業所リストを参考に事業所を選択して契約を結び、サービス等利用計画案の作成を依頼します。



3 聞き取り調査（障害支援区分の一次判定）

利用者本人の心身の状況や介護者の状況などの調査があります。



4 審査（障害支援区分の二次判定）、区分認定通知送付

一次判定結果・医師意見書・認定調査特記事項をもとに、審査会で障害支援区分及び有効期間を認定します。



5 サービス等利用計画案等必要書類の提出

利用者の方は区分認定通知を受け取ったら相談支援事業所にその旨を連絡し、相談支援事業所は作成したサービス等利用計画案を区に提出します。



6 支給の決定

二次判定、サービス利用計画案をもとに、支給の要否が決定され、利用者の方に支給決定の内容を記載した障害福祉サービス受給者証を交付します。



7 サービス利用契約・障害福祉サービスの利用

サービス事業者とサービス利用の契約を結び、サービスの利用が可能になります。

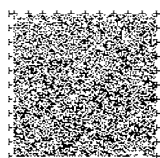


8 サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

支給決定後、一定期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行います。

※介護保険制度の適用が可能な場合は、介護保険制度が優先します。23頁をご覧ください。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。



負担上限月額について

障害福祉サービスの利用者負担は、所得（負担能力）に応じて4区分の負担上限月額が設定されます。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

（所得を判断する際の世帯範囲）

種 別	世帯範囲
18歳以上の障害のある方 （施設に入所する18～19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18～19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害児（18歳未満）の場合は、負担上限月額を世帯全員の所得で判断します。

18歳以上の障害者の場合には、本人と配偶者のみの所得で判断します。

（ただし、施設に入所する20歳未満の方は世帯全員の所得で判断します。）

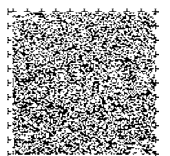
負担上限月額

所得区分			負担上限月額/世帯
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	低所得 1	区市町村民税非課税世帯 本人または保護者の年収80万9千円以下	
	低所得 2	区市町村民税非課税世帯 低所得 1 に該当する方を除く	
一般 1	区市町村民税課税世帯 区市町村税所得割額16万円（障害児および20歳未満の施設入所者の場合は28万円）未満		障害者9,300円 障害児4,600円 【20歳未満の施設入所者】 9,300円
一般 2	区市町村民税課税世帯 一般 1 に該当する方を除くおよび 18歳以上の共同生活援助、宿泊型自立訓練等の利用者		37,200円

※負担能力に応じて設定される負担上限月額と、サービス費用総額の1割を比較していずれか小さい方の額が利用者負担額になります。

※扶養控除一部廃止に伴う利用者負担の増加が生じないように、基準とする税額を調整して月額負担上限額を算定します。

※複数の事業者を利用し、毎月上限額を超えることが予想される場合は、ご利用の事業者に利用者負担上限額の管理を依頼することができます。



利用者負担の軽減について

補足給付

- ・20歳以上で入所施設を利用する場合、負担上限月額区分が「生活保護」「低所得」の方は、一定額が手元に残るように、食費、光熱水費等の負担の軽減があります。
- ・20歳未満で入所施設を利用する場合、負担上限月額区分に応じて一定額が手元に残るように、食費、光熱水費等の負担の軽減があります。
- ・グループホームの利用者（生活保護または低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

食事提供体制加算

- ・通所施設を利用する場合、収入が一定額以下（生活保護受給世帯、区市町村民税非課税世帯、区市町村民税所得割額 16 万円（障害児は28万円）未満）の方は、食材料費のみの負担となるよう食費の負担の軽減があります。

医療型個別減免

- ・20歳以上で医療型施設や療養介護を利用する方（低所得の世帯）は、一定額が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。
- ・20歳未満で医療型施設や療養介護を利用する方は、一定額が手元に残るように負担限度額を設定し、限度額を上回る額については減免されます。

生活保護移行防止

- ・負担軽減をしても、定率負担や食費等の負担により、生活保護の対象となる場合は、生活保護の対象とならない額まで月額負担上限額および食費等実費負担を引き下げます。

児童発達支援等の無償化

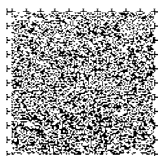
- ・就学前の障害児等を支援するため、0～6歳に達する日以後の最初の3月31日までの方は、申請により就学前の子ども向けサービス（児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）の利用者負担が無償化されます。

※利用者負担以外の費用（医療費のほか、食費等実費で負担するもの）はお支払いいただくことになります。

※児童発達支援給食費の助成 →68頁をご覧ください

多子軽減措置

- ・障害児通所支援（放課後等デイサービスを除く）を利用している児童の保護者と同じ世帯に属する2人以上の乳幼児が幼稚園等や障害児通所支援を利用する場合、利用者負担が軽減されます。
- ・年収約360万円未満相当世帯（世帯における市町村民税所得割合計額が77,100円以下）については、保護者と生計を同じくする兄弟（年齢を問わず）の中で第2子以降の乳幼児が障害児通所支援を利用する場合は、利用者負担が軽減されます。



高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置

- ・高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるため利用者負担（1割）が新たに生じてしまいます。そのため、一般高齢者との公平性を踏まえ、以下の条件すべてに該当する方については、介護保険サービスに移行した場合の利用者負担が軽減されます（償還払い方式により後で返還となります）。

【対象者】

- 1 65歳に達する日前5年間にわたり、相当障害サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）に係る支給決定を受けていたこと。
- 2 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護）を利用する場合であること。
- 3 65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減を申請する際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。
- 4 65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったこと。

総合支援法等

高額障害福祉サービス費

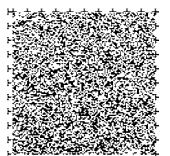
- ・同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合は、負担上限月額が変わらず、これを超えた分が還付されます（償還払い方式により後で返還となります）。補装具費も合算対象になります。

高額地域生活支援給付費

- ・地域生活支援事業の「移動支援（個別支援型）」「日中一時支援」「訪問入浴サービス」を利用した場合の利用者負担額について、合算による利用者負担上限額を設定し、これを超えた分が還付されます（償還払い方式により後で返還となります）。

自立支援医療 →86～88頁、補装具 →52頁をご覧ください

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1358	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991



4 手当・年金

心身障害者福祉手当（区の制度）

身 知 精 難

【対象および手当額】

対 象	手当月額
○身体障害者手帳（１・２級） ○愛の手帳（１・２・３度） ○脳性麻痺 ○進行性筋萎縮症 ○難病医療費助成を受けている方	15,500円
○身体障害者手帳（３級） ○愛の手帳（４度） ○精神障害者保健福祉手帳（１級）	10,000円

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 規則に定める施設に入所している方
- 2 保護者がその子に係る児童育成手当の障害手当を受給している児童（20歳未満）
- 3 65歳以上で新たに申請する方

※ただし、施設入所などで65歳未満に申請を行えなかった方は対象となる場合があります。

- 4 本人（20歳未満のときは扶養義務者等）の所得が40頁の所得限度額を超える方

※20歳以上の方は本人所得のみで所得判定を行います。

※20歳未満の方で扶養義務者等が所得限度額を上回っている方は、20歳になる誕生日の前日の属する月の1日以降に申請すると支給対象となる可能性があります。

＜各受給月の判定対象となる所得＞

① 8～12月分：受給月からみて昨年中の所得

② 1～7月分：受給月からみて一昨年中の所得 で所得判定を行います。

【支給方法】

各支払月（4月、8月、12月）の末日までに前月分までを本人の口座に振り込みます。

【手 続】

次のものをご持参ください。

- 1 障害者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証
または㊟医療券等
- 2 本人名義の振込金融機関の口座がわかるものの写し（通帳・キャッシュカード）
- 3 前住所地の住民税課税（非課税）証明書（北区に転入された方のみ）

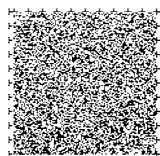
※年度当初をはじめ、場合によってはご提出いただくことがあります。

※申請日によって証明書の年度が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344
赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



重度心身障害者手当（都の制度）

身

知

【対象】

心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護を必要とする、次のいずれかの障害のある方

- 1 重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする著しい精神症状を有する方
- 2 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
- 3 重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な程度以上の方

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 新規申請時に65歳以上の方
- 2 規則に定める施設に入所している方
- 3 病院等に継続して3ヵ月を超えて入院している方
- 4 本人（20歳未満のときは扶養義務者）の所得が下表の所得限度額を超える方
 - ①11月～12月分の手当は、受給月からみて昨年の所得
 - ②1月～10月分の手当は、受給月からみて一昨年の所得 で所得判定を行います。

手当

年金

所得限度額表

（円）

扶養親族人数	収入額	所得額
0人	5,252,000	3,661,000
1人	5,728,000	4,041,000
2人	6,203,000	4,421,000
3人	6,668,000	4,801,000
4人	7,090,000	5,181,000

※この表の収入額は、給与所得者を例として給与所得控除をする前の金額です。
なお、世帯の状況に応じて控除が受けられる場合があります。

※所得には、障害を理由とする公的年金（障害年金）は含まれません。

【手続】

新規申請される方は、事前にご連絡ください。障害福祉課で申請後、東京都心身障害者福祉センターで障害判定を行い、東京都が受給資格を審査します。

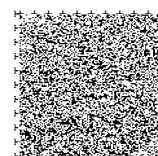
なお、北区に転入された方で、すでに重度心身障害者手当を受給している方は、重度心身障害者手当の住所変更の届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【手当月額】 60,000円

【支給方法】 毎月、東京都から本人の指定口座へ振り込みます。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ				
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344	
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991	



4 手当・年金

特別障害者手当（国の制度）

身 知 精

【対 象】

20歳以上であって、日常生活において常時特別な介護を必要とする、次のいずれかの障害のある方

- ① 重度障害が重複する方
- ② 特に重い肢体不自由・知的障害・精神障害・内部障害の方など

※障害者手帳を所持していなくても重度の障害が認められれば、対象となる場合があります。

【支給制限】 次のいずれかにあてはまる方は受給資格の認定対象となりません。

- 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める施設に入所している方
- 2 病院等に継続して3ヵ月を超えて入院している方

【所得制限】

本人または扶養義務者等の所得が下表の所得限度額を超えている方は、受給資格の認定を受けても、支給停止となります。なお、受給資格の認定を受けた方は、毎年の現況届をご提出いただき、所得の再確認を行います。

①8月～12月分の手当は、受給月から見て昨年の所得

②1月～7月分の手当は、受給月から見て一昨年の所得で所得判定を行います。

※本人が20歳以上の方でも、扶養義務者等は所得判定の対象となります。

所得限度額表

(円)

扶養親族人数	本 人		扶養義務者等	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	5,252,000	3,661,000	8,319,000	6,287,000
1人	5,728,000	4,041,000	8,586,000	6,536,000
2人	6,203,000	4,421,000	8,799,000	6,749,000
3人	6,668,000	4,801,000	9,012,000	6,962,000
4人	7,090,000	5,181,000	9,225,000	7,175,000
5人	7,512,000	5,561,000	9,438,000	7,388,000

金額※この表の収入額は、給与所得者を例として給与所得控除をする前の金額です。

なお、世帯の状況に応じて控除が受けられる場合があります。

※本人の所得額には、障害を理由とする公的年金（障害年金）も含まれます。

【手 続】

新規申請される方は、事前にご連絡ください。なお、北区に転入された方で、すでに特別障害者手当の認定を受けている方は、特別障害者手当の住所変更の届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

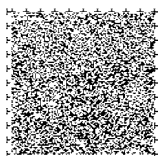
【手当月額】 30,450円

【支給方法】 2月、5月、8月、11月に指定口座へ振り込みます。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344
赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



障害児福祉手当（国の制度）

身 知 精

【対 象】

20歳未満であって、日常生活において常時介護を必要とする、次のいずれかの障害のある児童

- 1 「身体障害者手帳」おおむね1級及び2級の一部に相当する児童
- 2 「愛の手帳」おおむね1度及び2度の一部に相当する児童
- 3 常時介護を必要とする状態にある疾病・精神障害の児童

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める施設に入所している児童
- 2 障害を理由とする公的年金（障害年金）を受給している児童

【所得制限】

本人または扶養義務者等の所得が41頁の所得限度額を超えている方は、受給資格の認定を受けても、支給停止となります。なお、受給資格の認定を受けた方は、毎年、現況届をご提出いただき、所得の再確認を行います。

【手 続】

新規申請される方は、事前にご連絡ください。なお、北区に転入された方で、すでに障害児福祉手当の認定を受けている方は、障害児福祉手当の住所変更の届出が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

【手当月額】 16,560円

【支給方法】 2月、5月、8月、11月に指定口座へ振り込みます。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問 い 合 せ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

手当
年金心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当
特 別 障 害 者 手 当 ・ 障 害 児 福 祉 手 当

における所得判定の流れ

★所得計算について（※所得額が所得限度額を上回った場合、受給できません。）

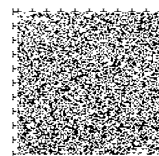
収入額 - 必要経費 - 控除額 = 所得額

（注1） 給与収入は住民税と同様に給与所得控除額を差し引きます。

（注2） 所得計算は、住民税の所得金額、控除金額をもとに行います。ただし、計算対象となる所得や控除は、住民税と異なります。

（注3） 障害者本人及び扶養義務者等が住民税未申告の場合、所得判定ができず、手当の支給審査ができません。

詳しくは、各手当の問い合わせ先にご連絡ください。



4 手当・年金

特別児童扶養手当（国の制度）

身 知 精

【対 象】

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父・母または養育者

- 1 身体障害者手帳1～3級程度の児童（4級の一部を含む）
- 2 愛の手帳1～3度程度の児童
- 3 上記1、2と同程度の疾病または身体若しくは精神の障害のある児童

※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 父・母、養育者または同居の扶養義務者の所得が限度額以上の方
- 2 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設等を除く）に入所している方
- 3 児童が自らの障害を支給事由とする公的年金を受けている方

【手当月額】

特別児童扶養手当1級 58,450円

特別児童扶養手当2級 38,930円

※国通知により変更される場合があります。

【支給方法】

4月、8月、11月に指定口座へ振り込みます。

問い合わせ

子ども未来課 子育て給付係 ☎ 3908-9096 FAX 3908-8310

児童育成手当 障害手当（都の制度）

身 知

【対 象】

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父・母または養育者

- 1 身体障害者手帳1・2級程度の児童
- 2 愛の手帳1～3度程度の児童
- 3 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

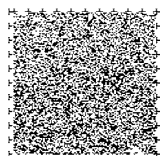
- 1 父・母または養育者の所得が限度額以上の方
- 2 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設等を除く）に入所している方

【手当月額】 15,500円

【支給方法】 2月、6月、10月に指定口座へ振り込みます。

問い合わせ

子ども未来課 子育て給付係 ☎ 3908-9096 FAX 3908-8310



児童育成手当 育成手当（都の制度） 身 知

【対 象】

次のいずれかに該当する18歳に達した年度末日までの児童を養育している父・母または養育者

- 1 父または母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- 2 父母が離婚し、父または母に扶養されていない児童
- 3 父または母が、死亡または生死不明の児童
- 4 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 5 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 6 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 7 婚姻によらないで生まれ、父または母に養育されていない児童
- 8 母が児童を懐胎した当時の事情が不明な児童（棄児等）

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 父・母または養育者の所得が限度額以上の方
- 2 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設等を除く）に入所している方
- 3 父または母が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（父または母に重度の障害を有している場合を除く）
- 4 児童が児童福祉法に規定する里親に委託されている方

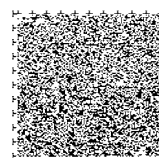
【手当月額】13,500円

【支給方法】2月、6月、10月に指定口座へ振り込みます。

問い合わせ

子ども未来課 子育て給付係 ☎ 3908-9096 FAX 3908-8310

手当
年金



4 手当・年金

児童扶養手当（国の制度）

身 知 精

【対 象】

次のいずれかに該当する20歳未満で身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害のある児童を養育している父・母または養育者。ただし、児童が上記障害に該当しない場合は18歳に達した年度の末日までの児童を養育している母・父または養育者。

- 1 父または母が重度の障害を有する児童
- 2 父母が離婚し、父または母に養育されていない児童
- 3 父または母が、死亡または生死不明の児童
- 4 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 5 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 6 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 7 婚姻によらないで生まれ、父または母に養育されていない児童
- 8 母が児童を懐胎した当時の事情が不明な児童（棄児等）

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 請求者または同居の扶養義務者の所得が限度額以上の方
- 2 児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く）に入所している方
- 3 請求者または児童が日本国内に住所を有しない方（住民登録はしているが、生活の実態が海外の場合も含む）
- 4 父または母が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき
- 5 児童が児童福祉法に規定する里親に委託されている方

【年金との併給制限】

国民年金や厚生年金などの公的年金の給付を受けているとき（公的年金の子加算の対象となっている児童も含む）、年金額が児童扶養手当額より低い方はその差額分の児童扶養手当を受給できます。

【手当月額】

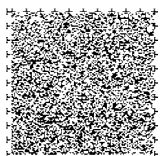
- 児童1人 全部支給48,050円
一部支給48,040円～11,340円（所得に応じて決定されます）
- 児童2人以上 全部支給2人目以降1人につき11,350円加算
一部支給2人目以降1人につき11,340円～5,680円加算（所得に応じて決定されます）

※手当月額は、毎年4月に変更される場合があります。

【支給方法】1月、3月、5月、7月、9月、11月に指定口座へ振り込みます。

問い合わせ

子ども未来課 子育て給付係 ☎ 3908-9096 FAX 3908-8310



ひとり親家庭等医療費助成（マル親）（都の制度） 身 知 精

【対象】

次のいずれかに該当する20歳未満で身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害のある児童を養育している父・母または養育者。ただし、児童が上記障害に該当しない場合は18歳に達した年度の日までの児童を養育している父・母または養育者。

- 1 父または母が重度の障害（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- 2 父母が離婚し、父または母に養育されていない児童
- 3 父または母が、死亡または生死不明の児童
- 4 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 5 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 6 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 7 婚姻によらないで生まれ、父または母に養育されていない児童
- 8 母が児童を懐胎した当時の事情が不明な児童（棄児等）

【対象外】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 請求者または同居の扶養義務者の所得が限度額以上の方
- 2 児童が児童福祉施設（通園施設等を除く）に入所している方
- 3 請求者または児童が日本国内に住所を有しない方（住民登録はしているが、生活の実態が海外の場合も含む）
- 4 父または母が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（父または母が重度の障害を有している場合を除く）
- 5 児童が児童福祉法に規定する里親に委託されている方
- 6 生活保護を受けている方
- 7 医療保険の未加入者

【助成内容】

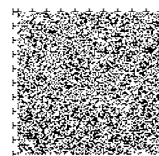
- 1 住民税が課税されている方
医療保険の自己負担分からマル親一部負担金を除いた額（受給者は1割負担）
- 2 住民税が非課税の方
医療保険の自己負担分（受給者の自己負担なし）

【助成対象とならないもの】

医療保険の対象とならないもの（食事代、差額ベッド代、予防接種、健康診断、文書料等）
他の公費医療で助成される医療費など

問い合わせ

子ども未来課 子育て給付係 ☎ 3908-9096 FAX 3908-8310



4 手当・年金

東京都心身障害者扶養共済制度 身 知 精 難

障害者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたとき、障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

（※東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です）

【対象】

保護者と障害者が以下の要件を満たしていること

○保護者（加入者）

次のすべての要件を満たしている方

- 1 障害者を扶養する保護者であること
- 2 東京都内に住所があること
- 3 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- 4 加入年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること。

○障害者の範囲

次のいずれかに該当する障害をお持ちの方

- 1 知的障害者
- 2 身体障害者（1級～3級）
- 3 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が1又は2と同程度の方
（脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

※この制度に加入できるのは、障害者1人に対して 1人の保護者のみです。

【掛金】

保護者の加入時の年齢により異なります。

【加入手続】

必要書類をそろえ北区で受付、東京都を通して生命保険会社による審査を経て加入となります。

【支給月額】

20,000円（加入1口当たり。障害者1人につき、2口まで加入できます）

その他詳細については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ

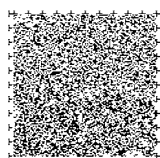
（内容に関する問い合わせ）

東京都扶養共済事務センター ☎ 3344-8633

（申請窓口）

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344

赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



国民年金

【老齢基礎年金】

保険料を納めた月数と保険料の免除・納付猶予または学生納付特例を受けた期間および合算対象期間等を合わせて10年以上ある方が受けられます。

【障害基礎年金】

20歳からの国民年金加入中、または60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やけがにより、障害が残ったとき、障害の程度（国民年金法で定められた基準により判断されます。詳細は50～51頁を参照してください。）に応じて、1級・2級の年金が受けられます。ただし、初診日の前日において国民年金法で定められた保険料納付済み期間等を満たしていることが必要です。

また、20歳になる前に初診日がある場合は、20歳になったとき、上記の障害の程度に応じて、1級・2級の年金が受けられます。保険料納付要件はありませんが、本人所得によって年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

【遺族基礎年金】

国民年金に加入中や加入者であった方で保険料納付済期間や保険料免除期間などを合わせて原則25年以上ある方が死亡した場合、その方の子のある配偶者または子が受けられます。子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、あるいは1級・2級の障害のある子が20歳になるまで受給できます。

【寡婦年金】

第1号被保険者（任意加入期間含む）として保険料納付期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫が、年金を受けずに死亡したとき（平成29年8月1日より前に死亡した場合は25年以上）、婚姻期間が10年以上ある妻が60歳から65歳になるまで受給できます。

【死亡一時金】

第1号被保険者（任意加入期間含む）として保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに死亡したとき、生計を同一にしていた遺族が、遺族基礎年金または寡婦年金を受けないとき受給できます。

【脱退一時金】

第1号被保険者として保険料を6ヵ月以上120ヵ月未満納付した短期在留の外国人が年金を受けずに帰国したとき受給できます。

【特別障害給付金】

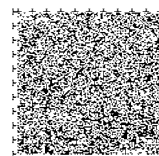
国民年金任意加入対象（平成3年3月以前の学生、昭和61年3月以前の厚生年金、共済年金等の加入者の配偶者）期間のある方で、当時、任意加入していなかった期間内に病気やけがの初診日があり、現在65歳未満で、障害基礎年金1級または2級相当の障害に該当する方が受けられます。

問い合わせ

国保年金課 国民年金係

☎ 3908-1138

FAX 3908-6342



4 手当・年金

厚生年金

【老齢厚生年金】

老齢基礎年金を受けられる資格のある方で、厚生年金保険の加入期間が1ヵ月以上あれば、老齢基礎年金に上乗せする形で原則65歳から受けられます。

【障害厚生年金・障害手当金】

厚生年金保険加入中に初診のある病気やけがにより、法令に定める障害の状態にあるときは、障害の程度に応じて、1級・2級・3級の障害厚生年金または障害手当金が受けられます。（障害の程度は、身体障害者手帳などの等級とは異なり、国民年金法施行令別表及び厚生年金保険法施行令別表第1、第2で定められた基準により判断されます。詳細は50～51頁を参照してください。）これらの年金を受けるためには、障害基礎年金を受ける場合と同様に保険料納付済み期間等の要件を満たしていることが必要です。

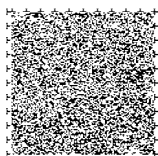
【遺族厚生年金】

次のいずれかに該当する方が死亡したときに遺族が受けられます（遺族には範囲があります）。

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき。
- 2 厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡したとき。
- 3 1級・2級の障害厚生（共済）年金を受け取っている方が死亡したとき。
- 4 老齢厚生年金の受給権者であった方（保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間並びに65歳以降の厚生年金保険の被保険者期間を合算した期間が25年以上ある方に限る。）が死亡したとき。
- 5 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間並びに65歳以降の厚生年金保険の被保険者期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき。

問い合わせ

北年金事務所	〒114-8567 上十条1-1-10
	☎ 3905-1011 FAX 3905-3449
受付時間	
月曜～金曜	午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）
※年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。	
時間延長	週初の開所日 午後5時15分～午後7時
週末相談	第2土曜 午前9時30分～午後4時

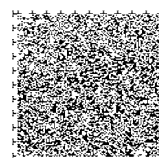


障害年金を受けられる障害の状態

1級（厚生年金保険法施行令第3条の8） （国民年金法施行令別表）	程度	障害の状態
	1	次に掲げる視覚障害
	イ	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
	ロ	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ハ	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	ニ	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

手当
年金

2級（厚生年金保険法施行令第3条の8） （国民年金法施行令別表）	程度	障害の状態
	1	次に掲げる視覚障害
	イ	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
	ロ	一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ハ	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	ニ	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



4 手当・年金

3 級	程度	障害の状態
	1	次に掲げる視覚障害
	イ	両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの
	ロ	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの
	ハ	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が、40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
	6	一下肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の 3 指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の 10 趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

手当
年金

年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

はじめて受給するためには、請求書の提出が必要になります。

【対象】

以下の 1～3 に掲げる年金種別ごとの条件を満たしている方に支給されます。

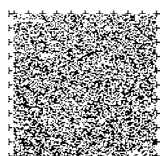
- 1 老齢基礎年金を受給している方
 - 65 歳以上
 - 請求される方の世帯全員の区民税が非課税となっている
 - 前年の年金収入額とその他の所得の合計額が定められた一定基準以下である
- 2 障害基礎年金を受給している方
 - 前年の所得額が定められた一定基準以下である
- 3 遺族基礎年金を受給している方
 - 前年の所得額が定められた一定基準以下である

【請求手続き】

一度請求をして年金生活者支援給付金の支給が決定されると、原則として、翌年度以降は新たに請求手続きをしていただく必要はありません。

これから年金の請求手続きを行う方は請求手続きと併せて年金生活者支援給付金の請求手続きを行ってください。

問い合わせ		
北年金事務所	〒114-8567	上十条 1-1-10
	☎ 3905-1011	FAX 3905-3449
国保年金課国民年金係	☎ 3908-1138	FAX 3908-6342



補装具の購入・修理等費用助成 身 難

身体障害者（児）及び難病患者等の日常生活を容易にするため、補装具の購入、修理または借受け費用を助成します。

障 害 別	主 な 品 目
視 覚 障 害	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
聴 覚 障 害	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢 体 不 自 由	義手※1・義足※1・下肢装具※1・靴型装具※1・体幹装具※1・上肢装具※1・歩行器※1・車いす※2・電動車いす※2・姿勢保持装置※1・車載用姿勢保持装置※1・重度障害者用意思伝達装置※1・歩行補助つえ（T字状・棒状つえは除く）
肢体不自由児（18歳未満）	座位保持いす※1・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

※1の品目（義肢・装具・姿勢保持装置は完成用部品、重度障害者用意思伝達装置は本体）は、借受けが利用できる場合があります。成長に伴う短期間での交換などに適しています。詳しくは各相談係にお問い合わせください。

※2 車いす、電動車いすは内部障害の方も対象となる場合があります。

【対 象】

- 1 各品目に対応する身体障害者手帳をお持ちの方
 - 2 難病患者等で身体障害者手帳をお持ちの方と同程度の障害と補装具の必要性のある方
- ただし、介護保険の福祉用具等の他制度が優先されます。
また、世帯の所得制限があります。

18歳未満の児童は、保護者の所得による制限はありません。

【手 続】

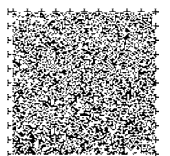
購入等の前に各相談係で補装具費の支給決定を受けていただきます。原則として東京都心身障害者福祉センターの判定（18歳未満の児童は、指定育成医療機関の医師の意見書等）が必要です。詳しくは各相談係にお問い合わせください。

【マイナンバーについて】

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

【費 用】 世帯の所得に応じて自己負担があります。

問 い 合 せ	
（〒114地域にお住まいの方）	
障害福祉課 王子障害相談係 ☎	3908-1358 FAX 3908-5344
（〒115地域にお住まいの方）	
障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎	3903-4161 FAX 3903-0991



中等度難聴児への補聴器購入費用助成

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない難聴児へ補聴器購入費を助成します。
※修理の助成はありません。

【対 象】

以下の全ての要件に該当する方

- 1 北区内に住所があり、18歳未満の児童であること
- 2 身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象とならない者であること
- 3 両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上の者であって、補聴器を装用することにより、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの

【手 続】

購入前に各相談係で補聴器購入費の支給決定を受けていただきます。詳しくは各相談係にお問い合わせください。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

【費 用】

世帯の所得に応じて自己負担があります。

問い合わせ

（〒114地域にお住まいの方）

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

（〒115地域にお住まいの方）

障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

日常生活用具の購入費用助成

身 知 精 難

在宅の障害者（児）で障害者手帳等をお持ちの方の日常生活を容易にするために、次のような日常生活用具の購入費用を助成します。

※世帯の所得に応じて自己負担があります。

※世帯の所得制限があります。

※購入された後の助成は行っていませんので、必ず事前にご相談ください。

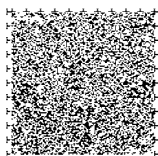
※用具の購入費用の助成は、修理不能の場合を除いて、原則として一世帯あたり同一の用具の種目について1件までです。

※一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

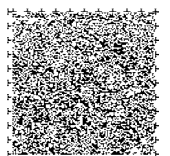
※介護保険の福祉用具等の他制度が優先されます。

※用具の詳細については北区ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.kita.lg.jp/socialcare-health/disabilities/1008784/1008790/1008798.html>

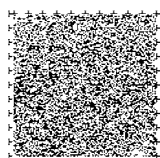


種目	対象者	性能
特殊寝台	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ② 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があり、かつ、自力で立ち上がることができない者（医師の意見書を要する。）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの
特殊マット	① 原則として3歳以上の愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者 ② 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。） ④ 難病患者等で寝たきりの状態にある者（医師の意見書を要する。）	床ずれによるじょくそう等を防止のためマット（寝具）にビニール等を加工したもの
		失禁による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの
特殊尿器	① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。） ② 難病患者等で自力で排尿できない者（医師の意見書を要する。）	尿が自動的に吸引されるもので障害者（児）又はその介護者が容易に使用し得るもの
（湯沸器含む） 浴槽	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者	浴槽は実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され浴槽の性能に応じたもの
入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの

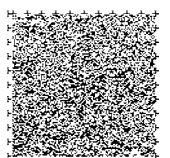


5 日常生活援助

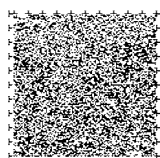
種目	対象者	性能
体位変換器	①学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者（衣服交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。） ②難病患者等で寝たきりの状態にある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）の体位を変換させるに当たって、その介護者が容易に使用し得るもの
移動用リフト	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があり、かつ、自力で立ち上がることができない者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）を移動させるに当たって、その介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
移動用リフト スリングシート	移動用リフト対象者と同じ。ただし、上記②の対象者で、北区から移動用リフトの支給を受けている者は医師の意見書を要しない。	当初に購入の製品と同等の性能を有するもの。
入浴補助用具	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害者（児）で、入浴に介助を要する者 ②難病患者等で入浴に介助を要する者（医師の意見書を要する。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又はその介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
ポータブル トイレ	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者 ②難病患者等で常時介護を要する者（医師の意見書を要する。）	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。



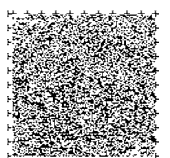
種目	対象者	性能
棒状・T字状・杖状つえ	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、平衡機能障害、下肢・体幹機能障害又は移動機能障害のある者	十分な強度を有するもの
移動・移乗支援用具	①原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢・体幹機能障害を有する者のうちで、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等で、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
頭部保護帽	①身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で、頻繁に転倒する者 ②知的障害者（児）又は精神障害者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する者（医師の意見書を要する。）	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの
特殊便器（温水洗浄便座）	①原則として学齢児以上の愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者（自ら排便の処理が困難な者（児）に限る。） ②原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、上肢機能障害の程度が1級又は2級の者 ③難病患者等で上肢機能に障害があり、かつ、自ら排便処理が困難な者（医師の意見書を要する。）	温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）の介護者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）



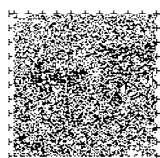
火災報知器	①身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級の者 ②愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者 （①及び②のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。） ③ 18歳以上の精神障害者手帳の交付を受けた者で障害の程度が1級又は2級の者 （障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの
自動消火器	①身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級の者 ②愛の手帳の交付を受けた知的障害者（児）で、障害の程度が1度又は2度の者 （①及び②のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。） ③ 18歳以上の精神障害者手帳の交付を受けた者で障害の程度が1級又は2級の者 （障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。） ④火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯（医師の意見書を要する。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの
清浄空気器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの
クールーム クーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸椎損傷等により体温調節機能を喪失した者（医師の意見書を要する。）	障害者が容易に使用し得るもの



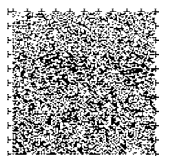
電磁調理器	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者 ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢機能障害の程度が1級又は2級の者 ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者 ④ 18歳以上の愛の手帳の交付を受けた者 ⑤ 18歳以上の精神障害者手帳の交付を受けた者 （①～⑤のいずれも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。）	コンロ型で障害者が容易に使用し得るもの
歩行時間延長信号機 小型送信機	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用 屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害の程度が2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの
透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたじん臓機能障害者（児）で、人工透析を必要とする者（自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。）（医師の意見書を要する。）	自己連続携行式腹膜灌流法による人工透析に使用する加温器で一定温度に保つもの
ネブライザー（吸入器）	① 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③ 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）が容易に使用し得るもの



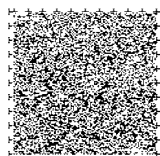
(足踏み式、充電式等) (電気式又は非電気式) たん吸引器	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）が容易に使用し得るもの
ネブライザー 一体型	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）が容易に使用し得るもの
視覚障害者用 体温計 (音声式)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
音声式 血圧計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級であり、常時血圧管理が必要と認められる者。ただし、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに日中独居世帯に限る。（医師の意見書を要する。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
視覚障害者用 体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者（視覚障害者のみの世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの



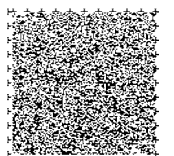
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	①原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な呼吸器機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもの
正弦波インバーター 発電機	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障害の程度が3級以上である者 ② ①と同程度の障害を有する身体障害者（児）（所持する手帳に記載された障害に起因する呼吸器機能障害がある場合）で、人工呼吸器を使用し、医師が必要と認める者（医師の意見書を要する。） ③難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な呼吸機能に障害のある者（医師の意見書を要する。）	障害者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの
ポータブル電源 (蓄電池)		障害者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの
DC/ACインバーター (カーインバーター)	正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）の対象者と同じ	障害者（児）若しくは難病患者等又はそれらの介護者が容易に使用し得るもので、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの
携帯用 会話 補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）で音声言語の著しい障害を有する者	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの



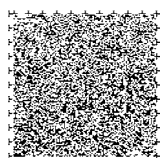
情報・通信支援用具	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級若しくは上肢機能障害の程度が1級又は2級であり、パソコン等の使用により社会参加が見込まれる者	（視覚障害者） 画面音声化ソフト、画面拡大ソフト、視覚障害者用ワープロソフトなど （上肢不自由者） インテリキー（大型キーボード）、ジョイスティック（操作棒）など
ディスプレイ	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの
点字器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	（標準型） 真鍮製： 32マス18行、両面書 プラスチック製： 32マス18行、両面書 （携帯型） アルミニウム製： 32マス4行、片面書 プラスチック製： 32マス12行、片面書
タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者（本人が就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（録音・再生） ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（再生のみ）



活字文書読上げ装置 (音声コード用) 視覚障害者用	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報（音声コード）を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
音声識別装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	音声により商品を識別又は色彩を説明するもの
視覚障害者用 拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
暗所視支援眼鏡	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）（医師の意見書を要する。） ②夜盲又は視野狭窄の症状を呈する難病患者等で視覚障害の程度が6級以上と同程度の者（医師の意見書を要する。）	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの
視覚障害者用時計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの
聴覚障害者用通信 装置 (ファクシミリ)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの



聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組ならびにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
フラッシュ ベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上の者	障害者（児）が容易に使用し得るもの
携帯用 信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚、音声又は言語機能障害の程度が3級以上の者	送信機による合図が視覚、触覚等により知覚できるもの
人工喉頭	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、音声又は言語機能障害の程度が3級以上の者	電気式 顎下部等にあてた電気版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの
人工鼻	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声又は言語機能障害の程度が3級以上であり、かつ、喉頭を摘出し、人工鼻を常時使用する者（医師の意見書を要する。）	人工鼻用カセット及びアドヒーズブに限る。
点字図書	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、主に情報を点字により入手している者	月刊誌及び週刊誌等の雑誌を除く。



(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品) (ストーマ用品、洗腸用具を含む)、 ストーマ装具 紙おむつ等	ストーマ装具 (消化器系・尿路系) 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、膀胱又は直腸機能障害者(児)で、人工肛門又は人工膀胱を造設した者	(消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 (尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製
	紙おむつ等 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、次の①又は②に該当する者で医師が必要と認める者(医師の意見書を要する。) ①高度の排便・排尿機能障害者 ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害で、コミュニケーション障害のある者	
収尿器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、膀胱に排尿機能障害のある者(医師の意見書を要する。)	(男性用) 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの (女性用) A：普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの (女性用) B：簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付

※難病患者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である障害児をいう。
 ※医師の意見書には、障害者(児)の状態、当該用具を必要とする理由(及び使用頻度)が記載されている必要があります。
 ※ネブライザー吸引器一体型とネブライザー(吸入器)及びたん吸引器(電気式・非電気式)の併給はできません。
 ※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)及びDC/ACインバーター(カーインバーター)の併給はできません。

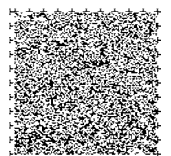
問い合わせ

(〒114地域にお住まいの方)

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

(〒115地域にお住まいの方)

障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の購入費用助成

小児慢性特定疾病児童の日常生活を容易にするために、次のような日常生活用具を給付します。

【対 象】

以下の全ての要件に該当する方

- 1 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの在宅の方
- 2 児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による用具の給付の対象とはならない方

※世帯の所得に応じて自己負担があります。

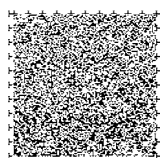
※世帯の所得制限があります。

※購入された後の給付は行っていませんので、必ず事前にご相談ください。

※用具の購入費用助成は、原則として一世帯当たり同一の用具の種目について1件までです。

※一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号 確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

用 具 の 種 目	対 象 者	性 能 等
便器	常時介助を要する方	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）
特殊マット	寝たきりの状態にある方	じょくそうの防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある方	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な方	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある方	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの



用具の種目	対象者	性能等
特殊尿器	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの
車いす（電動以外）	下肢が不自由な方	小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害ある方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調整が著しく難しい方	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水泡やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある方	外力から皮膚を保護できるもの

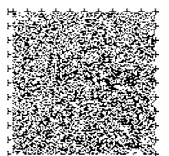
問い合わせ

（〒114地域にお住まいの方）

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

（〒115地域にお住まいの方）

障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



身体障害者住宅設備改善費の助成 身 難

身体に障害のある方に手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化のため床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取り替え、玄関・トイレ・浴室等の住宅設備改善費を助成します。

- ※ 世帯の所得に応じて自己負担があります。
- ※ 世帯の所得制限があります。
- ※ 新築工事に併せて実施する場合は給付対象となりません。ただし、屋内移動設備に限り給付対象となります。
- ※ 工事後の申請は受付できません。必ず事前にご相談ください。
- ※ 原則として一世帯あたり身体障害者住宅設備改善費の助成は一回限りとなります。同時に複数種目を利用することは工事内容により可能です。
- ※ 一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」および「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。
- ※ 介護保険の対象の方は介護保険の住宅改修が優先されます。
- ※ 詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

種 目	対 象 者
小 規 模 改 修	原則、学齢児以上65歳未満で、 ①下肢又は体幹に係る障害の程度が1・2・3級の方 ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 ③難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある方 ただし、温水洗浄便座への取り替えについては上肢機能障害1・2級の方
中 規 模 改 修	原則、学齢児以上65歳未満で、 ①下肢又は体幹に係る障害の程度が1・2級の方 ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者
屋内移動設備 〔・機器本体費 ・設置費〕	原則、学齢児以上で、歩行ができない状態であり、 ①上肢又は下肢又は体幹に係る障害の程度がいずれか1級の方 ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者

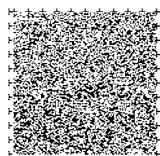
問い合わせ

(〒114地域にお住まいの方)

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

(〒115地域にお住まいの方)

障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



児童発達支援給食費の助成

児童発達支援サービス利用時に負担した、給食費を助成します。

【対象】 以下の全ての要件に該当する方

- 1 児童発達支援を利用している方
- 2 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの方
- 3 児童発達支援事業所において、給食として提供された食事について実費負担をした方
※おやつ代は含みません。
※一食当たりの上限があります。

【手続き】

- 1 申請方法 北区ホームページ、窓口、郵送のいずれかで申請してください
- 2 支給決定 区が助成対象かの審査を行います
- 3 請求 ①請求書、②単価・提供日数の内訳が分かる書類等をご提出ください。
※期限内の請求にご協力ください
- 4 支払 後日指定の口座に振り込みます

※詳しくは北区ホームページをご確認ください

<https://www.city.kita.lg.jp/socialcare-health/disabilities/1008784/1008790/1008800.html>

問い合わせ

障害福祉課 障害福祉係 ☎ 3908-9085 FAX 3908-5344

児童発達支援など利用者負担額の助成

すべての0歳～2歳の利用者負担額を助成します。

【対象】

- 1 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援または保育所等訪問支援を利用している児童
- 2 0歳～2歳の児童（3歳に達する日以降の最初の3月31日までの方を含む）

【手続き】

北区への申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

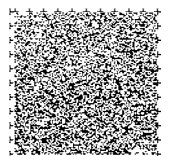
問い合わせ

（〒114地域にお住まいの方）

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

（〒115地域にお住まいの方）

障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



身体障害者訪問入浴サービス 身

入浴が困難な在宅の重度身体障害者の自宅へ巡回入浴車を派遣し、居室に浴槽を搬入して、入浴サービスを行います。（年58回まで。原則週1回、7月～9月については6回の追加利用が可能）

【対象】

肢体または体幹機能障害1・2級で家族などの介助のみでは入浴が困難な方。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- 1 介護保険の要介護1～5と認定された方
- 2 伝染病にかかっている方
- 3 心臓、血管系統の病気のため入浴することが不適當な方
- 4 入浴について医師の了解が得られない方
- 5 この入浴に際して家族等の介助が得られない方
- 6 その他入浴介助を実施することが困難または不適當と認められる方

【手続】 手帳をご持参ください。

【費用】 ご自宅の水道と電気を使用します。

世帯の所得に応じて自己負担があります。（生活保護世帯、非課税世帯は無料）
36頁「負担上限額について」をご覧ください。

【マイナンバーについて】

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問合せください。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1358	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

心身障害者訪問理美容サービス 身 知

在宅の重度の心身障害者に年4回（4・7・10・1月）自宅に理容師または美容師を派遣し、調髪を行います。

【対象】 次のすべてに該当する方

○下肢もしくは体幹機能障害1・2級または愛の手帳1・2度の方

○外出困難なため、店舗での調髪等ができない方

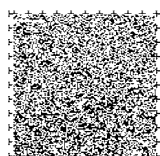
※要介護高齢者等訪問理美容サービスに該当する方は対象となりません。

【手続】 手帳をご持参ください。

【費用】 調髪料金2,000円を負担していただきます。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549



心身障害者寝具乾燥サービス

寝具を乾燥することが困難な重度心身障害者に月1回専門業者により寝具乾燥などを行います。

【対 象】 在宅の身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方で、次のいずれかに該当する方

- 1 寝たきり状態のため、寝具の乾燥を必要とするとき
- 2 一人暮らしであって、障害のため寝具の乾燥が困難なとき
- 3 家族などによる寝具乾燥が困難なとき

※要介護高齢者等寝具乾燥サービスに該当する方は対象となりません。

【手 続】 手帳をご持参ください。

【費 用】 費用の一部を負担していただきます。（生活保護世帯は無料）

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549

身体障害者福祉マッサージ券

年間5回分のマッサージ券を交付します。

指定のマッサージ師の施療所に事前に連絡して、施療を受けてください。

【対 象】 肢体不自由1～3級の方

※高齢者福祉マッサージ券の支給対象の方は除きます。

在宅の方で介護保険の要介護4、要介護5と認定された方は高齢福祉課高齢相談係、高齢者あんしんセンターで申請をおこないます。

【手 続】 手帳をご持参ください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549

心身障害者紙おむつ支給

月に1回、専門業者の配送により紙おむつを支給します。

紙おむつ等支給品目の中から、ご希望の製品を選び注文していただきます。

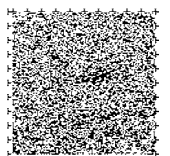
- ・注文は、30点以上でお願いします。
- ・支給限度点数は月に60点以内です。
- ・限度点数を超えた場合は、1点につき100円を自己負担していただきます。

【対 象】

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度で、重度心身障害に起因してトイレが使えない方または常時失禁状態にある方

【支給制限】 次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- 1 紙おむつ代金助成を受けている方
- 2 施設入所者
- 3 生活保護を受けている方
- 4 高齢者の紙おむつの支給や代金助成を受けている方
- 5 介護療養型医療施設に入院している方
- 6 日常生活用具の紙おむつ支給を受けている方



5 日常生活援助

※新規の方で要介護4・5及び75歳以上で要介護3以上の方は高齢福祉課のサービス対象になります。

【手 続】

手帳をご持参ください。

5日までに申請をされた場合は当月から支給開始となります。

6日以降に申請された場合は、申請のあった翌月からの支給開始となります。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549

心身障害者おむつ代金助成



入院等により、区が支給する紙おむつを使用することができない方におむつ代金の一部を助成します。

【対 象】

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度で、重度心身障害に起因してトイレが使用できない方または常時失禁状態にある方で入院先の病院指定のおむつしか使用できない方

【支給制限】

次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- 1 紙おむつの支給を受けている方
- 2 施設入所者
- 3 生活保護を受けている方
- 4 高齢者の紙おむつの支給や代金助成を受けている方
- 5 介護療養型医療施設に入院している方
- 6 日常生活用具の紙おむつ支給を受けている方

※新規の方で要介護4・5及び75歳以上で要介護3以上の方は高齢福祉課のサービス対象になります。

【助 成 額】

月額6,000円を限度に助成します。

【手 続】

手帳、本人名義の振込金融機関の口座のわかるものをご持参ください。

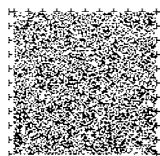
申請があった月分から助成開始となります。

【支給方法】

新規申請はいつでも受け付けできます。新規申請があった月のおむつ代金から助成対象になります。

新規申請後4月、8月、12月に前月までの4ヵ月分を請求していただきますと、その翌月末日までに本人の指定口座へ振り込みます。おむつの購入に要した費用を支払った旨を証明する書類（領収書）と病院の領収書を添付して請求してください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991



友愛ホームサービス（住民参加型在宅福祉サービス）身知精難

地域の高齢者や障がいのある方などを対象に、日常生活の簡単な手伝いをする住民参加型の有償在宅福祉サービスです。地域の方がサポートスタッフとして登録し、家事や外出付き添いなどのサービスを提供しています。

【対象】以下①～④のいずれかに該当し、本サービスの利用が必要と認められた方

- ① おおむね65歳以上の高齢の方
- ② 心身に障がいのある方
- ③ 難病、病弱、怪我などのために一時的に支援が必要な方
- ④ ひとり親家庭の養育者で一時的な支援が必要な方（子どもへの直接支援は行いません）

【手続】

会員登録が必要となります。詳細はお問い合わせください。

【費用】

年会費：1,500円

利用料金：1時間900円（延長300円/20分）

【サービス提供時間】

月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

問い合わせ	
北区社会福祉協議会 子ども・在宅福祉サービス係	
友愛ホームサービス ☎ 3907-9492 FAX 3905-4653	
月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）	

北区手話通訳者派遣 身

聴覚障害者に手話通訳者を派遣します。ただし内容によっては派遣できない場合もありますのでご相談ください（宗教関係、営利目的、政治関係など）。

【対象】

区内に住所があり、聴覚障害等の身体障害者手帳の交付を受けた方

【手続】

初めて利用する際には、障害相談係で意思疎通支援の申請を行い、受給者証を受けとってください。（ご自宅に受給者証を郵送します。）

① 北区登録手話通訳者の派遣

【依頼方法】

- ・FAX もしくはメール（事前に意思疎通支援の登録が必要）で、または連絡所・赤羽分室に来所して依頼してください。
 - ・依頼する時に、氏名・日時・待ち合わせ場所・依頼内容を書いてください。
 - ・原則として前日までに申し込んでください。ただし急病の場合は当日でも派遣します。
 - ・当日は受給者証を持参してください。終了後に氏名と受給者番号を書いて頂きます。
- ※聴覚障害者相談・電話通訳については17頁をご覧ください。

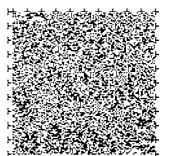
*メールでの手話通訳依頼方法

1 アドレスを登録する

「手話通訳 アドレス登録依頼」として

①氏名 ②住所 ③性別 ④生年月日 ⑤FAX 番号

以上の項目を shuwa@city.kita.lg.jp へ送信してください。



2 登録完了

登録が完了しました。

登録内容を変更するときは、再登録してください。

上記の内容の返信が届きます。

登録が完了するとEメールで通訳者の派遣依頼ができます。

3 派遣依頼

以下の事項を送信してください。

①氏名 ②派遣依頼日時 ③派遣場所 ④待ち合わせ場所 ⑤依頼内容

4 派遣依頼完了

①派遣依頼日時 ②待ち合わせ場所

以上の返信メールが届きます。

*返信がないときは、依頼は受け付けられていません。

問い合わせ

手話通訳連絡所 (区役所第一庁舎1階 障害福祉課となり)

FAX 3908-6323 ☎ 3908-8607

② 東京手話通訳等派遣センター※北区の意思疎通支援の登録が必要です。

問い合わせ

東京手話通訳等派遣センター Eメール haken@tokyo-shuwacenter.or.jp

FAX 3354-6868 ☎ 3352-3335

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

要約筆記者の派遣



聴覚障害者に要約筆記者を派遣します。※北区の意思疎通支援の登録が必要です。

問い合わせ

東京手話通訳等派遣センター Eメール youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp

FAX 3354-6868 ☎ 3352-3335

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

電話リレーサービス



聴覚や発話に困難がある方とそれ以外の方との会話を、通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につながります。

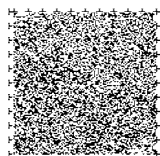
問い合わせ

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関

一般財団法人日本財団電話リレーサービス

手話・文字チャット・メール <https://www.nftrs.or.jp/contact/>

FAX 6275-0913 ☎ 0120-528-071



ヨメテル 身

電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、通話相手の声を文字にする電話アプリです。

問い合わせ

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関

一般財団法人日本財団電話リレーサービス

手話・文字チャット・ビデオ通話 <https://www.yometel.jp/contact>

☎ 0120-328-123

コミュニケーション支援シート 身 知

知的障害や聴覚障害のある方など話し言葉で意思や状況を伝えるのが難しい場合に、イラストや文字を指さして、相手に伝えやすくする「コミュニケーション支援シート」を配付しています。

【対象】

- ・知的障害者、自閉症の方などイラストで伝えると理解しやすい方
- ・聴覚障害者など相手に言葉で伝えることが難しい方
- ・コミュニケーション支援シートを必要とする方やその支援者

【配布窓口】

- ①障害福祉課王子障害相談係（区役所第一庁舎1階2番）
- ②障害福祉課赤羽障害相談係（赤羽会館6階）
- ③滝野川地域障害者相談支援センター
- ④障害者基幹相談支援センター
- ⑤障害者地域活動支援室支援センターきらきら



ホームページから
ダウンロードもできます。

問い合わせ

障害福祉課 障害福祉係 ☎ 3908-9085 FAX 3908-5344

ヘルプカード 身 知 精 難

ヘルプカードとは、障害のある人が「困った」ときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。障害福祉課の各窓口で配布しています。

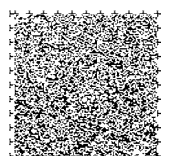
- ・災害…避難場所で過ごすとき
- ・緊急…道に迷ってしまったとき
- ・日常…ちょっと手助けがほしいとき

こんなとき、「手助けが必要な人」と「手助けする人」を結びきっかけを作るのがヘルプカードです。

配布場所及び問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業） 知 精

知的障害者、精神障害者などで、判断能力が充分でないため福祉サービスの利用等が自分では難しい方が、地域で安心して生活できるようにお手伝いするものです。専門員が本人の意思を伺って支援計画を作成したうえで利用契約を結び、支援計画に沿って生活支援員が援助を行います。

- 1 福祉サービスに関する利用手続き・利用料金の支払い・苦情申し立て等の援助
- 2 日常的な金銭管理サービス（1の援助に伴うもののみ）
- 3 書類等の預かりサービス

※2及び3は、1の援助を受ける方のみが利用できます。

【費用】 相談は無料ですが、利用契約後の支援は有料となります。

	支援内容	料金
1	福祉サービスに関する手続き等の援助	<基本料金> 1時間まで1,700円（左記2の援助のために必要な通帳や印鑑の預かりを希望する場合は3,000円） <延長料金> 以降、30分ごとにプラス850円
2	日常的な金銭管理サービス	
3	書類等の預かりサービス	1ヵ月1,000円

【受付時間】 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ	
北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」	☎ 3908-7280 FAX 3905-4653

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト 身 知

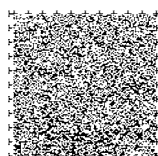
在宅生活を送られている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等を介護されている家族等の一時休息や就労活動等を図ることを目的として、訪問看護師が自宅等に出向き、一定時間家族の代わりに見守りを行います。

【対象】

北区に居住しており、現在訪問看護による医療的ケア及び家族等による在宅介護を受けている方のうち、以下、1～3のいずれかに該当する方。なお、現在利用している訪問看護ステーションが、北区在宅レスパイト事業の利用が可能なことを確認してください。

- 1 18歳に達するまでに愛の手帳1度または2度の知的障害及び身体障害者手帳1級または2級の身体障害（下肢機能障害、体幹機能障害または移動機能障害に限る）を有するに至った方
- 2 18歳に達するまでに東京都北区重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業医師指示書または東京都在宅重症心身障害児（者）訪問決定通知により、大島分類の判定が1から4までの状態に至ると確認できる方

※大島分類とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が合併した状態を定義づけるために考案された分類法です。詳細は「北区在宅レスパイト事業案内」をご確認ください。



3 18歳未満であって、次の表にある医療的ケアを1つ以上受けている障害児

①	人工呼吸器管理※1	⑦	中心静脈栄養（IVH）
②	気管内挿管・気管切開	⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）
③	鼻咽喉頭エアウェイ	⑨	腸ろう・腸管栄養
④	酸素吸入	⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）
⑤	6回／日以上での頻回の吸引	⑪	定期導尿（3回／日以上）※2
⑥	ネブライザー 6回／日以上 又は継続使用	⑫	人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む

※2 人工膀胱を含む

【利用時間】4月から翌年3月の1年間に288時間を上限とし、回数制限はありません。
なお、1回につき2時間から4時間までの30分単位で利用できます。

【利用内容】家族等が日頃から行っている医療的ケア（呼吸管理、栄養管理、排泄管理等）及び療養上の世話を家族に代わって提供します。

【費用】世帯の所得に応じて自己負担があります。なお、利用をキャンセルされた時はキャンセル料がかかる場合があります。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1358	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

日常生活

自動車運転免許取得経費の助成 **身 知 精**

18歳以上の障害のある方が第一種普通自動車運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。

【対象】

身体障害者手帳1～3級の方（内部障害は1～4級、下肢・体幹機能障害は1～5級で歩行困難な方）または愛の手帳もしくは精神保健福祉手帳をお持ちの方で、次のすべてに該当する方

- ・運転免許適性試験に合格した方（内部障害の方を除く身体障害者）
- ・引き続き3ヵ月以上北区に居住している方
- ・本人の前年の所得税が400,000円以下の方

【助成額】

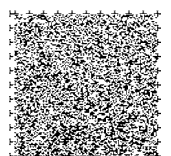
教習所入所費、教習料、教材費など実支出額の2/3で、所得税額に応じて定める限度額以内を助成します。

助成区分	所得税額	助成限度額
第一種普通自動車 運転免許	非課税	164,800円
	42,000円以下	144,200円
	42,001円～400,000円	123,600円

ただし、排気量等の限定解除の助成額については20,600円を限度とします。

【手続】 事前にお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991



身体障害者自動車改造費助成



就労・就学などのために、身体障害者本人が所有し、かつ運転する自動車の操向装置および駆動装置を改造する場合、費用の一部を助成します。

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・18歳以上の方
- ・身体障害者手帳1・2級で上肢・下肢または体幹機能障害がある方
- ・本人が所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置の改造をする必要のある方（運転免許の取得に際し、付された条件が確認できる方）
- ・本人または扶養義務者の前年の所得が特別障害者手当の所得限度額範囲内の方

【助成額】 133,900円を限度とします。

【手続】 事前にお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

ガソリン券（自動車燃料費の助成）



身体障害・知的障害および戦傷病の方にガソリン（または軽油）の費用の一部として、月額3,500円分のガソリン券（福祉燃料券）を交付します。北区指定のガソリンスタンドで利用できます。

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷病者手帳のいずれかをお持ちの方
- ・福祉タクシー券の交付を受けていない方
- ・自動車税種別割または軽自動車税種別割の減免を受けている方（詳細は114頁）
- ・本人（20歳未満のときは扶養義務者等）の所得が40頁の所得限度額以内の方

①7月～12月の申請の場合は申請日からみて昨年の所得

②1月～6月の申請の場合は申請日からみて一昨年の所得で所得判定を行います。

※20歳になる誕生日の前日の属する月の1日以降の申請から本人の所得で判定します。

【手続】 次のものをご持参ください。

①当該年度の自動車税減免決定通知書または軽自動車税減免決定通知書

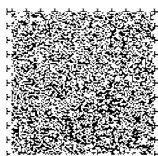
②身体障害者手帳、愛の手帳または戦傷病者手帳

③住所地の住民税課税（非課税）証明書（北区に転入された方のみ）

※申請日によって証明書の年度が異なります。詳しくはお問い合わせください。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549



福祉タクシー券 身 知 精

歩行が困難な在宅の心身障害の方に外出を支援するため、月額4,000円分の福祉タクシー券を交付します。区と契約した会社のタクシーを交付対象となる障害者本人が乗車するときに使用できます。

【対象】 次のいずれかに該当する方

- 1 肢体不自由（上肢障害を除く）1～3級の方
- 2 視覚障害1・2級の方
- 3 内部機能障害1～3級の方
- 4 愛の手帳1・2度の方
- 5 精神障害者保健福祉手帳1級の方

※総合等級ではなく、対象となる障害の等級を確認します。

【支給制限】 次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

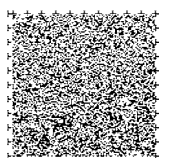
- 1 病院等に入院中、施設入所中の方（一部施設除く）
- 2 ガソリン券（自動車燃料費の助成）を受給している方
- 3 本人（20歳未満のときは扶養義務者等）の所得が40頁の所得限度額を超える方
 - ① 7月～12月の申請の場合は申請日からみて昨年の所得
 - ② 1月～6月の申請の場合は申請日からみて一昨年の所得 で所得判定を行います。

※20歳になる誕生日の前日の属する月の1日以降の申請から本人の所得で判定します

【手続】

- 1 身体障害者手帳、愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳
- 2 前住所地の住民税課税（非課税）証明書（北区に転入された方のみ）
※申請日によって証明書の年度が異なります。詳しくはお問い合わせください。
- 3 代理人の方の本人確認書類（代理人による手続きの場合のみ）
一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549



リフト付福祉タクシー

区が契約した、車いすや寝台車のまま乗車できるリフト付福祉タクシーをご利用になれます。付添の方1～2名も同乗できます。

【対象】

一般の交通手段を利用することが困難な車いすを使用する重度身体障害者や寝たきり等の高齢者の方

【利用方法】

利用日の2ヵ月前からの予約制です。

予約受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時

介護タクシーケアキャッツ ☎ 3916-8150 FAX 5980-8168へ直接ご予約ください。

【利用できる日】 法定点検日を除く毎日、午前8時30分～午後9時

【料金】 タクシーの料金と同じです。（福祉タクシー券の利用ができます。）

ご利用内容によっては、別途介護料等をお支払いいただく場合があります。

問い合わせ

障害福祉課 障害福祉係 ☎ 3908-9085 FAX 3908-5344

車いすの貸出



北区在住の方で一時的に車いすを必要な方に無料で貸出しています。

【対象】 ・けがや病気などにより一時的に歩行困難な方

・介護保険など公的なサービスの利用申請中の方

・お持ちの車いすの修理、買い替えなどにより一時的に必要な方

※介護保険など公的なサービスが利用できる方は原則として対象になりません。

【貸出期間】 1日～3ヵ月程度

問い合わせ

北区社会福祉協議会地域福祉係 子ども・在宅福祉サービス係

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

☎ 3905-6653 FAX 3905-4653

補助犬の給付



身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付します。

【対象】 次のすべてに当てはまる方

1 区内に居住する満18歳以上の在宅の身体障害者

〈盲導犬：視覚障害1級〉／〈介助犬：肢体不自由1・2級〉／〈聴導犬：聴覚障害2級〉

2 都内におおむね1年以上居住していること。

3 世帯の所得税の平均月額が、77,000円未満であること。

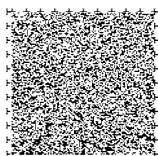
4 借家・社宅等に住んでいる方は、家主または管理人の承諾が得られること。

5 補助犬の給付候補者となった後、所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理できると認められること。

6 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。

【費用】

無料（ただし、飼育、管理、治療等にかかる一切の経費は自己負担となります。また、補助犬の給付候補者となった後、所定の訓練を受けるための旅費、食費は自己負担となります。）



【手 続】

事前に下記の窓口にお問い合わせください。

（給付頭数には限りがあります。また、申請を行う前に事業所の相談を受けた後、申請書の提出が必要となります。なお、申し込み期限があります。）

問い合わせ		
障害福祉課 王子障害相談係	☎ 3908-1358	FAX 3908-5344
赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

ごみの訪問収集

ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみなどを清掃事務所の職員が戸別に玄関先またはドアの前より収集します。

【対 象】

次の1または2に該当する方で、ご自身でごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な人などの協力を得ることができない方

- 1 65歳以上で一人暮らし等の方
- 2 障害者だけで構成されている世帯の方

収集開始に先立ち、本人及び緊急連絡先になる方と面接を行い、排出場所などを決定いたします。ケアマネージャーやご親族の方を通じてお申し込みください。

問い合わせ		
北区清掃事務所	☎ 3913-3141	FAX 3913-3741

日常生活

粗大ごみの運び出し収集

ご家庭の粗大ごみを清掃事務所の担当者が調査を行い、可能な場合は室内から運び出して収集します。運び出しをお手伝いできる回数は、1か月に1回、1品または1,300円分までです。

【対 象】

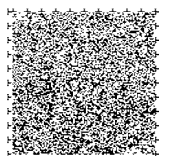
次の1または2に該当する方で、粗大ごみを粗大ごみ置き場または玄関先に持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得ることができない方

- 1 65歳以上で一人暮らし等の方
- 2 障害者だけで構成されている世帯の方

運び出しには解体作業が伴わないことや収集時間がかからないことなど、様々な条件があります。条件が合わない場合は民間のサービスをご利用ください。（引越しの場合は引越し業者に相談ください。）

また、申込み状況によっては、申込みから収集までに時間がかかる場合があります。

問い合わせ	
粗大ごみ収集センター	☎ 3960-5330



生活福祉資金貸付 身 知 精

障害者用自転車、福祉用具など機能回復や日常生活の便宜を図る用具の購入等、障害がある方の自立を支援することを目的とした貸付制度です。

※貸付条件・基準等はお問い合わせください。

※未発注、未払い、未契約の場合に限ります。

※生活費の貸付はありません。

※上記のほかに教育支援基金などの貸付があります。収入要件等の条件があります。

※貸付にあたっては、家計表や返済計画等を作成していただいたうえで審査があります。

【対 象】

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯。

問い合わせ

北区社会福祉協議会生活困窮者自立支援係 福祉資金担当

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

☎ 6454-3104 FAX 5948-6041

就学奨励費

学用品費、通学費、修学旅行費等の一部を補助します。

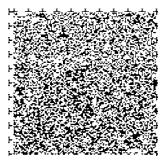
【対 象】

- 1 北区に住所を有し、公立の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
- 2 北区に住所を有し、公立の特別支援学級に通級する児童生徒の保護者
- 3 北区に住所を有し、公立の小中学校（義務教育学校（前期課程・後期課程）及び中等教育学校（前期課程）を含む）に在籍する、特別支援学校に通学する障害の程度に該当する児童生徒の保護者

問い合わせ

学校支援課 学事係

☎ 3908-1541 FAX 3906-8755



後期高齢者医療制度

東京都後期高齢者医療広域連合が運営する医療制度です。

【対象】（資格の取得）

- 1 75 歳以上の方（75 歳の誕生日当日から対象となります）
- 2 65 歳から 74 歳までの一定の障害がある方（障害認定）

※申請を行い、一定の障害があると広域連合から認定された日から対象となります。

障害認定の申請には、障害の状態を明らかにする書類が必要です。

なお、過去にさかのぼっての認定や撤回はできません。

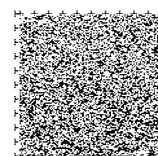
障害の状態を明らかにする書類	「一定の障害」の状態
身体障害者手帳	1 級から 3 級または 4 級の一部※
東京都愛の手帳（療育手帳）	1 度または 2 度
精神障害者保健福祉手帳	1 級または 2 級
国民年金の年金証書	障害年金 1 級または 2 級

※身体障害者手帳「4 級の一部」は、以下が該当します。

- ・下肢障害 4 級 1 号（両下肢のすべての指を欠くもの）
- ・下肢障害 4 級 3 号（一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの）
- ・下肢障害 4 級 4 号（一下肢の機能の著しい障害）
- ・音声・言語機能障害

【自己負担の割合（患者負担）】

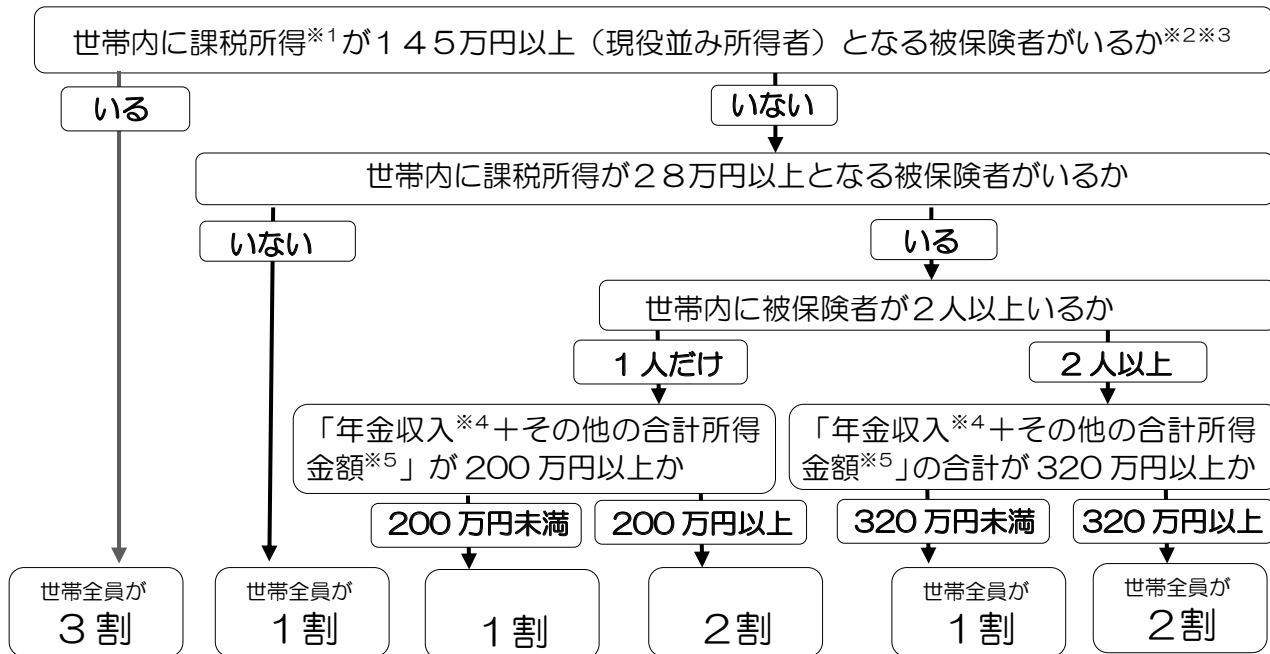
医療機関で診察を受ける際、東京都後期高齢者医療広域連合が交付した資格確認書（有効期限内のもの）またはマイナ保険証を提示してください。かかった医療費の一部（1 割、2 割又は 3 割）を窓口で支払います。



自己負担割合の判定方法

75歳以上の方等の課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。

《自己負担割合判定チャート》



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。

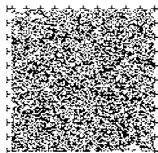
※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者は、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

※3 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。■被保険者が1人：383万円未満（世帯内に70～74歳の方がいる場合は収入合計額が520万円未満） ■被保険者が複数：収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

※住民税非課税世帯は、1割負担となります。



【保 険 料】

保険料は一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。詳しくはお問い合わせください。

【高額療養費】（医療費が高額になったとき）

月の1日から末日までの1ヵ月ごとの自己負担額が限度額を超えた場合は、超えた額を払い戻します。事前に申請をしなくても、診療月からおおよそ4ヵ月後に広域連合から申請書を送付します。

なお、一度申請すると振込口座が登録されますので、次回以降は申請をしなくても口座に振り込まれます。

【高額療養費制度における限度額の適用について】

以下の表の「対象となる方」は、限度額区分を記載した「資格確認書」（申請が必要）またはマイナ保険証を提示することで、保険適用の医療費の窓口での自己負担額を限度額までとすることが出来ます。

対象となる方	適用される内容
自己負担割合が3割で、同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方	窓口での自己負担が所得区分の限度額まで
自己負担割合が1割で、住民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方	窓口での自己負担が所得区分の限度額までとなり、入院時の食費が減額

【特定疾病療養受療証】 ※

特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方は、「特定疾病療養受療証」の交付を受けることができます。医療機関の窓口で提示すると、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円となります。

＜対象となる特定疾病＞

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因する(血液製剤による)HIV感染症

※今まで加入していた医療保険で限度額の適用を受けていた方や「特定疾病療養受療証」を交付されていた方も、新たに東京都の後期高齢者医療制度に加入した場合は、**改めて申請が必要です。**

【高額介護合算療養費】（医療保険と介護保険を合算した限度額を設けています）

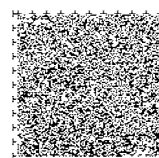
1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療制度の自己負担額と介護保険の利用者負担額の世帯での合算額が、自己負担限度額を超えるときは、申請により、超えた額が医療保険と介護保険のそれぞれの制度から払い戻されます。

【そ の 他】

- ・医師が必要と認めた補装具などを購入したときは、費用の全額を支払い、申請により一部払い戻しを受けられます。
- ・被保険者が亡くなったときは、申請により葬祭代金を支払った方に葬祭費が支給されます。
- ・交通事故などの第三者行為によってケガをしたときは、通常、医療費は加害者が負担すべきものですが、連絡・届出をいただくことで、後期高齢者医療制度で治療を受けることもできます。示談内容によっては、後期高齢者医療制度での診療が受けられなくなる場合がありますので、十分ご注意ください。

問い合わせ

国保年金課 高齢医療係 ☎ 3908-9069 FAX 3908-6342



心身障害者医療費助成制度（マル障）

身 知 精

東京都が心身障害者に対して、医療費の一部を助成する制度です。

【対 象】

区内に住所（施設入所者等については、介護給付費等を区から支給されている方）を有する方で身体障害者手帳1・2級（内部障害3級を含む）、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方

【対象外】次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- 1 本人（20歳未満は世帯主または被保険者）が40頁の所得制限額を超える方
- 2 生活保護を受けている方
- 3 後期高齢者医療制度の加入者で、住民税が課税されている方
- 4 65歳以上ではじめて該当する等級の手帳交付を受けた方
- 5 65歳に達する日の前日までにマル障申請を行わなかった方
- 6 医療保険の未加入者
- 7 マル親、マル乳、マル子、マル青医療証を受給している方

【助成内容】

- 1 住民税が課税されている方
健康保険の自己負担分から㊦一部負担金を除いた額（受給者は1割負担）
- 2 住民税が非課税の方
健康保険の自己負担分（受給者の自己負担なし）

【助成方法】

- 1 都の契約医療機関では、マイナンバーカード（マイナ保険証）又は健康保険の加入関係を示す書類と㊦受給者証を窓口で提出します。
 - 2 都の契約医療機関以外で診療を受けたときは、保険の自己負担分をいったん支払い、㊦受給者証と領収書原本（保険点数記載・領収印のあるもの）を障害福祉課へお持ちになり、㊦助成分を申請します。
 - 3 治療用装具など全額自己負担した場合は、保険給付の手続きを行い、決定通知を添付して障害福祉課へ㊦助成分を申請します。
- ※ 1 中学生までの児童については、乳幼児医療費助成制度と子ども医療費助成制度が優先されます。（マル障と併給不可）
- 2 高校生については、高校生等医療費助成制度が優先されます。（マル障と併給不可）子ども未来課子育て給付係03-3908-9096までお問い合わせください。

【助成対象とならないもの】

医療保険の対象とならないもの

（食事代、差額ベッド代、予防接種、健康診断、文書料等）

介護保険の利用者負担額、他の公費医療で助成される医療費など

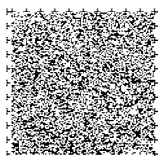
【手 続】以下のものをご持参のうえ、申請してください。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 健康保険の資格がわかるもの（資格確認書またはマイナポータルの保険情報）
- ③ 前住所地の住民税課税（非課税）証明書（該当年度の1月1日現在、北区に住民登録のある方については、提出不要）

※都内の前住所地で㊦の交付を受けていた方は「交付状況連絡票」

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991



自立支援医療（更生医療） 身

障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の給付をします。給付の対象となる障害は身体障害者手帳に記載されている障害となります。

- ・原則1割負担ですが、世帯の所得により負担上限月額を設定します。
- ・入院時の食費（標準負担額相当）については自己負担となります。
- ・所得制限があります。

※必ず事前にお問い合わせください。

【対象】

- ・身体障害者手帳を持っている18歳以上の方
- ・東京都心身障害者福祉センターの判定により必要と認められた方、または指定医療機関の担当する医師の要否意見書により必要と認められた方

※詳しくは下記へお問い合わせください

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

自立支援医療（育成医療） 身

診療、薬剤または治療材料、医学的処置、手術および施術、病院または診療所への入院などの医療費について給付します。

- ・原則1割負担ですが、保護者の所得に応じて負担上限月額を設定します。
- ・入院時の食費（標準負担額相当）については自己負担となります。
- ・所得制限があります。

※必ず事前にお問い合わせください。

【対象】

保護者が区内に在住し、児童が18歳未満で下記の機能障害があり、手術を前提とした入院治療により確実な治療効果が期待でき、機能回復が見込まれるものが対象になります。

- ①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害
 ⑤心臓機能障害 ⑥腎臓機能障害 ⑦小腸機能障害 ⑧肝臓機能障害
 ⑨その他の内臓機能障害 ⑩免疫機能障害

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

自立支援医療（精神通院医療） 精

精神疾患（てんかんを含む）の治療のため精神科等に通院している場合、その医療費の一部を助成します。

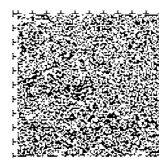
【対象】 精神疾患があり、通院している方

【手続】 以下のものをご持参のうえ、申請してください。

- 1 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（窓口にあります）
- 2 医師の診断書（自立支援医療用、発行から3ヵ月以内のもの、窓口にあります）

※更新申請については診断書の提出が原則2年に一度になります。

詳しくは各相談係にお問い合わせください。



6 医療・健康

3 健康保険の加入関係を示す書類

① 国民健康保険（国民健康保険組合含む）加入者

受診者と同一の加入関係にある全員の健康保険の資格がわかるもの

② 被用者保険（社会保険）加入者

受診者の健康保険の資格がわかるものと被保険者本人の健康保険の資格がわかるもの

※受診者が被保険者本人の場合：受診者分のみの健康保険の資格がわかるもの

※受診者が被扶養者の場合：受診者と被保険者の健康保険の資格がわかるもの

（受診者の健康保険の資格がわかるもので被保険者本人が確認できる場合は受診者の健康保険の資格がわかるもののみで可能）

③ 後期高齢者医療保険加入者

受診者と同一の世帯に属する後期高齢者医療保険加入者全員の健康保険の資格がわかるもの

※「健康保険の資格がわかるもの」とは健康保険の資格確認書、マイナポータル保険情報（区分、交付年月日、記号、番号、枝番、フリガナ、氏名、生年月日、資格取得年月日、被保険者氏名又は世帯主氏名、本人家族の別、保険者番号が記載されている画面）等のコピーを指します

4 世帯の所得状況が確認できる書類

（該当年度の1月1日現在、北区に住民登録のある方については、同意書の提出により省略可能な場合があります。詳細はお問い合わせください。）

・区市町村民税非課税世帯

非課税を証明するものと受診者の収入がわかるもの

「区市町村民税非課税証明書」

・区市町村民税課税世帯

区市町村民税所得割額がわかるもの

「区市町村民税課税証明書」

※所得状況の確認は、被用者保険（社会保険）加入者については被保険者本人（被保険者が非課税の場合は受診者本人についても必要）、国民健康保険（国民健康保険組合含む）加入者については加入している世帯員全員、後期高齢者医療保険加入者については後期高齢者医療保険に加入している世帯員全員について必要です。

※4月から6月までに申請する方は前年度の住民税課税状況、7月から3月までに申請する方は当該年度の住民税課税状況についてご提出ください。

（受給者証の有効期間が6月～8月に終了し、更新申請を6月末までに行う

場合は、前年度又は当該年度いずれかの課税状況についてご提出ください。）

5 既存の自立支援医療受給者証（更新の場合）

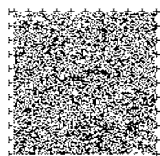
※【被用者保険（社会保険）加入者、国民健康保険組合加入者および後期高齢者医療保険加入者】のうち住民税が非課税世帯に当たる方は、東京都の医療費助成制度があります。

※【北区国民健康保険加入者】で住民税が非課税世帯に当たる方は、北区国民健康保険の医療費助成制度があります。

※ 世帯の区市町村民税所得割金額の合計が23万5千円以上の場合は、高額治療継続者（重度かつ継続）でなければこの制度の対象外となります。ご注意ください。

【マイナンバーについて】

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。



自立支援医療の自己負担（更生・育成・精神通院医療共通）

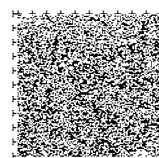
自己負担は原則として医療費の1割負担となります。（自立支援医療対象の方）
ただし、世帯の所得状況に応じて、負担上限月額が設定されています。

生活保護 世帯	区市町村民税非課税 世帯		区市町村民税課税世帯		
生活保護 負担0円	本人収入 80万 9千円 以下	本人収入 80万 9千円を 超える	区市町村民税 （所得割） 3万3,000円 未満	区市町村民税 （所得割） 3万3,000円 以上23万 5,000円未満	区市町村民税（所得割） 23万5,000円以上
	低所得1 負担上限 月額 2,500円	低所得2 負担上限 月額 5,000円	中間所得 負担上限月額 （医療保険の自己負担限度額）		一定所得以上 <u>公費負担の対象外</u> （医療保険の負担割合・ 負担限度額）
			育成医療の経過措置		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
			高額治療継続者（重度かつ継続）		
			中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上（経過措置） 負担上限月額 20,000円

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1359 FAX 3908-5344
赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

医療
健康



難病医療費助成

原因が不明で効果的な治療法が確立されておらず、経過が慢性にわたる難病のうち、厚生労働大臣が定めるものを「指定難病」といいます。現在、348疾病が指定されており、経済的な負担を軽減するために医療費の助成を行っています。

東京都では、指定難病に加え、独自に8疾病を対象として医療費等の助成を行っています。

【対象】 難病医療費助成対象疾患に罹患し、認定基準を満たしている方

【手続】 以下のものをご持参のうえ、申請してください。

※患者の方の状況により必要書類が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

1 指定難病

① 特定医療費支給認定申請書/登録者証（指定難病）申請書（窓口にあります）

② 臨床調査個人票（窓口にあります）

※指定医が作成した診断書。発行から6か月以内のもの。

③ 個人番号に係る調書（指定難病用、窓口にあります）

患者の加入している健康保険に応じて以下の方のマイナンバーを記入してください。

- ・ 被用者保険（社会保険）加入者の場合
→ 患者本人と健康保険の被保険者
- ・ 国民健康保険、国民健康保険組合及び、後期高齢者医療保険加入者の場合
→ 患者本人と同一の世帯で同じ健康保険に加入している方全員

※患者本人のマイナンバー確認書類および申請者の身元確認書類をご用意ください。

④ 住民票

世帯全員及びその続柄が記載されているものであって、申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

※③個人番号に係る調書の提出により省略可

⑤ 世帯の所得を確認するための書類

患者の加入している健康保険に応じて所得を確認するための書類を提出してください。

- ・ 被用者保険（社会保険）加入者の場合
→ 被保険者の課税（非課税）証明書
※被保険者が非課税の場合は患者本人分についても必要
- ・ 国民健康保険、国民健康保険組合及び、後期高齢者医療保険加入者の場合
→ 患者本人と同一の世帯で同じ健康保険に加入している方全員の課税（非課税）証明書

※③個人番号に係る調書の提出により省略可

⑥ 健康保険の加入関係を示す書類

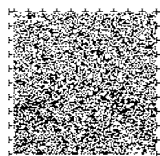
- ・ 被用者保険（社会保険）加入者の場合
患者本人の健康保険の資格がわかるもの
- ・ 国民健康保険（国民健康保険組合含む） 後期高齢者医療保険加入者の場合
患者本人と同一の世帯で同じ健康保険に加入している方全員の健康保険の資格がわかるもの

※受診者が被保険者本人の場合：受診者分のみの健康保険の資格がわかるもの

※受診者が被扶養者の場合：受診者と被保険者の健康保険の資格がわかるもの

（受診者の健康保険の資格がわかるもので被保険者本人が確認できる場合は受診者の健康保険の資格がわかるもののみで可能）

※「健康保険の資格がわかるもの」とは、健康保険の資格確認書、マイナポータル保険情報（区分、交付年月日、記号、番号、枝番、フリガナ、氏名、生年月日、資格取得年月日、被保険者氏名又は世帯主氏名、本人家族別、保険者番号が記載されている画面）等のコピーを指します。



⑦公的年金等の収入等にかかる申出書（窓口にあります）

下記の場合必要になります。

- ・⑤に掲げる書類提出が必要な方全員の区市町村民税が非課税の場合
- ・③個人番号に係る調書の提出により⑤に掲げる書類を省略する場合

2 都難病

①特定医療費支給認定内容申請書（窓口にあります）

②臨床調査個人票（窓口にあります）

※指定医が作成した診断書で発行から3か月以内のもの。

③個人番号に係る調書（東京都対象難病用、窓口にあります）

④住民票 ※③個人番号に係る調書の提出により省略可

⑤世帯の所得を確認するための書類 ※③個人番号に係る調書の提出により省略可

⑥健康保険の加入関係を示す書類

⑦公的年金等の収入等にかかる申出書（窓口にあります）

※書類①③④⑤⑥⑦の詳細については指定難病同様です。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
東京都保健医療局疾病対策課難病認定担当			
		☎ 5320-4472	FAX 5388-1437

医療
健康

特殊医療費助成制度（人工透析を必要とする腎不全・

先天性血液凝固因子欠乏症等）

難

東京都が、一定の要件を満たす方に対し、人工透析を必要とする腎不全および先天性血液凝固因子欠乏症等の治療にかかる患者負担額を一部または全額助成する制度です。

【対象】 次のすべてに該当する方

- 1 区内に住所を有している方
- 2 対象疾病にかかっており、医療費助成の認定基準を満たしている方
- 3 健康保険に加入している方

※ 特定疾病療養受領証（マル長）の交付を受けている方は必ず持参してください。

詳しくは下記へお問い合わせください。

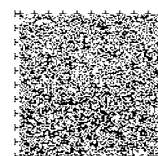
問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
東京都保健医療局疾病対策課難病認定担当			
		☎ 5320-4472	FAX 5388-1437

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療及び、C型肝炎インターフェロンフリー治療にかかる保険診療の患者負担額から、一部負担額を除いた額を助成します。東京都が指定する肝臓専門医療機関による診断書が必要です。

詳しくは下記にお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991



6 医療・健康

肝がん・重度肝硬変医療費助成制度（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）

B型・C型ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の治療にかかる医療費の一部を助成するとともに、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための制度です。

詳しくは下記にお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

小児慢性特定疾病医療費助成

特定の小児慢性疾患について、その治療にかかった費用（保険適用分）の一部を認定された病名、期間に限り助成する制度です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

【対象】次の病気にかかっている18歳未満の方

（一定の条件を満たす方は、20歳未満まで延長できます。）

- ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患
- ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患
- ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

小児精神障害者入院医療費助成

精

18歳未満で、精神障害のために精神科病院または精神科の病床にて入院治療を必要としている方を対象とし、健康保険が適用される入院費の自己負担分（食事代を除く）を助成します。

申請手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1359	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種

身

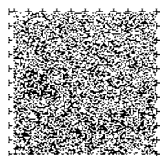
内 容 季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の発病またはその重症化を防ぐための予防接種です。

対 象 接種日当日に北区民であり、次の①または②に該当する方

- ① 満65歳以上の方
- ② 満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に重い障害がある方（身体障害者手帳1級相当）

予診票 対象の方には、実施期間に合わせて予診票を送付します。

問い合わせ			
北区保健所	保健予防課	保健予防係	☎ 3919-3104



带状疱疹定期予防接種

内 容 带状疱疹の発病またはその重症化を防ぐための予防接種です。带状疱疹ワクチンは、現在 2 種類の製品があります（「生ワクチン」「不活化ワクチン」）。

対 象 接種日現在、北区民であり、下記 A と B 両方に該当する方

A.接種歴について

過去に、不活化ワクチンまたは生ワクチンを全く接種したことがない方、もしくは過去に不活化ワクチンを 1 回だけ接種したことがある方（2 回目がまだの方）

※不活化ワクチンと生ワクチンの交接種は対象外です。

B.年齢について

年度内に、次の（1）（2）のいずれかに該当する方

（1）【令和 11 年度までの経過措置】65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳に到達する方

（2）満 60 歳以上 65 歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により身体障害者手帳 1 級を持っている方

予診票 対象の方には、実施時期に合わせて予診票を送付します。

問い合わせ

北区保健所 保健予防課 保健予防係 ☎ 3919-3104

高齢者肺炎球菌定期予防接種

内 容 肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぐための予防接種です。

対 象 接種日現在、北区民であり、満 65 歳の方及び 60 歳から 64 歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害がある方（身体障害者手帳 1 級相当）（過去に接種したことのある方は、対象外）

予診票 対象の方には、実施時期に合わせて予診票を送付します。

問い合わせ

北区保健所 保健予防課 保健予防係 ☎ 3919-3104

在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

ご家族が自信を持ってお子様の在宅療育に当たれるよう、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。（原則として週 1 回）

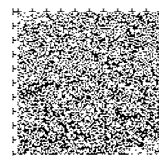
必要に応じて、医師等による訪問健康診査・療育相談を行います。（原則として年 1 回）

【対 象】 都内に住所を有する、在宅で生活をする重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（※）

※医療的ケア児：医療的ケアが必要な障害児

問い合わせ

保健サービス課 王子健康支援センター ☎ 3919-7588 FAX 3919-5163
赤羽健康支援センター ☎ 3903-6481 FAX 3903-6486
滝野川健康支援センター ☎ 3915-0184 FAX 3915-0171

医療
健康

6 医療・健康

東京都立心身障害者口腔保健センター

地域の歯科医療機関では対応が困難な障害のある方を対象として、歯科治療・予防・食べる機能・話す機能などの訓練等を行っています。

【申込み】 予約制。下記へ連絡の上、予約をお取りください。

※予約受付時間

月曜～金曜（祝日除く）午前8時45分～午後4時30分

土曜 午前8時45分～正午

（初めての方はできるだけ紹介状をお持ちください。）

【診療時間】 月曜～金曜 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分

土曜 午前9時～正午（治療のみ）

【休診日】 日・祝日、年末年始

問い合わせ

東京都立心身障害者口腔保健センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ事務棟 9階

☎ 3267-6480 FAX 3269-1213

ホームページ <https://tokyo-ohc.org/>

「訪問歯科医」紹介

障害の状況や体の状態に応じて各歯科医師会で身近な「訪問歯科医」を紹介します。診療費は保険診療です。

【対象】 障害のある方および介護が必要な方で、通院が困難な方

【申込方法】 地区歯科医師会へ電話による申込み

【受付時間】 月曜日～金曜日 ①③午前9時～午後5時

②午前10時～午後4時

④午前10時～午後4時30分

※①～④とも、祝日・休日・年末年始を除く

問い合わせ・申込先

王子・赤羽地区在住の方

①北歯科医師会事務局

〒114-0032 中十条2-11-4

☎ 3900-5009 FAX 3900-5101

②北歯科医師会在宅訪問歯科依頼窓口（訪問相談専用電話）

☎ 070-4432-7703

滝野川地区在住の方

③滝野川歯科医師会事務局

〒114-0024 西ヶ原2-41-11

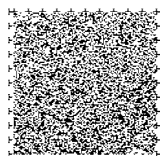
☎ 3918-8060 FAX 3918-4994

④北区障害者口腔保健センター

〒114-0023 滝野川6-21-25

滝野川西区民センター2階

☎ 5567-2088 FAX 5567-3388



心身障害者歯科診療・摂食・嚥下外来 身 知 精

- 【対 象】心身に障害のある方および高齢の方で一般歯科診療所では治療が困難な方
 【申込方法】電話による予約制 月曜～金曜（祝日・休日・年末年始を除く）
 【診 療 日】月曜～金曜（祝日・休日・年末年始を除く）
 【受付時間】午前10時～午後4時30分
 【保健指導・相談日】月曜～金曜（祝日・休日・年末年始を除く）
 【持参するもの】次のうちお持ちのもの
- ・健康保険の加入関係を示す書類
 - ・心身障害者医療費受給者証（マル障）・生活保護法医療券
 - ・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・高齢受給者証
 - ・お薬手帳（または現在お飲みになっている薬を明記してあるもの）など

問い合わせ

北区障害者口腔保健センター

〒114-0023 滝野川6-21-25 滝野川西区民センター2階

☎ 5567-2088 FAX 5567-3388

東京都立北療育医療センター

様々な障害のある方々に総合的な医療、療育支援を行っています。

【診療科目】

内科・脳神経内科・精神科・小児科・外科・整形外科・リハビリテーション科・
 皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科

※診察の際には予約が必要です。

予約センターの受付時間は、平日（月曜～金曜） 午前9時～午後5時

問い合わせ

東京都立北療育医療センター 〒114-0033 十条台1-2-3

☎ 3908-3001 FAX 3908-2984

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業 難

在宅療養中で、該当する疾病の方に対して、吸引器、吸入器の無料貸与を行います。

※障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業の利用が優先となります。

問い合わせ

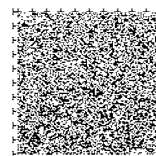
障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

医療機器被貸与者への訪問看護事業 難

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の利用者へ区が契約した訪問看護師を派遣します。利用料の自己負担はありません。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344



6 医療・健康

東京都在宅難病患者一時入院事業 難

都内在住で、該当する疾病に罹患している方のご家族などの介護者が休息、疾病や事故などにより一時的に介護できなくなった場合、短期間入院できるように都内の病院にベッドを確保しています。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

東京都難病患者在宅レスパイト事業 難

都内在住で該当する疾病に罹患し在宅で人工呼吸器を使用している方に対し、介護者が休息等の理由により一時的に介護ができなくなった場合で病状等の理由により移送が困難な場合など一時入院が難しいときに、患者のお宅に看護人を派遣します。事務局運営を、東京都訪問看護ステーション協会に委託し、実施しています。

問い合わせ

東京都訪問看護ステーション協会 ☎ 5843-5930

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業 難

東京都が訪問看護ステーション等と委託契約し、医療保険で定められた回数を超えて訪問看護を行うことができます。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

東京都在宅難病患者訪問診療事業 難

寝たきり等で通院が困難な難病患者に対し、専門医を中心とした医療チームが訪問診療を行っています。東京都医師会に委託し、地区医師会ごとに実施しています。

問い合わせ

かかりつけ医にご相談ください。

東京都北区医師会 ☎ 5390-3511

在宅人工呼吸器使用者の停電に備えた患者登録 難

在宅で人工呼吸器を使用している患者が、停電に備え東京電力パワーグリッド㈱に患者登録を行うことができます。登録を行うことで東京電力パワーグリッド㈱より、長時間にわたる停電の際の復旧見通し等について、個別に電話でお知らせします。

問い合わせ

東電PGコンタクトセンター

☎ 0120-995-007

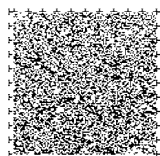
6375-9803（有料：フリーダイヤルを利用できない場合）

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

在宅で人工呼吸器を使用している患者に災害時の備えをまとめた、災害時個別支援計画を作成しています。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344



救急医療情報キット

- 【内 容】 「救急医療情報キット」は、障害のある方や高齢者が、自宅で倒れた時などに救急隊による救急活動がより適切に行えるよう必要な情報を伝える助けになるもので、無料で配布しています。キットの中にある用紙に「かかりつけ医療機関」「服薬内容」「持病」などの情報を記入して、冷蔵庫に保管しておきます。
- 【対 象】 下記の方で希望される方
- ・ 障害のある方（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）
 - ・ 75歳以上の高齢者の方
 - ・ 65歳以上74歳以下で一人暮らしの高齢者の方
- 【配 布 先】 障害福祉課各障害相談係、滝野川地域障害者相談支援センター、高齢福祉課高齢相談係または最寄りの高齢者あんしんセンター

問い合わせ	
高齢福祉課 高齢相談係	☎ 3908-9083 FAX 3908-1229

産科医療補償制度（脳性まひのお子様向け）

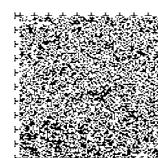
お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象 (①～③の基準すべてを満たす場合、補償対象となります)			補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日 までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合	総額 3,000万円
	在胎週数が <u>32週以上</u> で出生体重が <u>1,400g以上</u> 、 または 在胎週数が <u>28週以上</u> で所定の要件を満たすこと	在胎週数が <u>28週以上</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性麻痺であること		

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページをご参照ください

問い合わせ
(公財) 日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンター ☎ 0120-330-637 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く） 産科医療補償制度ホームページ http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/



原子爆弾被爆者の医療・手当

被爆者とは、広島・長崎で被爆し、被爆者健康手帳を交付された方で、次のような区分があります。

- 1 直接被爆者…原爆投下時、当時の広島市・長崎市あるいは法令で定められた区域内に
あつた方
- 2 入市者…原子爆弾投下2週間以内（広島8月20日、長崎8月23日まで）に爆心地から
2km以内の法令で定められた区域内に救護、医療活動、親族探しのために
入つた方
- 3 死体処理救護従事者等…原子爆弾投下2週間以内に被爆者の救護搬送、死体処理等に従事、
「黒い雨」に遭つた等により放射能の影響を受ける事情が
あつた方
- 4 胎児…上記1・2・3の被爆者の胎児
（広島は昭和21年5月31日まで、長崎は昭和21年6月3日までの出生者）

【内 容】

1 認定疾病医療費

原子爆弾による放射線が原因となって起こつたけがや病気について厚生労働大臣からそのけがや病気が原子爆弾の障害作用に起因するものであることの認定を受けた方は、指定医療機関で医療を受けるときその医療に係る医療費について全額を国費で負担します。

主な認定疾病

- ・ 悪性腫瘍（固形がんなど）、白血病、副甲状腺機能亢進症
- ・ 心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎、肝硬変
- ・ 放射線白内障（加齢性白内障を除く）

2 一般疾病医療費

認定疾病医療費の給付を受けることのできる疾病と例外疾病を除く全ての病気やけがについて医療を受けた場合に支給されます。

ただし、保険適用外のものについては対象となりません。

例外疾病など

- ・ 遺伝性疾病 ・ 先天性疾病 ・ 被爆時以前にかかった精神病
- ・ むし歯のうちC1、C2、エナメル質初期う蝕

※ 自己の犯罪行為、闘争、泥酔、故意または重過失等による病気やけがについても対象外です。

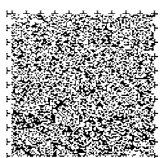
3 一部負担金相当額の給付（75歳以上の方の医療の給付）

被爆者健康手帳の交付を受け、後期高齢者医療被保険者証を所持している方に、一部負担金相当額を給付します。ただし、認定疾病医療費の給付を受けることができる疾病と例外疾病および保険適用外のものについては対象となりません。

※ 自己の犯罪行為、闘争、泥酔、故意または重過失等による病気やけがについても対象外です。

4 治療用装具の医療費

保険診療において、保険医が治療上必要があると認めて、関節用装具、コルセットなどの治療用装具を業者に作らせて患者に装着した場合、装具購入に要した費用について、保険給付分を保険者に請求し支給決定通知書を受けた後、自己負担分について払い戻しの請求ができます。



5 各種手当

- ① 医療特別手当 ② 特別手当 ③ 原子爆弾小頭症手当
④ 健康管理手当 ⑤ 保健手当 ⑥ 介護手当 ⑦ 葬祭料

6 介護保険利用等助成

介護保険サービスを利用している方などについて助成金を支給します。

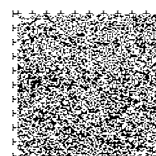
7 被爆者2世の医療費の助成

健康診断受診票の交付を受けた方で次の11の障害を伴う疾病にかかり、6ヵ月以上の医療を必要とする方に各種医療保険が適用された後の医療費の自己負担分を公費で負担します。（入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は除きます。）

- ① 造血機能障害 ② 肝臓機能障害 ③ 細胞増殖機能障害
④ 内分泌腺機能障害 ⑤ 脳血管障害 ⑥ 循環器機能障害
⑦ 腎臓機能障害 ⑧ 水晶体混濁による視機能障害（白内障のみ）
⑨ 呼吸器機能障害 ⑩ 運動器機能障害 ⑪ 潰瘍による消化器機能障害

※ただし、原子爆弾の放射線の影響によるものでないことが明らかな場合は除きます。

問い合わせ	
東京都保健医療局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当	☎ 5320-4473
受付窓口	
地域福祉課 地域福祉係	☎ 3908-9015 FAX 3908-6666



7 住 宅

区営住宅あき家（家族向）入居者募集 身 知 精

区営住宅あき家の入居者を毎年6月（予定）に募集します。

北区にお住まいの方で、都営住宅に準じる入居資格項目のすべてにあてはまる方に限ります。
※単身者向けはありません。入居資格を満たしている世帯で、障害者世帯などは所得基準が緩和されます。

詳しくは募集案内配布時期に募集案内をご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ

住宅課 区営住宅受付担当 ☎ 3908-1523 FAX 3908-1526

都営住宅地元割当入居者募集 身 知 精

東京都が募集するほかに、北区の地元割当があった場合は、区民の方を対象に募集を行う場合があります。

北区にお住まいの方で、都営住宅に準じる入居資格項目のすべてにあてはまる方に限ります。
入居資格を満たしている世帯で、障害者世帯などは所得基準が緩和されます。

詳しくは募集案内配布時期に募集案内をご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ

住宅課 区営住宅受付担当 ☎ 3908-1523 FAX 3908-1526

都営住宅（単身者向・家族向）入居者募集 身 知 精

東京都が募集する住宅は、5月・8月・11月・2月の年4回（予定）あります。

8月・2月には車いす使用者向けの募集などがあります。詳しくはお問い合わせください。

募集時期	募 集 の 内 容
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）
8月上旬	家族向（ポイント方式）※
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）
2月上旬	家族向（ポイント方式）※
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）

※ポイント方式とは、ひとり親世帯（母子・父子世帯）・高齢者世帯・心身障害者世帯・多子世帯・特に所得の低い一般世帯・車いす使用者世帯などに限った募集です。

※抽せん方法の募集では、居室内で病死等があった住宅の募集も行います。

※毎月募集（毎月中旬頃）

若年夫婦・子育て世帯・単身者向・結婚予定者向（定期使用住宅）・居室内で病死等があった住宅に募集を行います。

問い合わせ

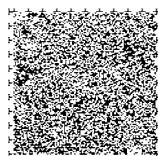
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター テレホンサービス ☎ 6418-5571

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階

☎ 3498-8894 FAX 3409-4527

ホームページ

<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>



公 難 精 知 身

【対象】※一例

※その他にも優遇される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>

公 難 精 知 身

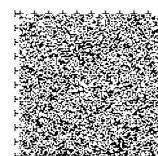
都営住宅の名義人の死亡や離婚又はパートナーシップ関係の解消による転出などのやむを得ない事情があり、収入が入居収入基準以下であることなど、条例等に定める基準を満たした場合に限り、正式同居許可を受け、継続して居住している同居親族の方に引き続き都営住宅の使用を許可する制度です。原則として、名義人の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方だけに許可されますが、例外で、障害者、病弱者の方については、特に居住の安定を配慮するため、名義人の三親等親族まで（親、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい等）許可します。

【例外の対象となる方】

- ・上記に該当しない所得税法に定める特別障害者

への影響状況等に基づき居住の継続が必要と判断される場合等

※ナビダイヤルは、各通信業者が提供している無料通話や通話判定額プランの対象外となります



都営住宅使用料の減額 身 知 精 難 公

都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

- ① 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）の方がいる世帯
- ② 東京都難病患者等に係る医療費助成を受けている方、児童福祉法に基づく小児慢性疾患に係る医療費助成を受けている方、公害医療手帳をお持ちの方がいる世帯等

問い合わせ

JKK東京（東京都住宅供給公社）お客様センター

☎0570-03-0071（ナビダイヤル）または☎6279-2652（一般電話）

※ナビダイヤルは、各通信業者が提供している無料通話や通話判定額プランの対象外となります。

障害者世帯及びひとり親世帯転居費用助成 身 知 精

北区に1年以上居住している障害者世帯又はひとり親世帯が、自己の責任によらない「立ち退き」の求めを受けて、区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合算額について15万円を限度に助成します。

【対 象】 次のいずれかに該当する方

- 1 身体障害者手帳1～4級・愛の手帳1～3度に該当する方がいる世帯
- 2 精神科の医療機関に継続通院し、北区が自立に向けた支援を行っている方のいる世帯
- 3 18歳未満の子どもを扶養するひとり親世帯（18歳に達する年度の末日まで申請可）

【要 件】 ①～⑦すべてに該当する方

- ① 申請日現在北区内に住所を有し、かつ、区内に引き続き1年以上住民登録をしていること
- ② 区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居したこと
- ③ 自己の責によらない事由により立ち退きの求めを受けて転居をし、立ち退き証明書を提出できること
- ④ 世帯の総所得金額が所得基準以内であること
- ⑤ 居住世帯員が、住民税を滞納していないこと
- ⑥ 転居前の賃貸借契約に基づき家賃の支払いを行っており、かつ、直近6ヵ月間の家賃の支払いを滞納していないこと
- ⑦ 他制度による公的住宅扶助（生活保護等）を受けていないこと

【助成内容】

礼金・仲介手数料の合算額（上限15万円）

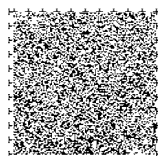
※立ち退き料を受領した場合は、礼金・仲介手数料の実費から立ち退き料相当額を控除した額を助成します。

【申請期限】

住民基本台帳上の転居日から1年以内

問い合わせ

住宅課 住宅支援係 ☎ 3908-9203 FAX 3908-9086



UR都市機構「新築UR賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇 身 知 精

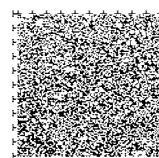
身体・知的障害者の方がいる世帯が、抽選を伴う新築UR賃貸住宅に申込み際、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。

【対 象】

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障害のある方。
- (2) 下記のいずれかに該当する方。
 - ①愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方
 - ②児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方

問い合わせ

UR都市機構東日本賃貸住宅本部 住宅経営部営業開発課
 〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー16階
 ☎ 5323-3560



職業訓練

身 知 精 難

就職に必要な知識や技能を身につけることを目的としています。ハローワークと連携して就職の相談・支援をします。

ハローワーク王子（王子公共職業安定所） 〒114-0002 王子6-1-17

専門援助部門 ☎ 5390-8613

開庁時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

都立職業能力開発センター（板橋校・城東センター・城南センター）

知

【対象】（軽度の知的障害者の方で）職業的自立が見込まれる方

集団生活に適応し、1日8時限（1時限：45分）の訓練を継続して受けられる方

【訓練科目】実務作業科

【期間】1年間。4月入校。授業料は無料（作業服代等が自己負担）

【応募条件】療育手帳（愛の手帳）等を取得している方

※療育手帳の交付を受けていない方は、障害者職業センター等が発行する知的障害者と認める判定書でも可

※見学を随時受け付けておりますので、見学を希望する校に直接お問い合わせください。

問い合わせ

都立中央・城北職業能力開発センター 板橋校

〒174-0041 板橋区舟渡2-2-1 ☎ 3966-4131

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/itabashi/index.html>

都立城東職業能力開発センター

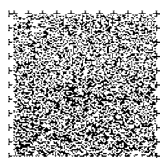
〒120-0005 足立区綾瀬5-6-1 ☎ 3605-6140

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/joto/index.html>

都立城南職業能力開発センター

〒140-0002 品川区東品川3-31-16 ☎ 3472-3411

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/jonan/index.html>



東京障害者職業能力開発校 **身 知 精** (※障害者手帳をお持ちの方)

専門知識はもちろん、コミュニケーションやビジネスマナーなど就職に必要な社会生活スキルもあわせて修得します。毎週校内見学会を実施しています。入校検討されている方は、ご連絡ください。募集期間、選考日等は校ホームページ（キーワード検索または、右二次元コード）をご覧ください。



対象者	科名	期間	入校期	備考
身体障害者 精神障害者 発達障害者	①ビジネスアプリ開発科	1年	年1回(4月)	
	②ビジネス総合事務科			
	③グラフィックDTP科			
	④ものづくり技術科			
	⑤建築CAD科			
	⑥製パン科	6か月	年4回 (4、7、10、1月)	修了後は、⑦⑧⑩科目への連続受講が可能。(選考あり)
	⑦調理・清掃サービス科			
	⑧オフィスワーク科			
	⑨就業支援科	3か月		
精神障害者 発達障害者	⑩職域開発科	6か月		障害者手帳がない場合は、医師からの精神、発達障害診断があれば応募可。
知的障害者	⑪実務作業科	1年	年1回(4月)	障害者手帳がない場合は、関連機関発行の障害判定書があれば応募可。
重度視覚障害者	⑫OA実務科			訓練実施場所は委託先。

問い合わせ

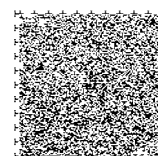
東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1

☎ 042-341-1427 FAX 042-341-1451

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/index.html>

仕事



IT技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）

インターネットを利用して、コンピュータのプログラミング技術やアプリケーションソフトの操作技術を習得することにより、在宅での就労を目指します。

【対象】 身体障害者手帳1～3級の方で、おおよそ高校卒業程度の学力があり、週20～30時間程度の学習が可能な方。

【期間】 2年間 募集人数は5名

【費用】 無料

問い合わせ

社会福祉法人 東京コロニー職能開発室

〒164-0001 東京都中野区中野 5-3-32

☎6914-0859 FAX6914-0869

ホームページ <https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>

国立職業リハビリテーションセンター

身 知 精 難

障害のある方々に対し、就職に必要な職業訓練や適応支援・就職支援などを一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

【対象】 身体障害、高次脳機能障害、難病、発達障害、精神障害、知的障害のある方

【手続】 ハローワークで求職登録を行い、ハローワークを通じて申請を行ってください。

【訓練科目】 メカトロ系（機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科）、建築系（建築設計科）、情報系（DTP・Web技術科、OAシステム科）、ビジネス系（経理事務科、OA事務科、オフィスワーク科）、物流系（物流・資材管理科）、職域開発系（アシスタントワーク科）6系11科

【期間】 1年 又は6カ月

※入所機会は年間10回。

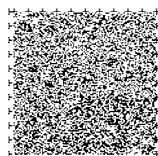
【費用】 受講料は無料（科によって作業服代等が自己負担）

問い合わせ

国立職業リハビリテーションセンター

〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2 ☎ 04-2995-1201

<https://www.nvr.cd.jeed.go.jp>



（公財）東京しごと財団 障害者就業支援課

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

● 障害者雇用就業サポートデスク

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）

飯田橋 月曜～金曜 午前9時～午後5時

多摩 月曜～金曜 午前9時～午後5時

【電話】03-5211-5462（飯田橋・多摩共通）

● 就活セミナー

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

● 企業見学

障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を見学することができます。

● 職場体験実習

企業で働いた経験がない（少ない）、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを随時行うほか、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

● 障害者委託訓練事業

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- ・知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）
- ・障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と現場実習など）
- ・実践能力取得訓練コース（事務補助、清掃など）
- ・e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者が対象。Web制作実践講座など）
- ・在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

受講料・・・無料（交通費、食事代等は訓練生負担）

※訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。

上記、各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。

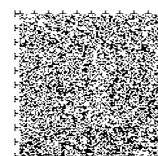
問い合わせ

（公財）東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階

☎ 5211-2681

ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



障害者福祉工場

作業能力と労働意欲はありながら障害の状況、職場の設備、通勤事情などで一般企業に就職することが困難な方のために、設備などに配慮がされた工場で就労の援助をしています。

工場名	電話	所在地	営業種目
東京都葛飾福祉工場 (就労移行支援、 就労継続支援 A・B型)	☎ 3600-4001 FAX 3609-8002	〒125-0042 葛飾区金町 2-8-20	防災・産業安全用品等販売、 縫製、製袋、屋内水耕栽培 (植物工場) / 他
東京都板橋福祉工場 (就労移行支援、 就労継続支援 B型)	☎ 3935-2601 FAX 3935-2688	〒175-0082 板橋区高島平 9-42-7	マイクロフィルム作成、デ ジタル情報加工、印刷・製 本、パン・野菜の製造販売 / 他

特定求職者雇用開発助成金 身 知 精 難

高年齢者、障害者などの就職が特に困難な方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により継続して雇用する労働者等として雇い入れた事業主に対して、助成金が支給される場合があります。

問い合わせ	
ハローワーク王子（王子公共職業安定所）	〒114-0002 王子6-1-17 ☎ 5390-8609（代表）

雇用保険法による失業給付 身 知 精 難

障害のある方で雇用保険の受給資格がある場合、雇用されていた期間や離職理由及び年齢により、支給される日数が一般の方より優遇されることがあります。また、失業給付の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満であり、公共職業安定所又は厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により安定した職業に再就職した場合、常用就職支度手当が支給されることがあります。

問い合わせ	
ハローワーク王子（王子公共職業安定所）	〒114-0002 王子6-1-17 雇用保険課 ☎ 5390-8611

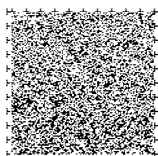
職業相談 身 知 精 難

ハローワーク王子（王子公共職業安定所）

障害のある方の相談窓口を設けて、職業紹介・相談などを行っています。

※手話通訳による相談日もあります。

問い合わせ	
〒114-0002 王子6-1-17	専門援助部門 ☎ 5390-8613
開庁時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分



日本視覚障害者職能開発センター

目の不自由な方の職業指導や相談などを行っています。

あらかじめ電話などで日時を予約してください。

〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5

☎ 3341-0900 FAX 3341-0967

受付時間 月曜～金曜 午前9時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

東京障害者職業センター

身 知 精 難

ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携し、就職のための相談や準備から、就職後の定着、復職等の相談・支援まで、様々な課題に対して、職業リハビリテーションサービスを提供します。障害のある方と事業主双方を支援します。

（障害のある方へのサービス）

- ・相談や検査、作業等を通じて、今後の就職や職場定着に向けた相談をしています。
- ・就職に向けた準備を整えるための職業準備支援を実施しています。
- ・職場に適応できるように、ジョブコーチ支援を実施しています。
- ・うつ病等の精神障害により休職している方を対象に、職場復帰に向けた支援（リワーク支援）を実施しています。

相談は予約制になっていますので、ご利用の際は事前にご連絡ください。

受付時間 月曜～金曜 午前8時45分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

問い合わせ

東京障害者職業センター

〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル 3階

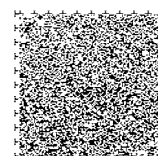
☎ 6673-3938 FAX 6673-3948

リワークセンター東京（リワーク支援のみ）

〒111-0041 台東区元浅草3-18-10 上野NSビル7階

☎ 5246-4881 FAX 5246-4882

仕事



障害者就業・生活支援センター

身 知 精

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

（就業面での支援）

- 1 就業に関する相談支援
 - ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・障害者の特性、能力に合った職務の選定
 - ・就職活動の支援
 - ・職場定着に向けた支援
- 2 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 3 関係機関との連絡調整

（生活面での支援）

- 1 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 2 関係機関との連絡調整

問い合わせ

障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ

（運営法人 社会福祉法人JHC板橋会）

〒174-0072 板橋区南常盤台2-1-7

☎ 5986-7551 FAX 3554-8202

障害者就業・生活支援センター アイ・キャリア

（運営法人 特定非営利活動法人まひろ）

〒158-0083 世田谷区奥沢3-31-4 W.OKUSAWA 4F

☎ 6421-8127 FAX 6421-8127

障害者就業・生活支援センター オープナー

（運営法人 社会福祉法人多摩棕櫚亭協会）

〒186-0003 国立市富士見台1-17-4

☎ 042-577-0079 FAX 042-575-8332

就業・生活支援センター WEL' S TOKYO

（運営法人 特定非営利活動法人WEL' S）

〒101-0054 千代田区神田錦町3-21

ちよだプラットフォームスクエアCN308

☎ 5259-8372 FAX 5259-8372

障害者就業・生活支援センター TALANT

（運営法人 特定非営利活動法人わかくさ福祉会）

〒192-0046 八王子市明神町4-5-3 橋捷ビル4階

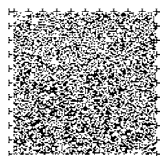
☎ 042-648-3278 FAX 042-648-3598

障害者就業・生活支援センター けるん

（運営法人 特定非営利活動法人青少年自立援助センター）

〒197-0022 福生市本町53健之会ビル4階

☎ 042-553-6320 FAX 042-513-4620



就労支援センター北



障害のある方の一般就労を促進し、安心して働き続けられるよう就労面と生活面の支援を一体的に行います。（登録制）

就労面の支援

職業相談・就職準備支援・職場開拓支援・職場実習支援・職場定着支援・離職時の調整および離職後の支援

生活面の支援

日常生活の支援・安心して働き続けるための支援・豊かな社会生活を築くための支援・将来設計や自己決定の支援

問い合わせ

〔主に知的・身体障害の方〕 ドリームヴィ

〒114-0034 上十条2-1-12 ☎/FAX 3906-7753

〔主に精神障害の方〕 わくわくかん

〒115-0044 赤羽南2-6-6 スカイブリッジ21 地下1階

☎ 3598-3337

※ドリームヴィ・わくわくかんともに北区在住または在勤の方

【利用時間】

月曜～土曜

ドリームヴィ 午前10時～午後6時（祝日・年末年始を除く）

わくわくかん 午前10時～午後7時（祝日・年末年始を除く）

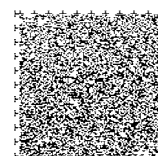
【利用方法】

まずセンターへお電話またはFAXをお願いします。

初回のみ利用登録を行います。

登録後は電話のみの相談も受け付けています。

なお、相談・登録は無料です。



9 税・公共料金

税金の控除（所得税）

身 知 精

障害者本人に所得がある場合と、障害者を扶養している場合、所得控除があります。

【対 象】

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2級は特別障害者）
- 2 愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障害者）
- 3 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（すべて特別障害者）
- 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第3項症は特別障害者）
- 5 原子爆弾被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けている方（すべて特別障害者）
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- 7 常に寝たきりで複雑な介護が必要な方（すべて特別障害者）
- 8 精神または身体に障害のある65歳以上の方で、福祉事務所長から1～3の障害に準すると認定された方（重度の障害は特別障害者）（年齢は12月31日現在です）

問い合わせ

王子税務署 〒114-8560 王子3-22-15 ☎ 3913-6211（代表）
音声案内が流れたら「1」を選択、「東京国税局電話相談センター」で対応
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

税金の控除（住民税）

身 知 精

障害者本人に所得がある場合と、障害者を扶養している場合、所得控除があります。

【対 象】

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2級は特別障害者）
- 2 愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障害者）
- 3 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（すべて特別障害者）
- 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第3項症は特別障害者）
- 5 原子爆弾被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けている方（すべて特別障害者）
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- 7 常に寝たきりで複雑な介護が必方（すべて特別障害者）
- 8 精神または身体に障害のある65歳以上の方で、福祉事務所長から1～3の障害に準すると認定された方（重度の障害は特別障害者）（年齢は12月31日現在です）

問い合わせ

税務課 課税第一係～課税第四係 ☎ 3908-1113 FAX 3908-2022

利子等の非課税

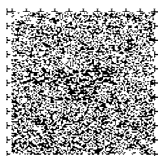
身 知 精

少額預金等の各元本350万円までの利子が非課税扱いとなります。

【対 象】

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 2 愛の手帳の交付を受けている方
- 3 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※1～4以外の障害者の方も該当の場合がありますので、詳しくは各金融機関にお問い合わせください。



相続税の軽減

身 知 精

相続又は遺贈により財産を取得した方が障害者の場合、障害の程度および年齢に応じて相続税が軽減されます。

【対 象】次に該当する方

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2級は特別障害者）
- 2 愛の手帳の交付を受けている方（1・2度は特別障害者）
- 3 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（すべて特別障害者）
- 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第3項症は特別障害者）
- 5 原子爆弾被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けている方（すべて特別障害者）
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級は特別障害者）
- 7 常に寝たきりで複雑な介護が必要な方で、福祉事務所長から1から3の障害に準ずると認定された方
- 8 精神または身体に障害のある65歳以上の方で、福祉事務所長から1から3の障害に準ずると認定された方

問い合わせ

王子税務署 〒114-8560 王子3-22-15 ☎ 3913-6211（代表）
音声案内が流れたら「1」を選択、「東京国税局電話相談センター」で対応
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

贈与税の軽減

身 知 精

特定障害者（特別障害者及び一定の障害者）が特定障害者扶養信託契約にもとづく信託受益権の贈与を受けた場合には、「障害者非課税信託申告書」を、信託銀行等（受託者）を経由して税務署へ提出することにより、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち特別障害者の方は6,000万円までの部分の金額について贈与税が非課税になります。特定障害者のうち特別障害者以外の方は、3,000万円までの部分の金額について非課税となります。

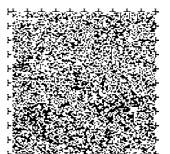
※特定障害者扶養信託制度 特定障害者の親族等（委託者）が信託銀行等に金銭等を信託し、特定障害者を受益者として設定することにより特定障害者の将来の生活費等を信託銀行等を通じて保全しようとするものです。詳しくは下記にお問い合わせください。

【対 象】次に該当する方

- 1 愛の手帳の交付を受けている方
- 2 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方
- 3 精神または身体に障害のある65歳以上の方で、福祉事務所長から1または2の障害に準ずると認定された方
- 4 「相続税の軽減（112頁）」の【対象】に記載のある方のうち、特別障害者に該当する方

問い合わせ

王子税務署 〒114-8560 王子3-22-15 ☎ 3913-6211（代表）
音声案内が流れたら「1」を選択、「東京国税局電話相談センター」で対応
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）



9 税・公共料金

個人事業税の軽減 身 知 精

- 1 前年中の所得が370万円以下の障害者または障害者を扶養している方は納期限までの減免申請書提出により、事業税が1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）の減税になります。

※特別障害者については、「相続税の軽減（112頁）」を参照してください。

- 2 下記、対象の方は課税されません。

【対象】

両眼の視力が0.06以下の視力障害で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧などの医業に類似する事業を営む方

問い合わせ

荒川都税事務所 個人事業税班

〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1 ステーションガーデンタワー7階

☎3802-8114 月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

関税の免除 身

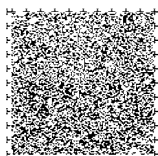
身体障害者用に特に製作された器具等で政令で定めるもの、および社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品の輸入については、輸入申告の際に必要な手続きを行うことにより、関税が免除される場合があります。

問い合わせ

東京税関 業務部 税関相談官室（税関手続等に関するご相談窓口）

〒135-8615 江東区青海2-7-11

☎3529-0700 月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）



自動車税（種別割・環境性能割）・**軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免****身 知 精**

下記（対象）の心身障害者又は、この心身障害者と生計を一にする方が所有し、専ら心身障害者のために使用する自動車の税金を減免します。減免を受けることができる自動車（軽自動車、二輪車、原動機付自転車を含みます）は、障害者の方1人につき1台に限られます。

※自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割は、旧自動車取得税のことで、

【減免の対象となる障害の程度】

1 身体障害者手帳

障 害 の 区 分		障 害 の 級 別					
下 肢 機 能 障 害		1	2	3	4	5	6
体 幹 機 能 障 害		1	2	3		5	
上 肢 機 能 障 害		1	2				
視 覚 障 害		1	2	3	4の1		
聴 覚 障 害			2	3			
平 衡 機 能 障 害				3		5	
音声または言語機能障害				3 ※①			
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1	2				
	移動機能	1	2	3	4	5	6
心 臓 機 能 障 害		1		3	4		
じん臓機能障害		1		3	4		
呼吸機能障害		1		3	4		
ぼうこう・直腸機能障害		1		3	4		
小 腸 機 能 障 害		1		3	4		
ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害		1	2	3			
肝 臓 機 能 障 害		1	2	3	4		

※① 喉頭摘出による音声機能障害のある場合に限り、

2 愛の手帳

総 合 判 定 の 程 度	1	2	3
---------------	---	---	---

3 精神障害者保健福祉手帳

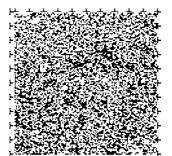
障 害 の 程 度	1 ※②
-----------	------

※② 精神通院医療に係る自立
支援医療受給者に限ります。

4 戦傷病者手帳

減免の対象となる障害の程度については、自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割は東京都自動車税コールセンターへ、軽自動車税種別割は北区税務課税務係へお問い合わせください。

※手帳の交付申請中の場合には、交付申請中であることが確認できる書類



9 税・公共料金

【申請期限等】

1 自動車税種別割

新たに自動車を購入した場合は登録の日から1ヵ月以内に申請してください。すでに減免を受けている自動車がある場合は、申請期限以内に抹消登録又は移転登録が済んでいる必要があります。

すでに所有している自動車は4月1日から5月31日の期間に(※③)申請してください。

自動車税種別割が申請年度より減免されます。

※③ 期間の末日が土日・祝日・年末年始の場合は翌開庁日までとなります。

また上記以外の時期に申請された場合(事前受付期間)、申請年度の翌年度から適用となります。

2 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

登録(取得)の日から1ヶ月以内に申請してください。

3 軽自動車税種別割

軽自動車税(種別割)納税通知書が届いてから納期限(5月末日)までに申請してください。

※納期限は土日・祝日の場合、翌開庁日となります。

【減免額】

1 自動車税種別割

45,000円までを減免額の上限とし、上限を超える場合は、それを超えた税額分を納付していただきます。(新規登録の場合、登録月により、45,000円の月割額となります。)

2 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額が減免上限額となります。

3 軽自動車税(種別割) 車両区分に応じた税額が減免となります。

【減免の対象となる自動車】

納税義務者(所有者または取得者)	自動車の運転者	使用目的
障害者の方	障害者の方	特に問いません
障害者の方	障害者以外の方	もっぱら障害者の方の通院・通学等のために使用する
障害者の方と生計を同じくする方	障害者の方	
障害者の方と生計を同じくする方	障害者以外の方	

※「生計を同じくする方」とは、「障害者の方と同居している方」や「障害者の方の住所地近隣(2キロ以内)にお住まいの親族の方」などをいいます。

【手続】

○自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の場合

1 障害者の方が所有または取得し、運転する場合

障害者の方が所有または取得し、障害者以外の方が運転する場合

① 減免申請書

(自動車税種別割・自動車税環境性能割

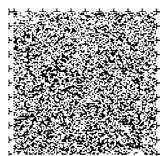
東京都主税局ホームページからダウンロードできます)

② 手帳の原本(複数の手帳をお持ちの場合はそのすべての手帳)

※手帳の交付申請中の場合には、手帳の交付申請書の写し(希望された方にのみ交付)

※カード形式の場合は、カードと合わせて別冊もお持ちください。

③ 運転される方の運転免許証またはそのコピー(表裏両面)



- 2 生計を同じくする方が所有または取得し、障害者の方が運転する場合
 生計を同じくする方が所有または取得し、障害者以外の方が運転する場合
 上記①②③

④ 所有者又は取得者の方の住所が確認できる公的証明書
 （運転免許証、住民票等）

⑤ 生計を同じくする方が近隣（2km以内）にお住まいの親族の場合は「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等）

減免申請書に通院先等の住所、名称及び電話番号を記入していただきます。

その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

○軽自動車税種別割の場合

①手帳の原本

※カード形式の場合は、カードと合わせて別冊もお持ちください。

②運転される方の運転免許証

③納税通知書

④納税義務者のマイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか（代理人の場合は上記マイナンバー確認書類の写し）

⑤（代理人の場合）納税義務者からの委任状（マイナンバー使用に関して）

⑥（代理人の場合）代理人自身の本人確認書類

その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

問い合わせ

自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割について

東京都自動車税コールセンター ☎ 3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始12/29～1/3を除く）

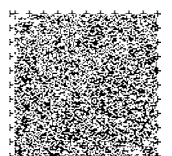
詳しくは、東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）をご覧ください

軽自動車税種別割について

税務課 税務係

☎ 3908-1114

FAX 3908-2022



9 税・公共料金

交通料金の割引

J R等運賃の割引 身 知 精

身体・知的・精神障害者やその介護者がJ R線を利用する場合、運賃が割引になります。

利用区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種の身体・知的・精神障害者が介護者付き添いで利用する場合	普通乗車券 定期乗車券(小児を除く) 回数乗車券(バスを除く) 急行券(J R線のみ)	5 割 介護者も同率 (バスの定期券は3割)	J R線(航路・バスを含む)および連絡社線(私鉄線)の各駅相互間
第2種で12歳未満の身体・知的・精神障害児に付き添う場合	定期乗車券(介護者のみ)		
第1種、第2種の身体・知的・精神障害者が単独で乗車する場合	普通乗車券	5 割	同上、ただし鉄道・航路は片道100kmを超える区間に限る

※12歳未満の心身障害児については、小児運賃の5割引となります。

※「第1種」、「第2種」の種別は手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に記載されています。

【問い合わせ先】各駅へお問合わせください。

※戦傷病者手帳をお持ちの方は、障害の程度により年1～12枚の乗車割引証を交付します。
詳しくは、東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当へお問い合わせください。

私鉄旅客運賃の割引

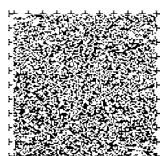
私鉄各社で割引内容は異なりますので、詳しくは私鉄各駅発売窓口にお問い合わせください。

フェリー旅客運賃の割引

各社で割引内容は異なりますので、詳しくは各フェリー会社へお問い合わせください。

航空旅客運賃の割引 身 知 精

満12歳以上の身体障害者手帳または愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が国内線の航空機を利用するとき、運賃が割引になります。各航空会社により割引内容や手続き等が異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。



タクシー料金の割引 身 知 精※

心身障害者がタクシーを利用するとき、乗務員に手帳を提示すると利用料金が1割引になる場合があります。タクシー乗車時に乗務員にご確認ください。

【対 象】

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳の場合、一部割引を適用していないタクシー会社があります。詳しくは各タクシー会社へお問い合わせいただくか、タクシー乗車前に必ずご確認ください。

【手 続】

乗車時に身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳に添付された写真を提示し、割引を受けてください。福祉タクシー券利用の場合も割引されます。

問い合わせ	
<u>法人タクシーに関すること</u>	
東京ハイヤー・タクシー協会	☎ 3264-8080
<u>個人タクシーに関すること</u>	
東京都個人タクシー協会	☎ 3947-1461
東京都個人タクシー協同組合	☎ 3384-1351
日個連東京都営業協同組合	☎ 5976-9111
<u>苦情・要望の受付</u>	
(公財) 東京タクシーセンター	☎ 3648-0300

民営バス料金の割引 身 知 精

障害者手帳をお持ちの方と介護者が民営バスを利用するとき、料金が割引になります。

※シルバーパスをお持ちの方の場合、シルバーパスとの併用はできません。

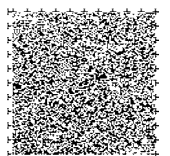
【割引率と利用方法】

利 用 区 分	対 象 者	割 引 率	利 用 方 法
手帳をお持ちの方が単独で乗車する場合	①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③東京都が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	5割	乗車時に手帳を提示
介護人付き添いで利用する場合	第1種身体障害者手帳の方 または愛の手帳をお持ちの方	5割 (介護人同率)	「心身障害者民営バス乗車割引証」を乗車時に提示
定期券を購入する場合	身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方	3割	「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」を購入時に提出

【手 続】

「心身障害者民営バス乗車割引証」「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」の交付は、手帳をご持参ください。

問い合わせ	
障害福祉課 王子障害相談係	☎ 3908-9081 FAX 3908-5344
赤羽障害相談係	☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



9 税・公共料金

都営交通無料乗車券と割引 身 知

下記の障害に該当する方に、都営交通（都電、都バス（江東〇１（しおかぜ）を除く）、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）を利用するときの無料乗車券を交付します。

（シルバーパスまたは精神障害者都営交通乗車証をお持ちの方は併用できませんのでいずれか一種を選択してください。）

【対 象】

- 1 身体障害者手帳（１級～６級）の交付を受けている方
- 2 療育手帳（愛の手帳）の交付を受けている方
- 3 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症～第６項症、第１款症～第５款症）
- 4 原子爆弾の被爆者健康手帳の交付を受けている方
（厚生労働大臣の認定患者および健康管理手当受給者）

【割 引 率】

- ① 本人無料（無料乗車券提示）
- ② 介護者の扱い

【対象】１・２の介護者は５割引（バス定期券は３割引）

被介護者１人に対して介護人は１人（バスはその限りでない）

○地下鉄をご利用の場合

- （１）身体障害者手帳の方については、第１種および１２歳未満の定期券を使用する第２種身体障害者の介護者に限る
- （２）東京都以外が発行する療育手帳の所持者は、第１種および１２歳未満の定期券を使用する第２種知的障害者の介護者に限る

※介護者割引を受ける際には、身体障害者手帳または愛の手帳をご提示のうえ、駅係員等へお尋ねください。（無料乗車券のみのご提示では、介護者割引は受けられません。）

【新規・更新手続】

手帳、乗車券（更新手続きの場合のみ）をご持参ください。更新は、発行済の乗車券の有効期限月の初日から手続きができます。

（例：有効期限が１２月３１日の場合、１２月１日から各窓口で手続きができます）

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

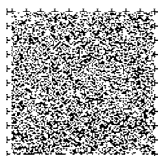
※上記で発行された磁気式の乗車券を、ＩＣカード式(PASMO)に変更することができます。変更を希望される場合は、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所でPASMOに変更できます。自動定期券発売機では変更できませんので、発行窓口（２３区内で１０ヶ所）について詳しくは下記にお問い合わせください。

【発行の際にお持ちいただくもの】

- ①使用中の磁気式の都営交通無料乗車券
- ②PASMO（定期券情報が付加されたもの、クレジットカード一体型、小児用、モバイルPASMO、ApplePayのPASMOは不可）
PASMOに都営交通無料乗車券の情報を付加します。PASMOをお持ちでない場合は、PASMOを購入する際に、デポジット（預かり金）５００円が必要となります。
※チャージ分は含まず

問い合わせ

ＩＣカード式(PASMO)に関する問い合わせ	
都営交通お客様センター	☎ 3816-5700 午前９時～午後８時（年中無休）
または、定期券発売所	午前８時～午後８時
（神保町駅・門前仲町駅は、土曜・休日は休業）	



精神障害者都営交通乗車証 精

乗車証を提示することで、都営交通（都営地下鉄、都営バス、都電、日暮里・舎人ライナー）に無料で乗車することができます。

【対 象】 都内在住の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
（シルバーパス、その他無料乗車券の発行を受けている方は除く）

【有効期間】 発行の日から2年間

【乗車証の種類】

有効な精神障害者保健福祉手帳の原本をお持ちになり、下記窓口にお申込みください。

種 類	利 用 方 法	申込・発行窓口
紙 券	係員に乗車証を提示（日暮里・舎人ライナーは無人改札のため、インターホンで係員を呼び出し、モニターに掲示）	都電、都バス定期券発売所（12か所）
磁 気 券	【都営地下鉄】・・・自動改札機を利用 （提示による利用も可能） 【日暮里・舎人ライナー】・・・自動改札機を利用 【都電、都バス】・・・係員に提示	・都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（10か所） ・都営地下鉄各駅窓口
ICカード乗車証	【都営地下鉄】・・・自動改札機を利用 【日暮里・舎人ライナー】・・・自動改札機を利用 【都電、都バス】・・・運賃機を利用	（ICカード乗車証の紛失再発行のみ）

※ICカード（PASMO）・磁気券への切り替えを希望する場合は、都営地下鉄または日暮里・舎人ライナーの定期券発売所で交換することができます。

※ICカード（PASMO）の紛失再発行の申込みは、上記のほか、都電・都営バス営業所、他鉄道・バス事業者窓口でも行うことができます。ただし、発行は上記の窓口のみとなります。

【発行手数料】

無料（PASMO乗車証の新規発行には、デポジット（預かり金）500円が必要になります。※チャージ分は含まず）

【新規・継続手続】

有効な手帳の原本をご持参ください。（継続の場合は、現在お持ちの手帳もご持参下さい）

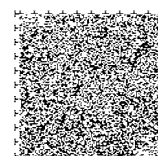
発行済の乗車証の有効期限日の13日前から手続きができます。有効期限が過ぎている手帳や手帳の更新申請書の控えなどでの発行はできません。

ただし、手帳の更新手続中でも、有効期限内の手帳を所持している場合は、発行可能です。他の道府県の手帳をお持ちの方には、住民票や免許証などで東京都に住所を有していることが確認できる場合のみ発行できます。

問い合わせ

【申込・発行に関して】 指定の定期券発売所

【その他】 東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 5320 - 4464



有料道路通行料金の割引 身 知

身体障害者手帳の交付を受けている方が自身で運転する場合、または身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方のうち、重度の障害をお持ちの方が同乗し、家族や介護者の方が運転する場合に割引となります。なお、割引の適用を受けるには、事前に申請窓口またはオンラインで割引登録申請を行い、手帳への登録済みシールの貼付が必要となります。

割引率 通常料金の50%

【利用方法】

ETC無線通行（ノンストップ走行）される場合は、事前に登録した自動車のETC車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業を行ったもの）に事前に登録したETCカードを挿入し、ETCレーンを通行します。

※ETCカードの名義について、引き続き成人に達する誕生日後もETCでの本割引の適用を受けようとされる場合は、ご本人名義に切り替えの上、再度ETC利用申請を行っていただく必要があります。

現金等でお支払いされる場合または事前登録をされていない自動車でご利用いただく場合は、一般レーン、混在レーン又はサポートレーンに進入して、料金所係員に事前に手続きをされた身体障害者手帳または愛の手帳をご提示又はお渡しいただき、手帳の記載事項等の確認を受けて通行します。

※ETC未整備料金所、点検等によりETCレーンをご利用できない場合や通信エラーによりバーが開かない場合は、料金所係員によるETCカードでのお支払いの処理となりますので、有料道路を利用される際は手帳を常に携行してください。事前に登録したETCカードでのお支払いでも手帳をご提示いただけない場合は割引が適用されません。

※株式会社ミライロが提供する障害者手帳アプリ「ミライロID」をご提示いただくことで手帳の代わりとすることができます。ミライロIDのご利用に必要な手続きや利用方法等の詳細につきましては、株式会社ミライロのHP

(<https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/hc/articles/900005624323>)からご確認ください。

【対象】

【有料道路の通行割引区分等一覧】

区 分	対 象	事前登録できる自動車（障害者の方お1人あたり1台）
自分で運転する場合	身体障害者手帳所持者	本人又は、その他親族等の所有車
介護者が運転する場合	第一種身体障害者 第一種知的障害者	① 本人又は、その他親族等の所有車で障害者を乗せ、移動のため介護者が運転するもの ② 本人又は、その他親族等が自動車を所有していない場合でも、障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの

※知人の車や車検時の代車、レンタカーなどの事前登録されていない自動車であっても、料金所で手帳を提示いただくなど一定の要件のもとで割引されます。

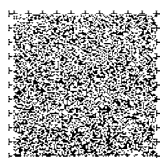
詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」や高速道路会社HPをご覧ください。

※自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」・「使用者の氏名又は名称」に法人名が記載されている自動車（割賦契約又は長期リースを除く）は対象になりません。

※車種によっては対象にならない場合もあります。

【新規申請】次の原本をお持ちになり、下記窓口へ申請してください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳（手帳を2冊お持ちの場合は両方の手帳）
- ② 自動車検査証（自動車を事前登録する場合） ※電子車検証の方は「自動車検査証記録事項」も一緒にお持ちください。
- ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合）



【ETC無線通行（ノンストップ走行）をされる場合、上記に加えて以下のもの】

④ ETCカード（障害者本人名義）※18歳未満の場合は親権者又は法定後見人名義のもの）

⑤ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・ETC車載器セットアップ証明書等）

・割賦契約書又はリース契約書等

割賦購入又はリース（サブスク含む）により自動車を利用されている場合

※各種書類は原本を提示してください。

※マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください。

【更新・変更申請】

更新申請は割引有効期限の2ヵ月前から割引有効期限の前日まで行うことができます。また、割引有効期限内に自動車登録番号、自動車検査証の所有者・使用者、ETCカード名義（18歳以上は本人名義のカードに限ります）・番号、ETC車載器管理番号、または障害者本人の氏名・住所に変更があった場合は変更申請を行ってください。申請に必要なものはどちらも運転免許証を除き新規申請の際に必要な書類と同じですが、ETCカード・ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・ETC車載器セットアップ証明書）については前回申請から変更しない場合のみ不要です。（運転免許証は、更新・変更申請の際は不要）

自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をする場合のみ、オンラインでも申請が可能です。

URL: <http://www.expressway-discount.jp/>

問い合わせ

料金に関する問い合わせ

NEXCO東日本お客さまセンター

☎ 0570-024-024 オペレーター受付：24時間対応（年中無休）

または ☎ 03-5308-2424 (PHS・IP電話のお客さま)

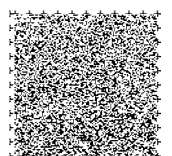
首都高お客さまセンター

☎ 03-6667-5855 オペレーター受付：24時間対応（年中無休）

（申請窓口）

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344

赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991



駐車禁止規制等の適用除外

身 知 精

下記の対象に該当する方が「駐車禁止等除外標章」の交付を受け、使用中（運転・同乗）の車に掲出することで、駐車禁止規制等から原則として除外されます。

※運転者が車から離れてただちに運転することができない場合は、運転者の連絡先または用務先を記入した書面を、標章と一緒に掲出する必要があります。

【対 象】

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

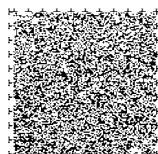
手帳の種別	障害の区分		障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 3 級までの各級または 4 級の 1	
	聴覚障害		2 級または 3 級	
	平衡機能障害		3 級	
	肢体不自由	上肢機能障害		1 級、2 級の 1 または 2 級の 2（両上肢に著しい障害がある方）
		下肢機能障害		1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害		1 級から 3 級までの各級
		運動機能障害	上肢機能	1 級または 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能		1 級から 4 級までの各級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害		1 級または 3 級	
	免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	
	肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級	
再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方				
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害		特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害		特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛の手帳	1 度または 2 度			
精神障害者 保健福祉手帳	1 級			
小児慢性特定 疾病医療受給者証	（色素性乾皮症に係る医療費支給認定を受けた方）			

【制 限】

標章を掲出しても、次のような駐車等は除外になりません。

- 1 駐停車禁止場所の駐車
- 2 法定駐車禁止場所の駐車
- 3 駐車方法に従わない駐車
- 4 車庫代わり駐車
- 5 長時間の駐車

駐車できる場所など、詳しくは管轄の警察署へお問い合わせください。



- 【手続】都内の警察署において、以下のものを持参のうえ、申請してください。
- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ・「マイナンバーカード」等の、本人確認書類（「住民票の写し」をお持ちいただく場合は、発行日から3か月以内のものをご用意ください。）
- ※申請者が未成年者、知的障害者もしくは精神障害者である場合は、原則として申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族または姻族を申請代理人として、申請を行う必要があります。
- ※申請者の身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は、申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族または姻族を申請代理人とすることができます。
- ※代理人による申請の場合は、
- ・申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された、発行日から3か月以内の「住民票の写し」又は「戸籍謄本」等）
 - ・マイナンバーカード等、申請代理人の本人確認書類

問い合わせ		
警視庁駐車対策課	駐車対策第一係（除外許可高齢等担当）	
〒135-0063	東京都江東区有明3-27-6	
	有明フロンティアビルB棟	
		☎ 3581-4321（警視庁代表）
滝野川警察署	交通課	
〒114-0024	北区西ケ原2-4-1	☎ 3940-0110
王子警察署	交通課	
〒114-0002	北区王子3-22-22	☎ 3911-0110
赤羽警察署	交通課	
〒115-0043	北区神谷3-10-1	☎ 3903-0110

その他の割引

NHKテレビ受信料の減免

身 知 精

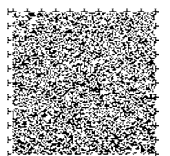
NHK放送受信料の全額または半額が免除されます。

【対象】

- 1 全額免除（世帯の中に下記のいずれかに該当する障害者がいる場合で、かつ、※世帯構成員全員が区民税非課税の場合）
 - ① 身体障害者
 - ② 知的障害者
 - ③ 精神障害者
- 2 半額免除（下記の障害者が世帯主で受信契約者の場合）
 - ① 視覚障害者・聴覚障害者
 - ② 重度の身体障害者（身体障害者1・2級）
 - ③ 重度の知的障害者（愛の手帳1・2度）
 - ④ 重度の精神障害者（精神障害者1級）
 - ⑤ 重度の戦傷病者（特別項症から第1款症）

※受信料免除基準における世帯とは、「同居および生計をともにする者の集まりまたは独立して同居もしくは生計を維持する単身者」をいいます。（放送受信規約第2条第3項）

- 【手続】手帳と印鑑をお持ちになり、下記窓口で証明を受けた免除申請書を同時にお渡しする所定の封筒にて、郵送してください。



9 税・公共料金

問い合わせ

【NHK電話対応窓口】

NHKふれあいセンター（ナビダイヤル）

☎ 0570-077-077

受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝も受付）

※12月30日午後5時～1月3日はご利用いただけません。

【NHK郵送対応窓口】

NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス

〒163-6027 新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー27階

（証明書交付窓口）

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344

赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

前頁2の⑤の方

東京都福祉局生活福祉部 計画課援護恩給担当 ☎ 5320-4078

水道・下水道料金について

障害の程度、種別等による減免の制度はありません。

減免の対象世帯は、①生活保護を受給されている世帯 ②児童扶養手当を受給されている世帯 ③特別児童扶養手当を受給されている世帯 です。

上記の世帯は、申請により水道料金の基本料金と1ヵ月あたり10m³までの従量料金、下水道料金の1ヵ月あたり8m³までの料金について減免を受けることができます。

問い合わせ

水道局北営業所 営業時間 平日（月曜～金曜）午前8時30分～午後5時15分

〒115-8530 赤羽台3-3-21 ☎ 5963-6030 FAX 3907-4170

青い鳥郵便葉書の無償配布



青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れた「青い鳥郵便葉書」を無料で配布します。

【対象】

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方

【受付期間】

4月～5月末日

【配布葉書】

通常郵便葉書（「くぼみ入り※」「無地」または「インクジェット紙」）

※くぼみ入り通常郵便葉書は目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・裏表が分かるようにした葉書です。

【配布枚数】

一人につき20枚

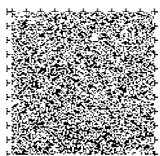
【申込方法】

① 窓口申込 手帳をお持ちのうえ、最寄りの郵便局にお申込ください。

② 郵送申込 「青い鳥郵便葉書配布申込書」と明記した適宜の用紙に、手帳の（種類・番号・級別または程度）、住所または居所及び氏名等を記入し、手帳の写しを同封して、最寄りの郵便局に郵送してください。

【配布方法】

4月中旬以降、最寄りの郵便局からお届けします。



郵便料金の割引**身**

(無料となるもの)

点字のみを内容とする郵便物と盲人用録音物等郵便物で開封のもの

(特別運賃表となるもの)

盲人用点字ゆうパック、心身障害者用ゆうメール（図書館の発受する図書）

その他、心身障害者団体発行の第3種郵便物の割引などがあります。

詳しくは、郵便局へお問い合わせください。

問い合わせ

日本郵便(株)王子郵便局 〒114-8799 王子6-2-28

☎ 0570-943-472 FAX 03-3914-6318 (郵便部)

日本郵便(株)赤羽郵便局 〒115-8799 赤羽南1-12-10

☎ 0570-943-685 FAX 03-3903-7149 (郵便部)

携帯電話料金の割引**身****知****精**

携帯電話利用料金の割引が受けられます。詳しくは、下記にお問い合わせください。

問い合わせ

NTTドコモ ハーティ割引

ドコモの携帯電話から 局番なし「151」

一般電話から 0120-800-000

ホームページ <https://www.docomo.ne.jp/>

KDDI (au) スマイルハート割引

au携帯電話から 局番なし「157」

一般電話から 0077-7-111

ホームページ <https://www.au.com/>

ソフトバンク ハートフレンド割引

ソフトバンク携帯電話から 局番なし「157」

一般電話から 0800-919-0157

ホームページ <https://www.softbank.jp/>税
公共**NTT無料電話番号案内（ふれあい案内）****身****知****精**

お名前とご住所からお問い合わせの電話番号をご案内するサービスです。

受付電話番号：0120-104565

※利用前に、ふれあい案内の登録の申し込みをする必要があります。

(登録申し込み電話番号：0120-104174)

【対 象】

1 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの方

① 視覚障害1～6級

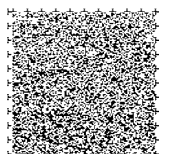
② 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級

③ 聴覚障害2・3・4・6級（1・5級はなし）

④ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3・4級（1・2級はなし）

2 愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方

3 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方



9 税・公共料金

4 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの方

- ①視力障害の程度が特別項症～第6項症
- ②肢体不自由（上肢）の程度が特別項症～第2項症
- ③聴覚障害の程度が第2・4項症
- ④音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害の程度が第1・2・4項症

問い合わせ

☎ 0120-104174（フリーダイヤル）

月曜～金曜 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

粗大ごみ等の処理手数料の減免

申請により粗大ごみなどの処理手数料が免除されます。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン（本体・ディスプレイ）は清掃事務所では収集できません。

【対 象】

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けている世帯、生活保護世帯、
老齢福祉年金を受けている世帯、中国残留邦人等支援給付を受けている世帯

【申込先】

粗大ごみ受付センター ☎ 6746-5533 ☎ 0570-075-533

受付時間 月曜～土曜（年末年始を除く） 午前8時～午後7時

問い合わせ

北区清掃事務所 ☎ 3913-3141 FAX 3913-3741

都立公園などの無料入場

身 知 精

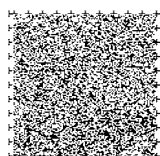
【対 象】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者

施 設

浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、向島百花園、清澄庭園、
旧古河庭園、旧岩崎邸庭園、殿ヶ谷戸庭園、神代植物公園、多摩動物公園、恩賜上野動物園、
井の頭自然文化園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族園、東京都江戸東京博物館、江戸東京
たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京体育館、駒沢オリ
ンピック公園総合運動場、東京武道館、東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障
害者スポーツセンター、東京都庭園美術館

※一部、有料となる場合があります。ご利用の際は各公園・施設にお問い合わせください。

【問い合わせ】 各施設



都立公園駐車場無料利用

身 知 精

【対 象】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者

施 設
赤塚公園、井の頭恩賜公園、上野恩賜公園、宇喜田公園、浮間公園、大泉中央公園、大島小松川公園、葛西臨海公園、木場公園、砧公園、小金井公園、駒沢オリンピック公園、汐入公園、潮風公園、篠崎公園、石神井公園、城北中央公園、神代植物公園、高井戸公園、舎人公園、中川公園、野川公園、浜離宮恩賜庭園、光が丘公園、東綾瀬公園、府中の森公園、水元公園、武蔵国分寺公園、武蔵野公園、武蔵野の森公園、武蔵野中央公園、夢の島公園、代々木公園、蘆花恒春園、六仙公園、和田堀公園

※一部、有料となる場合があります。ご利用の際は各公園にお問い合わせください。

※都庁内駐車場については、有人の出口より退出する際手帳を提示することにより、無料で利用できます。

【問い合わせ】 各公園

区内施設使用料の減免

身 知 精

【対 象】

身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介助者

※使用の際に手帳（原本）またはデジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。

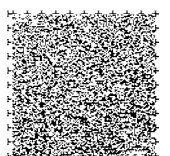
【利用料金】

上記手帳をお持ちの方 一般料金（子ども料金・高齢者料金を除く）の5割減額

その介助者 1名免除

対象となる使用料や利用時間等は施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

問い合わせ				
桐ヶ丘体育館	☎	3908-2316	FAX	3908-2317
滝野川体育館	☎	3940-1801	FAX	3940-1849
赤羽体育館	☎	3901-3140	FAX	3901-3150
北運動場	☎	3902-5639	FAX	3902-5639
赤羽スポーツの森公園競技場	☎	5948-9281	FAX	5948-9282
豊島五丁目グリーンスポーツ広場	☎	090-6923-7785		
飛鳥山博物館	☎	3916-1133	FAX	3916-5900
元気ぷらざ（温水プール）	☎	5249-2214	FAX	5249-2210
（通年営業）パノラマプール十条台	☎	5993-8337	FAX	5993-8174
（夏季営業）王子プール、桐ヶ丘プール、谷端プール				
	☎	5993-8337	FAX	5993-8174
いきがい活動センター（きらりあ北）				
	☎	5390-2220	FAX	5390-2233



9 税・公共料金

区立施設駐車場使用料の割引 身 知 精

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が乗車している場合に駐車場使用料が免除されます。

使用の際に手帳（原本）またはデジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。利用時間、車体制限、収容台数等は施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

問い合わせ			
北とぴあ	☎ 5390-1100	FAX 5390-1409	
赤羽会館	☎ 3901-8121	FAX 3902-4226	
滝野川会館	☎ 3910-1651	FAX 3910-1698	
中央図書館	☎ 5993-1125	FAX 5993-1044	
北運動場	☎ 3902-5639	FAX 3902-5639	
赤羽スポーツの森公園競技場	☎ 5948-9281	FAX 5948-9282	
浮間子どもスポーツ広場	☎ 3969-1145	FAX 3969-1145	
豊島五丁目グリーンスポーツ広場	☎ 090-6923-7785		
桐ヶ丘体育館	☎ 3908-2316	FAX 3908-2317	
滝野川体育館	☎ 3940-1801	FAX 3940-1849	
赤羽体育館	☎ 3901-3140	FAX 3901-3150	
元気ぷらざ（温水プール）	☎ 5249-2214	FAX 5249-2210	

区立公園駐車場無料利用 身 知 精

【対 象】

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が乗車している場合に駐車場使用料が免除されます。有人駐車場の場合は、係員に手帳またはデジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。

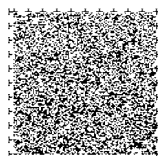
無人駐車場の場合は、出庫時、清算機備え付けのインターホンへお申し出ください。

係員が遠隔カメラにて、手帳を確認させていただきます。

施設名	利用できる日	利用時間
荒川赤羽緑地 駐車場	土・日・祝日（12月29日から1月3日を除く）	（4～9月） 午前5時45分～午後6時15分
荒川岩淵関緑地 駐車場	※平日は利用できませんので ご注意ください。	（10～3月） 午前6時45分～午後5時15分
飛鳥山公園 駐車場	通年	24時間営業
中央公園駐車場	通年	（4～9月） 午前5時45分～午後10時30分 （10～3月） 午前6時45分～午後10時30分

各駐車場とも、行事等による臨時休場があります。

問い合わせ		
荒川赤羽緑地・荒川岩淵関緑地	☎ 3903-1383	FAX 3903-1383
飛鳥山公園・中央公園	☎ 5980-9210	FAX 5980-9047



区内駐輪施設使用料の割引 身

通勤や通学のために駅まで自転車を利用し、さらに下記のいずれか 1 つに該当する方は駐輪施設が利用できます。

【対象】

- ・駅から住所または通勤、通学先がおおむね800メートル以上離れている方
- ・身体に歩行困難を伴う障害がある方・児童扶養手当を受けている方・65歳以上の方

【駐輪施設の種類】

①自転車駐車場（有料制自転車駐車場）

JR 王子駅・東十条駅・十条駅・板橋駅・田端駅・上中里駅・尾久駅・赤羽駅・北赤羽駅・浮間舟渡駅、東京メトロ南北線王子神谷駅・西ヶ原駅、都営三田線西巣鴨駅周辺に自転車駐車場があります。

詳しい場所などについては、北区ホームページ「有料自転車駐車場（施設一覧・料金表 | 駐輪場）」をご覧ください。直接利用を希望する自転車駐車場にお問い合わせください。また、定期利用料金の減免制度がありますので、手続き、割引率などはお問い合わせください。減額の場合は学生料金を適用します。

問い合わせ

田端駅前、新田端大橋北・中央・南、尾久駅前、滝野川三丁目、十条駅西口、王子駅明治通り、西ヶ原駅前、北谷端公園脇、赤羽駅東口、赤羽駅南口第三、赤羽駅西口駅前、赤羽駅西口、赤羽駅西側、上中里駅前

(株)ソーリン ☎5856-4665（24時間対応）

上記の自転車駐車場以外(公社)北区シルバー人材センター ☎3908-8400
月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

②指定自転車置場（年間登録制自転車置場）

JR 駒込駅・上中里駅・十条駅・赤羽駅、東京メトロ南北線赤羽岩淵駅・志茂駅、北谷端公園脇、赤羽公園脇の年間登録制の自転車置場があります。

一斉募集期間以外でも、施設に余裕があれば利用できますので、申請手続きなど、詳しくは土木管理課自転車対策係 ☎3908-9218 へお問い合わせください。

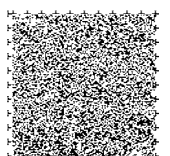
※登録手数料について、下記の表の事項に該当する方は免除または減額があります。

【有料自転車駐車場・指定置場の免除、減額の対象者】

免除	・身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢（1～6級）または体幹（1～5級）の肢体不自由な方 ・生活保護を受けている方
減額	・免除に該当しない方で、身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方 ・65歳以上の方 ・児童扶養手当を受けている方

問い合わせ

土木管理課 自転車対策係 ☎ 3908-9218



重度身体障害者等緊急通報システム

身

難

重度身体障害者等に家庭内で病気や事故などの緊急事態が発生したときに、緊急通報装置のボタンを押すと民間緊急通報システム事業者の受信センターに通報され、看護師等の資格を持ったスタッフが電話で状況をお聞きます。緊急性がある場合はただちに119番通報され、救急車等がかけつけ救助を行うシステムです。希望者は、安否確認センサ等も利用できます。また、緊急時だけでなく健康の相談などを受け付け、月に1回スタッフからお伺い電話を行います。

【対象】

18歳以上の一人暮らしなどの重度身体障害者（1・2級）の方または
難病患者（東京都の難病医療費助成を受けている方）

【費用】

住民税課税世帯には費用負担があります。

緊急通報システム	月額 341 円（固定回線型）／451 円（無線型）（税込）
火災安全システム	月額 41 円（税込）
安否確認センサ	月額 61 円（税込）

【手続】

事前にお問合せください。

【マイナンバーについて】

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ			
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549

北区メールマガジン

区が発令する避難情報や気象庁などから発表される気象情報等の情報を電子メールにて配信するサービスです。

当配信サービスの登録料は無料ですが、受信料（通信料）や通信機器は自己負担となります。

【登録用サイト】

<https://plus.sugumail.com/usr/kita-city/home>（PC・スマートフォンの場合）

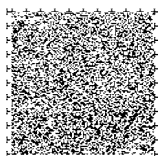
<https://m.sugumail.com/m/kita-city/home>（フィーチャーフォン（ガラケー）の場合）

【登録用QRコード】



QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

問い合わせ	
防災・危機管理課	☎ 3908-8184 FAX 3908-4016



北区防災アプリ・北区防災ポータル

防災気象情報、避難情報の発令や避難所の開設状況・混雑状況、防災行政無線の内容などを確認することができます。北区防災アプリでは、緊急情報をプッシュ通知で受け取れるほか、メッセージのやり取りができるコミュニティ機能などがあります。また、自己位置情報を活用し、周辺の防災情報を地図上で確認することができます。



iPhoneはこちら



Androidはこちら



【防災アプリ】

【防災ポータル】

問い合わせ

防災・危機管理課

☎ 3908-8184 FAX 3908-4016

北区防災行政無線自動電話応答サービス

防災行政無線を補完するため、フリーダイヤルの無料電話で放送内容を確認することができる「自動電話応答サービス」を開始しました。防災行政無線が聞き取りづらかった等、再度放送内容の確認をしたい時には自動電話応答サービスをご利用ください。

なお、本サービスはフリーダイヤルのため無料です。

自動電話応答サービス ☎ 0120-061-724

問い合わせ

防災・危機管理課

☎ 3908-8184 FAX 3908-4016

北区障害者（児）緊急一時保護事業

障害者（児）を介護している保護者又は家族が、入院や通院、疾病、虐待その他やむを得ない理由により緊急かつ一時的に介護者による介護が困難な場合に、障害者（児）が、区が緊急一時保護事業を委託している区内の短期入所施設を優先的に利用できます。

【手続】 下記の窓口にご相談、お問い合わせください。

【費用】 障害者総合支援法の短期入所と同様の費用負担があります。

問い合わせ

障害福祉課 王子障害相談係

☎ 3908-1358 FAX 3908-5344

赤羽障害相談係

☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

東京消防庁 緊急ネット通報



音声（肉声）による119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。

※ご利用には、事前の登録が必要です。また、通信料金がかかります。

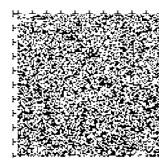
【対象】

東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住、または、通勤、通学している聴覚または言語・音声等の機能に障害のある方

※詳細は、東京消防庁のホームページより「個人の方へ」－「119番通報」－「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

東京消防庁 ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

緊急
災害



119番ファクシミリ通報 身

119番ファクシミリ通報は、ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。事前登録等の必要はなく、電話での119番通報が困難な場合などに利用できます。通報は任意の用紙に記載してもかまいませんが、以下のホームページに119番通報専用の用紙もあります。

※詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」―「119番通報」―「119番通報のしくみ」―「119番ファクシミリ通報ご利用案内」をご覧ください。

【注意事項】

通報する際は、火災・救急の別、「どうしたのか」「どこが痛いのか」「何が燃えているのか」等を具体的に記載してください。

また、表裏が反対に送信され、未記載の面が送信されるケースがあります。あわてずにファクシミリ通報ができるよう、普段から119番ファクシミリ通報用紙等に必要事項（住所・氏名・年齢）をあらかじめ記入し、両面に記載されたものを準備しておくことをおすすめします。

電話リレーサービスを介した119番通報 身

電話リレーサービスとは、耳の聞こえない人や発話困難な方など、電話でのやり取りに困難のある方が、通訳オペレータを介して電話をかけることにより、相手方との意思疎通を可能とするサービスであり、119番通報をすることも可能です。

※ご利用には、事前登録が必要です。

※詳細は日本財団電話リレーサービスホームページをご覧ください。

日本財団電話リレーサービス ホームページ <https://nftrs.or.jp>

問い合わせ

東京消防庁 防災部防災安全課 防災福祉係

☎ 3212-2111 内線4245・4246 FAX 3213-1478

メールアドレス bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

※消防車・救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」

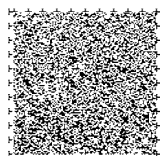
「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービスを介した119番通報」
をご利用ください。

110番アプリシステム 身

聴覚、言語に障害のある方が事件や事故にあったとき、アプリを利用して110番通報ができます。 ※通信料金がかかります。

iPhoneをご利用の方はApp Store、Androidをご利用の方はGoogle Playで「110番アプリ」を検索。従来型の携帯電話をご利用の方は携帯電話用110番サイトにアクセス。

<https://mobile110.npa.go.jp>



北区避難行動要支援者名簿登録

身 知 精 難

高齢者や障害のある方などのうち、災害が発生した時に、自分の力で避難することが困難で特に支援が必要な方を対象に、避難の支援や安否の確認等の避難支援を行うための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

【対 象】

①区が指定する登録者

以下の条件に該当する方は、自動的に名簿に登録されるため、区から「北区避難行動要支援者情報の外部提供同意書」を送付します。内容を確認のうえ、必要事項を記入し、同封の封筒にてご郵送ください。

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳（1・2級及び体幹の3級）の方
- (3) 愛の手帳（1・2度）の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、名簿登録を希望される方（1に該当する方は除く）

窓口においてある「北区避難行動要支援者情報の登録届出書」兼「個人情報の外部提供同意書」に必要事項を記入して、ご郵送ください。

または、以下の電子申請フォームからお手続きください。

【申請用URL】

<https://logoform.jp/form/VNHo/1255295>

【申請用QRコード】



QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- (1) 75歳以上の単身世帯もしくは75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

※特別養護老人ホームやグループホーム等に入所されている方は、対象者の所在が明らかであり、災害発生時についても、当該施設にて対応を図ることが可能なことから、避難行動要支援者の登録対象者から除きます。

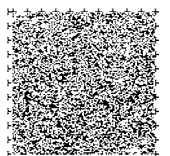
登録手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

地域福祉課 地域福祉係

☎ 3908-1295 FAX 3908-6666

緊急
災害



家具転倒防止器具等の取り付け支援サービス

家具転倒防止器具や感震ブレーカーの取り付け支援を行います。

(1) 家具転倒防止器具

【対象】「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている方
または 65 歳以上の方のみで構成されている世帯

※「北区避難行動要支援者名簿」については 134 頁をご確認ください。

【支援内容】家具転倒防止器具を自らご用意いただき、申込受付後、委託業者がご自宅に伺い、取り付けを行います。

【取り付け可能な器具】つっぱり棒、粘着型 L 型固定器具、転倒防止版

※取り付け数は、一度の作業につき概ね 10 点まで

(2) 簡易型感震ブレーカー

【対象】「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている方

または 65 歳以上の方のみで構成されている世帯で木造住宅にお住まいの方

【支援内容】感震ブレーカーの取り付けを行います。

※詳しくはお問合せください。

問い合わせ	
防災・危機管理課	☎ 3908-8184 FAX 3908-4016

感震ブレーカー無償配布事業

災害時に通電火災による延焼を防ぐため、簡易型の感震ブレーカーを無償配布します。

【対象者】区が指定した地域内の木造住宅にお住まいの方

避難行動要支援者名簿に記載されている方で木造住宅にお住まいの方

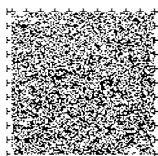
65 歳以上のみで構成される世帯で木造住宅にお住まいの方

※ご自宅のブレーカーのタイプによって、配布する感震ブレーカーが異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※配布対象となる地域については、北区公式ホームページでご案内します。

※年度内における予定配布数に達し次第、終了いたします。

問い合わせ	
防災・危機管理課	☎ 3908-8184 FAX 3908-4016



障害者作品展 身 知 精

12月3日から12月9日までの「障害者週間」を記念して、区内障害者の作品展を行います。作品展示のほか、作品の販売などもあります。

※令和7年度は12月6日（土）に開催しました。（ホームページは通年掲載）

土曜レクリエーション 知

月1回土曜日午後に、ピアノの伴奏に合わせて、歌謡曲や季節の歌、参加者のリクエストした歌などを皆で歌います。

【対 象】 区内在住の15歳以上で愛の手帳（3・4度）をお持ちの方、
また団体活動に参加できる方

【費 用】 無料 申込・見学の希望者にご相談ください。

ライフアップクラブ 知

毎週水曜日に話し合い・創作活動・季節行事や料理実習などを行い仲間との交流を深めています。

【対 象】 区内在住の15歳以上で愛の手帳（3・4度）をお持ちの方

【費 用】 無料（交通費等がかかる場合は実費負担）

【日時・内容】 原則午前9時30分～午前11時30分

毎週水曜 グループ活動を中心に行っています。

問い合わせ

北区立障害者福祉センター事業係 ☎114-0032 中十条1-2-18

☎3905-7121 FAX 3905-7116

選挙について 身

1 郵便等投票

【内 容】 下表に該当する方は、郵便で投票することができます。

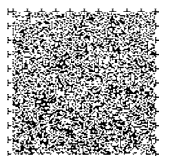
◆郵便等投票をするには、選挙管理委員会へ事前の申請が必要です。

障害等の区分	障 害 等 の 程 度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

* 郵便等投票における代理記載制度

郵便等投票ができる上記の障害の程度を満たす方で、かつ、下表にあてはまる方は、あらかじめ届け出た代理人に投票に関する記載をさせることができます。

障 害 等 の 区 分	障 害 等 の 程 度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症



11 社会参加

【申請方法】申請書と身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証の原本を添えて、選挙管理委員会にお持ちいただくか、郵送（書留又は特定記録）してください。

◆代理の方による申請手続きが可能です。

2 指定施設における不在者投票

【内 容】不在者投票施設として指定されている病院や老人ホーム等の施設内で投票することができます。

◆指定施設での投票方法や投票日時については、各施設で異なります。
詳しくは、施設担当者にご確認ください。

【対 象】指定施設に入院・入所中の方

3 代理投票

【内 容】ご本人に代わって投票所の係員が代筆いたします。

◆付添いの方等による代筆はできません。

【対 象】心身の故障その他の事由で字を書くことが困難な方

4 点字投票

【内 容】点字で投票することができます。また、各投票所には点字版の氏名等一覧や点字器を備え付けております。

◆郵便等による投票では、点字投票ができませんのでご注意ください

【対 象】視覚が不自由な方

5 視覚が不自由な方へのその他ご案内

①選挙のお知らせ（選挙公報の概要版）

【内 容】候補者の氏名・経歴等を掲載した「選挙のお知らせ（選挙公報の概要版）」の点字版と音声版をご用意しております。

②投票所入場整理券のご案内

【内 容】投票所入場整理券の入っている封筒に、
「これわ せんきょの にゅーじょー せいりけん です」と点字で
記載したシールを貼ってお送りします。

◆上記の利用を希望される方は、選挙管理委員会まで事前にお問い合わせください。

6 投票所及び期日前投票所の備え付け物資

【内 容】各投票所では、下記のものをご用意しております。

◆利用を希望される方は係員にお伝えください。

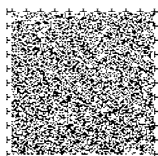
①コミュニケーションボード（質問や依頼をイラストでまとめた、指さしでコミュニケーションをとることができるボード） ②筆談ボード ③投票補助カード（投票所で手伝ってほしいことを記入して意思を伝えるものです。入場整理券の入っている封筒にも同封されています。） ④文鎮 ⑤ルーペ（虫めがね）
⑥老眼鏡 ⑦車いす ⑧投票用紙記入補助具

問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎ 3908-9054

FAX 3908-9064



東京都障害者休養ホーム



障害のある方の保養を目的として指定宿泊施設を利用したとき、その利用額の一部を助成します。ただし、これらの施設は障害のある方に配慮した一定の設備はありますが、障害者優先の施設ではありませんのでご注意ください。

【対象】

都内在住で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（有効期間内であること）。なお、介助を必要とする方は「付添者（大人）」も利用できます。

ただし、上記利用者1人につき1人です。また、付添者は都内在住の方に限りません。

【助成額】

1泊につき	障害者1人	大人	6,490円まで	子ども	5,770円まで
	付添者1人	大人	3,250円まで		

【利用回数】

年度内2泊まで（4月1日～翌年3月31日）

※ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、

利用の状況によって利用助成を制限させていただくことがあります。

【申込方法】

宿泊施設の予約後、日本チャリティ協会へ電話連絡のうえ所定の利用申込書に必要事項を記入し、日本チャリティ協会へ郵送します。

手続き後、日本チャリティ協会より利用券を郵送します。

※宿泊施設の予約方法は、各宿泊施設によって異なりますので、「休養ホーム事業のご案内」をご覧ください。

【締め切り】

個人 利用日の2週間前まで

団体 利用日の3週間前まで

【受付時間】

月～金曜 午前9時～午後5時（午後12時30分～1時30分を除く）

土曜 午前9時～午後3時（午後12時30分～1時30分を除く）

受付休業日 日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

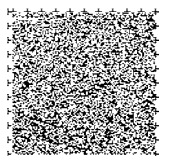
※申請書および「休養ホーム事業のご案内」は、王子・赤羽障害相談係窓口にあります。

問い合わせ

公益財団法人日本チャリティ協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3F

☎ 3353-5942 FAX 3359-7964



12 講習・講座

各種講座の開催（北区立障害者福祉センター） 身 知 精 難

下記の方を対象に、創作活動等を行い、余暇活動の充実、生涯学習の場を提供します
（陶芸、籐芸、書道、コーラス、タブレット、キーボード、健康づくり体操、太極拳、健康麻雀、アート書など）。

【対 象】 区内在住で15歳以上の中軽度の心身障害者など

【費 用】 無料

問い合わせ

北区立障害者福祉センター 事業係 ☎ 3905-7121 FAX 3905-7116

あすか教室 知

特別支援学級卒業生が、社会の中で主体的に生きていくために、教養や生活技術を学び、趣味やレクリエーションを楽しみながら人間関係を育んでいくことを目的とした教室です。

日曜日を中心に開催しています。

問い合わせ

生涯学習・学校地域連携課 ☎ 3908-9323 FAX 3900-1139

手話講習会

聴覚障害者に対する理解と住みよい生活環境づくりのために、手話ボランティアの育成を目的とした講習会や、手話通訳者を目指す方のための、より高度な通訳者養成講習会を実施しています。

ボランティア育成講座（昼間・夜間クラス）

初級コース 初めて手話を習う方が対象

中級コース 自己紹介や指文字など簡単な手話での会話ができる方対象

手話通訳者養成講座（昼間・夜間クラス）

基礎コース 手話技術の向上を目指す方、また将来的に手話通訳者を目指す方対象

応用コース 手話通訳者を目指す方対象＊北区登録手話通訳者認定試験を受験することが条件

【日 時】 原則毎週月曜 年間34～40回

昼間クラス（初級・中級・基礎） 午後2時～午後4時

昼間クラス（応用） 午前10時～午後12時

夜間クラス（初級・中級・基礎・応用） 午後6時45分～午後8時45分

【費 用】 無料（テキスト代等実費負担）※聞こえ方に心配がある方はご相談ください。

問い合わせ

北区立障害者福祉センター 事業係 ☎ 3905-7121 FAX 3905-7116

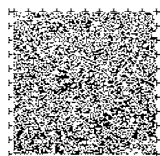
聴覚障害者のための講座 身

教養講座、手話で学ぶ文章教室、コミュニケーション教室があります。

【費 用】 原則として無料

問い合わせ

東京都教育庁地域教育支援部 生涯学習課
FAX 5388-1734 ☎ 5320-6859



中途失聴者・難聴者手話講習会**身**

簡単な意思疎通が可能な程度の手話技術についての講習を行います。

【対 象】 都内在住・在勤の中途失聴者・難聴者

【費 用】 無料（ただしテキスト代は自己負担）

問い合わせ

東京都福祉局障害者施策推進部 企画課

FAX 5388-1413 ☎ 5320-4147

聴覚障害者のための講座等**身**

【文化教養講座】

絵画、英語、ヨガ、日本語字幕付映画上映、単発の講座や交流サロンなど。開催時期や回数などは講座により異なります。詳細はお問い合わせください。また、当センターのホームページでもご覧いただけます。

講座によって①一括申込、②開催ごと申込があります。

費用は、原則無料ですが、内容によって材料費、道具代などが必要です。

詳しくはお問い合わせください。尚、プログラムは変更する場合があります。

【対 象】

都内に在住・在勤・在学の聴覚障害者（身体障害者手帳の有無を問いません）

一部のプログラムは聞こえる方も参加できます。

問い合わせ・申込み

（社福）聴力障害者情報文化センター 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

FAX 6833-5005 ☎ 6833-5004

開館日 火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時
金曜日 午前10時～午後7時

閉館日 日・月曜日、祝日、年末年始

Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>

こうとう

喉 頭 摘 出 者 発 声 訓 練

食道発声、シャント発声、電気式人工喉頭による発声訓練を行います。

【対 象】 病気などで喉頭を摘出し、音声機能を失った方

問い合わせ

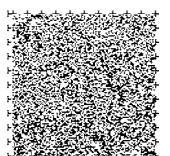
公益社団法人銀鈴会 〒105-0004 港区新橋5-7-13 ビュロー新橋901

☎ 3436-1820 FAX 3436-3497

Eメール office@ginreikai.net

ホームページ <https://www.ginreikai.net/>

講習
講座



12 講習・講座

きつおん

吃音者の講座

吃音の学習と言語の発声練習等を実施します。

【対象】 都内に居住、通勤または通学する15歳以上の吃音者

問い合わせ

一般社団法人東京言友会 〒170-0005 豊島区南大塚1-30-15

☎ 3942-9436

ホームページ <https://tokyo-gennyukai.jimdofree.com/>

視覚障害者のための点字講習

身

点字を一人一人のニーズに合わせ個別に指導します。毎週水曜日に開催し、受講希望は随時受け付けています。

【対象】 見え方に不安がある、または全盲で、点字に興味のある方。（成人）

【費用】 無料（ただしバインダー、点字器などは実費）

問い合わせ

東京ヘレン・ケラー協会点字図書館 〒169-0072 新宿区大久保3-14-20

☎ 3200-0987 FAX 3200-0982

開館日 月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

Eメール toshokan@thka.jp

中途視覚障害者点字教室

身

中途視覚障害者向けに、一人一人のニーズに合わせ、個別プログラムに沿って、初歩から点字学習を支援しています。火曜日の午後に開催しています。身体障害者手帳未取得の方が対象。

【日時】 火曜 午後1時～午後2時00分

午後2時10分～午後3時10分

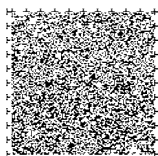
【費用】 無料

問い合わせ

日本点字図書館自立支援室 〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4

☎ 3209-0241 FAX 3200-4133

開館日 火曜～土曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）



視覚障害者生活サポート

見えない・見えにくいことで生活に不便を感じている方(身体障害者手帳の有無は問いません)、およびその家族に対し、相談・情報提供や各種訓練(歩行、日常生活動作・調理等)を行います。

【費用】 無料(ただし訪問訓練の場合は有料)

【窓口】 東京ヘレン・ケラー協会点字図書館

問い合わせ

東京ヘレン・ケラー協会点字図書館 〒169-0072 新宿区大久保3-14-20
☎ 3200-0987 FAX 3200-0982 Eメール toshokan@thka.jp
ホームページ <https://www.thka.jp/toshokan/index.html>

視覚障害者のための講習



(家庭生活訓練事業)

調理・生け花・体操・手芸等の講座により日常生活上の訓練を行います。

【対象】 家庭内日常生活に著しい制限を受けている都内在住在宅の視覚障害者

(盲青年等社会生活教室開催事業)

社会生活に必要な知識の習得や体験交流(一般教養・スポーツ・健康管理等の講習)

【対象】 青年・高齢者層に属する都内在住の視覚障害者(身体障害者手帳所持者)

(中途失明者緊急生活訓練事業)

指導員が訪問し、中途失明者の生活に必要な諸訓練(点字指導・白杖歩行・日常生活訓練等)を行います。

【対象】 都内在住の視覚障害者(原則18歳以上、身体障害者手帳所持者)

(スマホ・パソコン講座)

スマートフォン・パソコンの基礎学習(原則 月曜・水曜・金曜、予約制)を行います。

【対象】 都内在住の視覚障害者(原則18歳以上、身体障害者手帳所持者)

【費用】 教材費等受講者負担

【会場】 東京都盲人福祉センター

【専用電話・FAX番号】 3208-9070(月曜・水曜・金曜午前10時～午後4時)

(視覚障害者音楽教室)

合唱や簡単な楽器演奏により音楽に親しみ情操と自己表現力を育みます。

【対象】 原則として身体障害者手帳を所持する都内在住・在宅の視覚障害者
(各回定員50名)

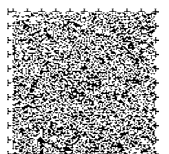
【日時】 5月～3月(11回)原則毎月第3金曜午後1時から午後3時30分まで

【会場】 東京都障害者福祉会館B1・B2(変更の場合あり)

※材料費等がかかる場合は原則として受講者負担です。

問い合わせ

公益社団法人東京都盲人福祉協会 〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23
☎ 3208-9001 FAX 3208-9005
Eメール info@tomoukyo.or.jp



視覚障害者のための講座



教養講座、音楽教室があります。

【費用】 原則として無料

問い合わせ

東京都教育庁地域教育支援部 生涯学習課

☎ 5320-6859 FAX 5388-1734

高次脳機能障害の方等の機能訓練事業



脳血管疾患や脳損傷、軽度の若年性認知症等による様々な障害に対して個別やグループで訓練を行います。

【対象】 下記の条件をすべてみたす方 ※医療機関のリハビリとは併用できません

- ・北区在住
- ・利用開始時18歳～64歳の方
- ・脳血管疾患、外傷等の中途障害で高次脳機能障害と診断された方、または軽度の若年性認知症と診断された方
- ・発症・受傷から6か月以上経過している方
- ・原則として自力通所が可能な方
- ・医療機関でのリハビリが終了し、地域でのリハビリが必要と医師が認めた方

【利用承認】

保健師と面接・訓練の見学をします。そのうえで利用申請書・主治医意見書を提出いただきます。判定会議後に、利用の可否を決定いたします。

【利用期間】

2年以内

【訓練内容】

水・木曜日 午前10時～正午

作業療法士・言語聴覚士による個別、グループ訓練

【利用料】

原則無料。ただし、外出費などの実費がかかる場合もあります。

高次脳機能障害専門相談

・高次脳機能障害でお困りの方のご相談をお受けしています(ご本人・ご家族・関係者等)。

原則2カ月に1回、月曜日午後(予約制)

・子ども(18歳未満)の高次脳機能障害専門相談(年3回・予約制)もあります。

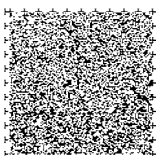
※ご希望の方は事前に問い合わせください。保健師との相談後、公認心理師等が対応いたします。

問い合わせ

北区立障害者福祉センター 事業係

☎ 3905-7121

FAX 3905-7116



聴覚障害関係図書等の貸出・閲覧**【内 容】**

聴覚障害や手話に関する図書や資料を収集し、どなたにもご利用いただけるように、ライブラリーに設置しています。一部の資料を除き、一人3冊まで2週間貸出可能です。その他、ライブラリーでは、ビデオの視聴やパソコンのご利用ができます。

【対 象】 聴覚障害に関心を持つ方や手話学習者など、どなたでもご利用できます。

問い合わせ		
(社福) 聴力障害者情報文化センター 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3		
	FAX 6833-5005	☎ 6833-5004
開館日	火・水・木・土曜日	午前10時～午後5時
	金曜日	午前10時～午後7時
閉館日	日・月曜日、祝日、年末年始	
Eメール	video@jyoubun-center.or.jp	
ホームページ	https://www.jyoubun-center.or.jp/	

北区ニュース（点字広報・声の広報）

視覚障害者の方に、「北区ニュース」の点字版とデジター版（希望する箇所への頭出し機能がついています）を発行しています。また、音声ファイル（MP3版）をホームページで公開しています。

【手 続】 電話、FAXまたはEメールでお申し込みください。
FAXまたはEメールの場合は、氏名・住所・連絡先を明記してお送りください。

【費 用】 無料

北区くらしのガイド（デジター版）

視覚障害者の方に、「北区くらしのガイド」（旧刊行物名：わたしの便利帳）のデジター版を発行しています。

【手 続】 電話、FAXまたはEメールでお申し込みください。
FAXまたはEメールの場合は、氏名・住所・連絡先を明記してお送りください。

【費 用】 無料

問い合わせ	
広報課	☎ 3908-1102 FAX 3905-3422 Eメール koho-ka@city.kita.lg.jp

きたくぎかいだより（点字版・音声版）

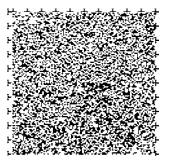
印刷版「きたくぎかいだより」（各定例会号・臨時号）の点字版と音声版（デジター）を、視覚障害者の方に発行しています。また、音声ファイルをホームページで公開しています。

【<https://www.city.kita.lg.jp/assembly/newsletter/index.html>】

【手 続】 FAXもしくは電話でお申し込みください。

【費 用】 無料

問い合わせ	
区議会事務局議事調査係	☎ 3908-9948 FAX 3908-0600



区議会傍聴における手話通訳派遣

本会議及び委員会を傍聴する方で手話通訳を希望する方は、原則として開会日の7日前までに区議会事務局へお申込みください（※）。なお、傍聴する会議名、傍聴する月日、住所、氏名、連絡先を必ずお知らせください。

※7日前を過ぎてもお申込みは可能ですが、手話通訳者の派遣依頼状況によって手配できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【手続】 FAXもしくは電話でお申込みください。

【費用】 無料

問い合わせ

区議会事務局議事調査係 ☎ 3908-9948 FAX 3908-0600

区議会傍聴における傍聴用タブレット端末貸出

本会議及び委員会等を傍聴する方で、障害などにより、音声聞き取りにくい方のために傍聴用タブレット端末を貸出ししています。

希望する方は、区議会事務局へお申込みください。

※傍聴用タブレット端末には、発言をリアルタイムで文字情報化するアプリが搭載されています。

【手続】 傍聴受付時に貸出申込書を記入のうえ、お申込みください。（先着1台）

【費用】 無料

問い合わせ

区議会事務局庶務係 ☎ 3908-9944 FAX 3908-0600

広報東京都（点字版・音声版）

毎月1回発行する「広報東京都」の点字版と音声版（テープ・デジター）を都内在住の視覚障害者の方に発行しています。また、都公式ウェブサイト「WEB広報東京都」でも音声を聞くことができます。

＜WEB広報東京都＞ <https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>

【手続】 電話でお申込みください。

【費用】 無料

問い合わせ

東京都政策企画局戦略広報部戦略広報課

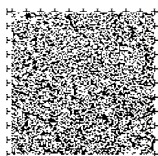
☎ 5388-3093 FAX 5388-1329

広報紙の閲覧・視聴

北区ニュース（点字広報・声の広報デジター版）、きたくぎかいだより（点字版・デジター版）、広報東京都（点字版・デジター版）、都議会だより（点字版・デジター版）について、中央図書館で閲覧・視聴ができます。

大活字本貸出

区立図書館で、一人30冊まで（本、雑誌を含む）貸出ししています。



対面音訳 身

ご希望の資料（本・雑誌等）を1回につき2時間、音訳者がお読みします。

中央図書館、滝野川図書館、赤羽図書館、浮間図書館の対面音訳室のほか一部の地域振興室会議室で実施しています。事前に中央図書館までお申込みください。

【対 象】 北区在住・在勤・在学の視覚障害者等で、図書館に障害者利用登録をしている方

点字図書・音訳図書（雑誌含む）の郵送貸出 身

全国の図書館で所蔵している点訳・音訳資料（デージー図書）を1回につき10タイトルまで無料で郵送貸出します。

【対 象】 北区在住・在勤・在学の視覚障害者等で、図書館に障害者利用登録をしている方

ガイド音声・ガイド字幕付DVDの貸出 身

図書館で貸出しているDVDには、視覚障害者の方のためのガイド音声や聴覚障害者の方のためのガイド字幕が付いているものがあります。

ガイド音声・ガイド字幕つきDVDには音声字幕と表記をしています。

バリアフリー映画会 身

映画音声の他に視覚障害者の方のためのガイド音声、聴覚障害者の方のためのガイド字幕を付けた映画会を行っています。司会、進行に手話通訳がつきます。

開催は北区ニュース、北区図書館ホームページや図書館情報紙「ぼけっと」でお知らせします。

バリアフリー朗読会 身

手話通訳つきで、誰もが楽しめる朗読会を年1回開催しています。

サポート室 身

中央図書館には一般の閲覧席のご利用が困難な方のために、福祉機器などを用意したサポート室があります。1回1時間、お待ちの方がいなければ延長できます。

予約は必要ありません。利用当日カウンターにお申込みください。

【対 象】 身体障害者手帳をお持ちの方等で、図書館に障害者利用登録をしている方

ぼけっと・北区の部屋だより（デージー版・点字版） 身

視覚障害者の方に、図書館情報誌「ぼけっと」、「北区の部屋だより」のデージー版の貸出をしています。点字版は、中央図書館2階入口の広報スタンドにあります。

【対 象】 図書館に障害者利用登録をしている方で希望される方

問い合わせ		
中央図書館	☎ 5993-1125	FAX 5993-1044

都議会だより（点字版・音声版） 身

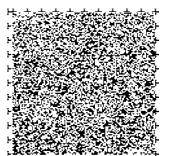
「都議会だより」の点字版と音声版（テープ・デージー）を都内在住の視覚障害者の方に年4回発行しています。また、音声ファイルをホームページで公開しています。

【<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/newsletter.html>】

【手 続】 電話でお申込みください。

【費 用】 無料

問い合わせ		
東京都議会議会局管理部広報課	☎ 5320-7126	FAX 5388-1779



宅配サービス 身

身体障害者手帳の肢体不自由1・2級または内部障害1～3級の方で、「本人及び代理人」が来館しての利用が困難な方に、資料をご自宅まで集配します。

図書・雑誌は30冊、CDは10巻、DVDは1巻までを30日間貸出します。

専用袋に封入できる大きさの資料に限らせていただきます。

【対象】身体障害者手帳肢体不自由1・2級、内部障害1～3級の方で、図書館に障害者利用登録をしている方

手話（筆談）サポートデスク 身

中央図書館では、毎月第3土曜日午後1時～午後4時まで、手話（筆談）サポートデスクを置き、サポート室の福祉機器等の利用方法をはじめ図書館の利用全般でお困りのことを手話（筆談）通訳によりサポートしています。

【対象】手話（筆談）サポートの必要な方

問い合わせ		
中央図書館	☎ 5993-1125	FAX 5993-1044

点字録音刊行物の作成・配布 身

都政刊行物から、在宅視覚障害の方に必要な情報を毎月1点、点字または録音物で作成・配布します。

問い合わせ		
公益社団法人東京都盲人福祉協会	〒169-0075	新宿区高田馬場1-9-23
☎ 3208-9001	FAX 3208-9005	Eメール info@tomoukyo.or.jp

北区障害者関係機関ガイドブック

北区内の障害者関係機関を紹介しています。「子ども」「就労・日中活動」「生活」の3部構成で作成しておりますので、それぞれの生活の状況に合わせてご活用ください。

北区ホームページからダウンロードできます。「北区障害者関係機関ガイドブック」と検索してください。毎年7月頃に最新版を発行しています。

また、居宅介護事業所についても、『障害（児）者のための居宅介護事業所一覧～居宅介護事業所調査報告書～』という一覧を作成しております。北区ホームページからダウンロードできます。「北区居宅介護事業所調査報告書」と検索してください。毎年6月頃に最新版を発行しております。

問い合わせ	
北区障害者基幹相談支援センター（NPO法人ピアネット北）	
〒114-0032 北区中十条1-2-18	
☎/FAX 3905-7226	Eメール peernet@peernet.or.jp

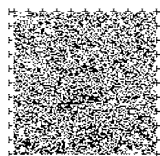
即時情報ネットワーク 身

- ①（原則として土日祝日を除き毎日）新聞等の情報を抜粋し、点字誌として郵送提供します。
- ② ①の情報を音声化して電話により365日24時間提供します。

電話ナビゲーションサービス専用電話 ☎0570-021802

【対象】都内在住の視覚障害者

問い合わせ		
公益社団法人東京都盲人福祉協会	〒169-0075	新宿区高田馬場1-9-23
☎ 3208-9001	FAX 3208-9005	Eメール info@tomoukyo.or.jp



点字図書館

点字図書・録音図書の製作・貸出、図書情報の提供などを行っています。また、専門対面リーディング、個人点訳・朗読を行っている館もあります。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ	
日本点字図書館	〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4 ☎ 3209-0241 FAX 3204-5641
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	〒169-0072 新宿区大久保3-14-20 ☎ 3200-0987 FAX 3200-0982
日本視覚障害者団体連合点字図書館	〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2 ☎ 3200-6160 FAX 3200-7755

視覚障害者用具販売

白杖・音声時計・触読式時計・音声体温計・視覚障害者用ポータブルレコーダー・点字器などの他、日常生活に役立つ便利グッズを販売しています。

視覚障害者用具の販売を取り扱っています。

問い合わせ	
日本点字図書館	〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4 ☎ 3209-0751 FAX 3200-4133
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合用具購買所	〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2 ☎ 3200-6422 FAX 3200-6428

聴覚障害者向け映像ライブラリー

（字幕・手話付ビデオテープ、DVDの貸出）

映画やテレビ番組等に、「聞こえないこと」に配慮した字幕や手話を付けたビデオテープ、DVDを無料で貸出しています。郵送での貸出も実施しています。

（但し送料は自己負担）一部上映会に利用できるものもあります。

【対象】 都内に在住・在勤・在学の方で、下のいずれかに該当する方

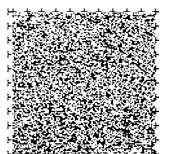
- ① 聴覚障害者（常時補聴器、人工内耳を装用している方であれば身体障害者手帳の有無は問いません）
- ② 聴覚障害者関係団体、施設、ろう学校および難聴学級
- ③ 聴覚障害福祉や手話に関心のある聞こえる方や福祉関係団体（利用制限あり）

（16ミリ字幕付映画フィルムの貸出）

聴覚障害者を対象とした上映会を主催する聴覚障害者団体、聴覚障害者関係施設および公的機関などに無料で貸出しています（送料のみ主催者負担）。

取り扱い責任者は、16mmフィルム映写の資格取得者であることが必要です。

問い合わせ	
社会福祉法人聴力障害者情報文化センター	〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 FAX 6833-5005 ☎ 6833-5004
Eメール	video@jyoubun-center.or.jp
ホームページ	https://www.jyoubun-center.or.jp/



障害者対象の複合施設 障害者福祉センター 身 知 精

身体、知的、精神の各分野にわたる障害者（児）およびその団体、ボランティア等の活動拠点として整備されています。事業としては生活介護や機能訓練、障害者のための趣味の講座、集会施設や浴室の貸出を行っています。

施設名	電話	所在地
北区立障害者福祉センター	☎ 3905-7111 FAX 3905-7116	〒114-0032 中十条1-2-18

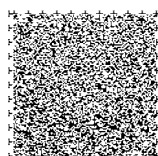
障害者（児）の区内通所施設等一覧

ご利用の際は、障害福祉サービス等の受給者証が必要になります。詳しくはお問い合わせください。31頁「障害者総合支援法・児童福祉法」をご覧ください。

障害児の通所施設（児童発達支援）

心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いのある未就学乳幼児を対象に療育支援を行い、また、保護者への育児支援も含め、基本的な生活習慣への自立や集団生活への適応などの発達を促していきます。

施設名	電話	所在地
北区立児童発達支援センター	☎ 3913-8841 FAX 3912-3016	〒114-0002 王子6-7-3
キッズタウンあとりえ	☎ 5902-7057 FAX 5902-7058	〒114-0001 東十条3-18-40
キッズタウンぱれっと	☎ 5914-1340 FAX 5914-1343	〒115-0051 浮間5-13-1
つみき第2（※2）	☎ 6454-3998 FAX 5948-5423	〒114-0022 王子本町1-19-1
東京都立北療育医療センター	☎ 3908-3001 FAX 3908-2984	〒114-0033 十条台1-2-3
スパーク駒込センター	☎ 5972-1556 FAX 5972-1557	〒114-0024 西ヶ原1-57-16
らいふすくーる桐ヶ丘	☎ 5948-4870 FAX 5948-4871	〒115-0054 桐ヶ丘2-11-26 2階
ABAスクール ペッピーパッチTABATA	☎ 5934-1871 FAX 5934-1871	〒114-0013 東田端1-2-17
てらびあぼけっと 板橋駅前教室	☎ 5980-7046 FAX 5980-7047	〒114-0023 滝野川6-86-6-201
みらいキッズ（北区教室）	☎ 6903-3912 FAX 6903-3912	〒114-0003 豊島5-4-6-123
はれのね にこ 赤羽志茂教室	☎ 5249-3777 FAX 5249-3778	〒115-0042 志茂4-14-1
LITALICOジュニア 浮間舟渡教室	☎ 5916-5010 FAX 5916-5038	〒115-0051 浮間2-25-4 グランパルク2号室



ロディ・ジョブサキッズ& U18赤羽教室	☎ 5948-4555 FAX 5948-4556	〒115-0055 赤羽西1-18-8 アネックス若松1階
JINNYONE	☎ 5948-6118 FAX 5948-6119	〒115-0053 赤羽台3-25-19
unico赤羽	☎ 4500-0258 FAX 4500-0257	〒115-0042 志茂1-28-7 1階 成和ビル
LITALICOジュニア 尾久教室	☎ 5692-6625 FAX 5962-6626	〒114-0011 昭和町1-4-7 ファインフ ールド東館1F 101
KID ACADEMY+ 赤羽西校	☎/FAX 5948-6584	〒115-0055 赤羽西4-44-10 1階
絆KIDSおうじ	☎ 5980-8502 FAX 5980-8503	〒114-0023 滝野川2-43-3 木村第二ビル101
こども療育教室さんぽ	☎ 6903-3463 FAX 6903-3461	〒114-0003 豊島2-13-10 JLBグランエクリュ飛鳥山 102号室
感覚統合スタジオ ワールドキッズ浮間舟渡教室	☎ 6454-5961 FAX 6454-5962	〒115-0051 浮間2-12-24 立石ビル2階

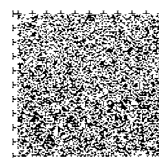
障害児放課後活動（放課後等デイサービス）

障害がある学齢期のお子さんに放課後の活動として集団生活訓練を行います。

集団生活の中で、共に成長し、人と過ごすこと、友達といることを楽しいと感じる心情を育てます。様々な活動を通して遊びを広げると同時に身近な環境に触れ社会適応させていきます。

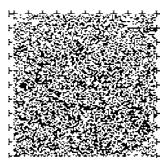
施設名	電話	所在地
つみき第1	☎ 5948-9551 FAX 5948-9558	〒114-0034 上十条1-19-6
つみき第2	☎ 5948-5103 FAX 5948-5104	〒114-0023 滝野川4-4-8-2階
つみき第3	☎ 6915-4038 FAX 6915-4039	〒114-0002 王子4-24-12-301
つみき第4	☎ 6454-5196 FAX 6454-5197	〒115-0051 浮間4-5-5-101
つみき第5（※1）	☎ 5944-6520 FAX 5944-6521	〒114-0003 豊島1-17-4-100
つみき第6（※1）	☎ 5972-1248 FAX 5972-1268	〒114-0024 西ヶ原3-54-8-101
つみき第7	☎ 6903-3590 FAX 6903-3591	〒114-0003 豊島8-15-21-2階

施設



14 施設

つみき第8（※2）	☎ 5948-8422 FAX 5948-8433	〒114-0032 中十条1-28-17-1階
つみき第9	☎ 5918-9371 FAX 5918-9372	〒115-0051 浮間2-12-24-209
特定非営利活動法人 クレセール心の相談室	☎ 6903-9590 FAX 6903-9591	〒115-0045 赤羽1-41-5 A T エミネンス2階201号室
第2特定非営利活動法人 クレセール心の相談室	☎/FAX 3903-6608	〒115-0045 赤羽2-69-4 ヴェルメゾン赤羽1階
放課後デイサービス 勉強レストランそうなんだ!!	☎ 5394-6148 FAX 5394-6149	〒114-0023 滝野川1-68-7 早稲田ビル2階
放課後等デイサービス あんプラス	☎ 6903-3048 FAX 6903-3049	〒114-0005 栄町50-3
飛鳥晴山苑 放課後等デイサービスさくら	☎ 5944-6286 FAX 5944-6285	〒114-0003 豊島3-20-2
スキップランド神谷	☎ 6323-0874 FAX 6326-5697	〒115-0043 神谷2-23-15
スキップランド西ヶ原	☎ 6326-5845 FAX 6478-0648	〒114-0024 西ヶ原4-2-19
このこのリーフ 滝野川第1	☎ 3917-0186 FAX 3917-0187	〒114-0023 滝野川5-41-3
このこのリーフ 滝野川第2	☎ 5980-7062 FAX 5980-7083	〒114-0023 滝野川7-20-1 笹岡ビル1階
児童デイサービスまある	☎/FAX 6755-3945	〒115-0051 浮間4-32-20 松岡ビル2階
放課後等デイサービスしらゆり あそぼーよ みんなで	☎ 6454-3812 FAX 6454-3813	〒115-0052 赤羽北3-21-20-102号
放課後等デイサービス ぴーす（※1）	☎ 5948-6640 FAX 5948-6641	〒114-0034 上十条5-4-1 サンタケビル1階
スパーク駒込センター	☎ 5972-1556 FAX 5972-1557	〒114-0024 西ヶ原1-57-16
こども療育教室さんぽ	☎ 6903-3463 FAX 6903-3461	〒114-0003 豊島2-13-10 JLBグランエ クリュ飛鳥山102号室
らいふすくーる桐ヶ丘	☎ 5948-4870 FAX 5948-4871	〒115-0054 桐ヶ丘2-11-26 ポローニヤヒルズ2階



みらいキッズ（北区教室）	☎ 6903-3912 FAX 6903-3912	〒114-0003 豊島5-4-6-123
キッズタウンぱれっと	☎ 5914-1340 FAX 5914-1343	〒115-0051 浮間5-13-1
放課後等デイサービス MIXED JUICE	☎ 5944-6200 FAX 5944-6211	〒114-0003 豊島8-33-10 シュエット王子神谷1階
LITALICOジュニア 浮間舟渡教室	☎ 5916-5010 FAX 5916-5038	〒115-0051 浮間2-25-4 グランパルク2号室
ロディ・ジョブサキッズ& U18赤羽教室	☎ 5948-4555 FAX 5948-4556	〒115-0055 赤羽西1-18-8 アネックス若松1階
ワッツアップ	☎ 5948-6870 FAX 5948-6871	〒115-0052 赤羽北2-18-23 グランドエンジェル1階
JINNYONE	☎ 5948-6118 FAX 5948-6119	〒115-0053 赤羽台3-25-19
unico赤羽	☎ 4500-0258 FAX 4500-0257	〒115-0042 志茂1-28-7 1階 成和ビル
感覚統合スタジオ ワールドキッズ浮間舟渡教室	☎ 6454-5961 FAX 6454-5962	〒115-0051 浮間2-12-24 立石ビル2階

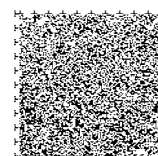
（施設名の後に※1がついている施設は重症心身障害児が主な対象者、
※2がついている施設は重症心身障害児および一般の障害児が対象者です。）

保育所等訪問支援

障害のある子どもが通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

施設名	電話	所在地
東京都立北療育医療センター	☎ 3908-3001 FAX 3908-2984	〒114-0033 十条台1-2-3
北区立児童発達支援センター	☎ 3913-8841 FAX 3912-3016	〒114-0002 王子6-7-3
LITALICOジュニア 浮間舟渡教室	☎ 5916-5010 FAX 5916-5038	〒115-0051 浮間2-25-4 グランパルク2号室
はれのね にこ 赤羽志茂教室	☎ 5249-3777 FAX 5249-3778	〒115-0042 志茂4-14-1
LITALICOジュニア 尾久教室	☎ 5692-6625 FAX 5962-6626	〒114-0011 昭和町1-4-7 ファインフ ールド東館1F 101

施設



14 施設

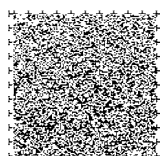
つみき第6	☎ 5972-1248 FAX 5972-1268	〒114-0024 西ヶ原3-54-8-101
絆KIDSおうじ	☎ 5980-8502 FAX 5980-8503	〒114-0023 滝野川2-43-3 木村第二ビル101
東京療育・家族支援センター	☎ 6824-6360 FAX 6800-5424	〒115-0045 赤羽2-47-2 貴正ハイツ101

問い合わせ		
北区立児童発達支援センター	☎ 3913-8841	FAX 3912-3016
障害福祉課 王子障害相談係	☎ 3908-1358	FAX 3908-5344
赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター	☎ 4334-6548	FAX 4334-6549

生活介護

常に介護が必要な方に、排泄や食事などの介護をおこなうとともに、一人ひとりの個性や能力に応じた創作的活動、生産活動および健康づくりを行い、日々の生活の充実が図られるように援助を行います。

施設名	電話	所在地	主な対象者
北区立あすなろ福祉園	☎ 3913-0188 FAX 3913-0189	〒114-0002 王子6-4-6	知的障害
北区立若葉福祉園	☎ 5993-5556 FAX 5993-5558	〒115-0055 赤羽西6-9-2	知的障害
北区立障害者福祉センター 支援係	☎ 3905-7113 FAX 3905-7116	〒114-0032 中十条1-2-18	身体障害
北区立赤羽西福祉工房	☎ 3908-4110 FAX 3908-4072	〒115-0055 赤羽西5-7-1	身体障害
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	☎ 3940-9181 FAX 3940-9185	〒114-0024 西ヶ原4-51-1	身体障害 知的障害
東京都立北療育医療センター 通所部門	☎ 3908-3001 FAX 3908-2984	〒114-0033 十条台1-2-3	重症心身障害 知的障害
あゆみ福祉センター	☎ 6454-4405 FAX 6454-4406	〒114-0001 東十条6-5-19	知的障害
ヴィ西が丘	☎ 5948-4312 FAX 5948-8565	〒115-0056 西が丘 1-46-13	知的障害
くるみデイサービス	☎ 5924-3565 FAX 5924-3566	〒115-0052 赤羽北2-13-13	身体障害
たいよう事業所	☎ 3927-0348 FAX 3927-0538	〒114-0003 豊島5-3-35	知的障害
第二あゆみ福祉センター	☎ 5944-6639 FAX 5944-6649	〒114-0002 王子4-18-16	知的障害



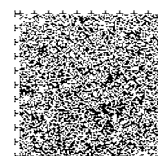
リボーンプロジェクト わくわくライフ	☎ 5963-6888 FAX 3906-9997	〒114-0001 東十条1-10-14 村上ビル1F	精神障害
-----------------------	------------------------------	-----------------------------------	------

就労支援（就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援）

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います（就労移行支援）。また、一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います（就労継続支援）。さらに、就労後に生じる生活面での様々な問題に対する相談・指導・助言等を一定期間行います（就労定着支援）。

①就労移行支援事業所

施設名	電話	所在地	主な対象者
フロムヴィ	☎/FAX 6903-6790	〒114-0023 滝野川7-7-7 サークル伊藤ビル1F・3F	知的障害
リボーンプロジェクト	☎ 5963-6888 FAX 3906-9997	〒114-0032 中十条1-2-18 北区立障害者福祉センター 4F	精神障害
トイトイトイ	☎ 5963-6090 FAX 5963-6091	〒115-0042 志茂2-17-2 若原ビル1F	知的障害 精神障害
LITALICOワークス赤羽	☎ 5963-6960 FAX 5963-6961	〒115-0055 赤羽西1-7-1 パルロード3 8F	身体障害 知的障害 精神障害 難病等対象者
アルファ王子	☎ 5948-4270 FAX 5948-4271	〒114-0021 岸町1-2-11 東亜ビル2F	身体障害 知的障害 精神障害 難病等対象者
Cocorport赤羽Office	☎ 5939-6734 FAX 5939-6735	〒115-0045 赤羽2-21-2 SD. Building3F	身体障害 知的障害 精神障害 難病等対象者
ファーストゲート	☎ 5980-8747 FAX 5980-8748	〒114-0023 滝野川2-2-2 T・WAVEビル1階	身体障害 知的障害 精神障害 難病等対象者
りんりんりん	☎ 5948-9181 FAX 5948-9182	〒115-0055 赤羽西2-3-20	知的障害 精神障害
ジョブサ赤羽校	☎ 5948-6900 FAX 5948-6902	〒115-0045 赤羽1-6-7 JPT赤羽ビル 3階	身体障害 知的障害 精神障害 難病等対象者
ガムとゴム王子駅前	☎ 6903-0233 FAX 6903-0234	〒114-0042 王子1-14-5 王子TKビル3階	精神障害



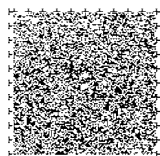
14 施設

②就労継続支援A型事業所

施設名	電話	所在地	主な対象者
うきま幸朋苑ブリード&バー	☎ 5914-1371 FAX 5914-1350	〒115-0051 浮間5-13-1	知的障害
(NPO法人わくわくかん) わくわく配食サービス	☎/FAX 3598-0089	〒115-0044 赤羽南2-6-6 スカイブリッジ21 1F	知的障害 精神障害

③就労継続支援B型事業所

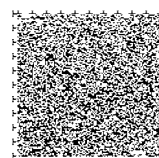
施設名	電話	所在地	主な対象者
北区立王子福祉作業所	☎ 3919-9575 FAX 3919-9576	〒114-0002 王子2-19-20	知的障害
北区立赤羽西福祉作業所	☎/FAX 3907-5801	〒115-0055 赤羽西5-7-5	知的障害
北区立たばた福祉作業所	☎ 5907-5215 FAX 5907-5214	〒114-0024 西ヶ原1-19-12 (滝野川健康支援センター 2F)	知的障害
たいよう事業所	☎ 3927-0348 FAX 3927-0538	〒114-0003 豊島5-3-35	知的障害
あゆみ福祉センター	☎ 6454-4405 FAX 6454-4406	〒114-0001 東十条6-5-19	知的障害
第二あゆみ福祉センター	☎ 5944-6639 FAX 5944-6649	〒114-0002 王子4-18-16	知的障害
工房ヴィ	☎/FAX 3906-7767	〒114-0034 上十条2-1-12	知的障害
ワークハウスペガサス	☎ 3903-3942 FAX 3903-3945	〒115-0043 神谷2-17-2	知的障害
ヴィ長屋	☎/FAX 5948-4300	〒115-0054 桐ヶ丘1-9-4-2	身体障害 知的障害
第二ワークハウスペガサス	☎ 5963-6090 FAX 5963-6091	〒115-0052 赤羽北1-20-2	知的障害 精神障害
りんりんりん	☎ 5948-9181 FAX 5948-9182	〒115-0055 赤羽西2-3-20	知的障害 精神障害
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	☎ 3940-9181 FAX 3940-9185	〒114-0024 西ヶ原4-51-1	身体障害 知的障害
あいアイ工房	☎ 6807-6622 FAX 6807-6655	〒114-0012 田端新町3-36-6 四季ビル1F	知的障害 精神障害



施設名	電話	所在地	主な対象者
らいむ 来夢	☎ 3598-9100 FAX 3598-9110	〒115-0044 赤羽南2-6-6 スカイブリッジ 21	精神障害
ワーク・スペース・ポピー	☎ 5993-5199 FAX 5948-9229	〒114-0032 中十条4-2-4 ルミナス中十条	精神障害
つばさ工房	☎/FAX 3910-4617	〒114-0024 西ケ原2-40-12 パーソナルハイツ飛鳥山1 F	精神障害
ワーク・イン・あすか	☎/FAX 3910-7550	〒114-0024 西ケ原1-1-13 ヴェルテンN101	精神障害
第二ワーク・イン・あすか	☎/FAX 3949-0009	〒114-0024 西ケ原2-35-8	精神障害
フリッカ・ビーウーマン	☎ 3822-7658 FAX 3822-7662	〒114-0024 西ケ原3-16-11	精神障害
ふれあいファクトリー	☎070-1463-5020 FAX 3980-5021	〒114-0033 十条台1-2-2	身体障害 知的障害 精神障害 難病等対象者
ワークプレイスアミカ	☎ 3916-0851 FAX 5972-4773	〒114-0023 滝野川6-76-9 エスポワール・オチアイ 401・501・601	精神障害

④就労定着支援事業所

施設名	電話	所在地	主な対象者
アルファ王子	☎ 5948-4270 FAX 5948-4271	〒114-0021 岸町1-2-11 東亜ビル2階	身体障害 知的障害 精神障害 難病等対象者
フロムヴィイ	☎/FAX 6903-6790	〒114-0023 滝野川7-7-7 サークルイトウビル1階・ 3階	知的障害
Cocorport赤羽office	☎ 5939-6734 FAX 5939-6735	〒115-0045 赤羽2-21-2 SD.Building3階	身体障害 知的障害 精神障害 難病等対象者
LITALICOワークス赤羽	☎ 5963-6960 FAX 5963-6961	〒115-0055 赤羽西1-7-1 パルロード3 8階	身体障害 知的障害 精神障害 難病等対象者



14 施設

施設名	電話	所在地	主な対象者
ジョブサ赤羽校	☎ 5948-6900 FAX 5948-6902	〒115-0045 赤羽1-6-7 JPT赤羽ビル 3階	身体障害 知的障害 精神障害 難病等対象者

自立訓練（機能訓練）

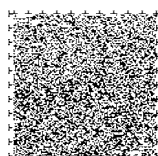
地域において、自立した日常生活や社会生活を送るために訓練を受けたい方、福祉制度などについて相談したい方へ、有効期限での支援を行います（利用者ごとに標準18ヵ月以内で利用期間を設定します）。

施設名	電話	所在地	主な対象者
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	☎ 3940-9181 FAX 3940-9185	〒114-0024 西ヶ原4-51-1	身体障害

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

施設名	電話	所在地	主な対象者
サポートセンター オ'ハナ	☎ 3916-0851 FAX 5972-4773	〒114-0023 滝野川6-76-9 エスポワール・オチアイ 401・501・601	精神障害
リボーンプロジェクト ボランティア ^{きょうかい} 響会	☎ 5963-6888 FAX 3906-9997	〒114-0032 中十条1-2-18 北区立障害者福祉センタ ー 4F	精神障害
みのわマック	☎ 5974-5091 FAX 5974-5093	〒114-0023 滝野川7-35-2	精神障害
フリッカ・ビーウーマン	☎ 3822-7658 FAX 3822-7662	〒114-0014 田端6-3-18 ビラカミムラ301	精神障害



障害児・障害者の短期入所（ショートステイ）施設

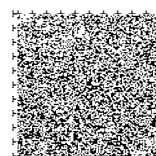
介護を行う方の疾病・冠婚葬祭などの理由により居宅で介護を受けることが一時的に困難になった場合に、障害のある方を短期で預かり、日常生活を支援します。

施設名	電話	所在地	主な対象者
ドリームステイ	☎/FAX 5815-7753	〒114-0014 田端3-12-11	知的障害者
ドリームステイ西が丘	☎ 5948-6512 FAX 5948-8565	〒115-0056 西が丘1-46-13	知的障害者
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	☎ 3940-9181 FAX 3940-9185	〒114-0024 西ケ原4-51-1	身体障害者 知的障害者 障害児
ショートステイぶりっく	☎ 5948-6307 FAX 5948-6363	〒114-0021 岸町1-2-11 東亜ビル3階	知的障害者 障害児
ファミリーららら	☎ 5939-6067 FAX 5939-6068	〒115-0043 神谷2-37-13	知的障害者
らららたきのがわ ショートステイ	☎ 6903-4746 FAX 6903-7178	〒114-0023 滝野川3-53-10	身体障害者 知的障害者 精神障害者
東京都立北療育医療 センター（医療型）	☎ 3908-3001 FAX 3908-2984	〒114-0033 十条台1-2-3	身体障害者 知的障害者 障害児
ショートステイファースト シーン夢くらぶ尾久	☎ 5666-6789 FAX 5666-5650	〒114-0011 昭和町2-17-6	障害児

計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所

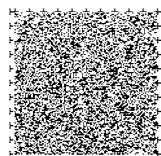
サービス等利用計画についての相談および作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

施設名	電話	所在地	児童相談
就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑	☎ 3940-9181 FAX 3940-9185	〒114-0024 西ケ原 4-51-1	有
障がい者相談支援センター しらゆり	☎ 3598-6310 FAX 3598-6320	〒115-0044 赤羽南 1-3-1 高橋ビル4 F	有
相談事業所 わくわくかん	☎ 3902-9996 FAX 3902-9996	〒115-0044 赤羽南 2-6-6 スカイブリッジ 21 B1 階	無
ドリームヴィ 相談支援センター	☎ 6454-3777 FAX 3906-7753	〒114-0034 上十条 2-1-12 社会福祉法人ドリームヴィ内	有



14 施設

施 設 名	電 話	所 在 地	児童相談
相談支援事業所 ケアネットワーク	☎ 5948-5180 FAX 5948-5181	〒114-0034 上十条3-25-18 アーバナイトハウス1階	無
フロイデ	☎ 6454-4736 FAX 5939-9067	〒114-0001 東十条6-5-19	無
ヘルパーステーション赤羽	☎ 3598-8690 FAX 3598-8691	〒115-0045 赤羽2-69-2 千秀ビル3階	有
コンティヌオ	☎ 070-5086-2044 FAX 3949-3867	〒114-0024 西ケ原2-40-12 パーソナルハイツ飛鳥山1階	無
つみき相談室	☎ 5948-9554 FAX 5948-9558	〒114-0034 上十条1-19-6	有
株式会社かいこのきもち	☎ 5834-7267 FAX 5539-3669	〒114-0015 中里1-15-1 アムロゼッタ駒込102	有
北区立 児童発達支援センター	☎ 3913-8841 FAX 3912-3016	〒114-0002 王子6-7-3	有
北区立あすなろ福祉園 相談支援事業所フレンズ	☎ 6903-0041 FAX 3913-0189	〒114-0002 王子6-4-6	無
北区立若葉福祉園 相談支援事業所ぴーす	☎ 5993-5559 FAX 5993-5558	〒115-0055 赤羽西6-9-2	無
あすか山 訪問看護ステーション	☎ 5959-3121 FAX 5959-3151	〒115-0043 神谷1-13-10 Kourt K3 1階	有
王子神谷相談支援センター	☎ 6903-2239 FAX 5902-3882	〒114-0002 王子5-2-2-117	有
アルガ相談支援室 (休止中)	☎ 3917-0188 FAX 6905-7103	〒114-0023 滝野川7-2-1 谷端シティハイツ302	有
くるみ相談支援室	☎ 3909-8031 FAX 5963-8132	〒115-0052 赤羽北2-13-13	有
障がい者相談支援センター しらゆり王子(休止中)	☎ 6903-3033 FAX 6903-3036	〒114-0002 王子1-27-15 センタービル5階	有
指定相談支援 アットコレット王子(休止中)	☎ 6903-2526 FAX 6903-2527	〒114-0003 豊島8-3-13 豊島マンション1階	有
障がいSOS! 相談支援ツナガレ	☎/FAX 050-1099-4043	〒114-0003 豊島3-7-21	有
福祉総合支援サービス事業所 DREAM EVO	☎ 5948-5575 FAX 5948-5574	〒115-0053 赤羽台4-10-7	有



施設名	電話	所在地	児童相談
Mama's相談支援センター	☎ 6823-5112 FAX 6822-1161	〒114-0003 豊島4-8-4-2	有
たばこま 子ども発達ラボ たばこま こころラボ	☎ 6822-0151 FAX 6683-5828	〒114-0014 田端4-19-5 第二アサカビル101	有
相談支援事業所 たいよう	☎ 3927-0348 FAX 3927-0538	〒114-0003 豊島5-3-35	無
みらい相談室	☎ 6903-3912 FAX 6903-3913	〒114-0003 豊島5-4-6-104	有
グリーンケア十條	☎ 6768-4529	〒114-0034 上十條1-16-6	有
はすぬま相談支援事業所	☎ 6903-8522 FAX 6903-8523	〒115-0045 赤羽1-51-3 赤銀第3ビル	有
ときわ相談支援事業所	☎ 050-3851-5365 FAX 050-3588-8881	〒115-0045 赤羽2-69-6 ベティ・ロロマ2階	有
相談支援事業所 ゆづき	☎ 3908-1411	〒114-0034 上十條5-16-11 JMワークスペース201	有
そらゆめ相談室	☎ 6161-7519 FAX 6161-7382	〒114-0034 上十條1-16-9 十條中央商店街会館	有

地域移行支援事業所・地域定着支援事業所

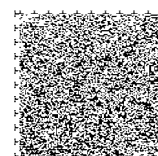
【地域移行】

入所施設や精神病院等からの退所、退院を希望する方に、施設や病院と連携し、地域移行に向けた支援を行います。

【地域定着】

居宅において単身生活をしている方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

サービス	施設名	電話	所在地	精神
地域移行 地域定着	北区障害者地域活動支援室 支援センターきらきら	☎ 3905-7201 3905-7202 FAX 3905-7203	〒114-0032 中十條1-2-18 北区立障害者福祉センター 2F	有
地域移行 地域定着	障がい者相談支援センター しらゆり	☎ 3598-6310 FAX 3598-6320	〒115-0044 赤羽南1-3-1 高橋ビル4F	有



サービス	施設名	電話	所在地	精神
地域移行 地域定着	相談事業所 わくわくかん	☎/ FAX 3902-9996	〒115-0044 赤羽南2-6-6 スカイブリッジ21 B1階	有
地域移行	相談支援事業「ぷらっと」	☎/ FAX 3905-7226	〒114-0032 中十条1-4-7 インクリースビル6F	無
地域移行 地域定着	ヘルパーステーション赤羽	☎ 3598-8690 FAX 3598-8691	〒115-0045 赤羽2-69-2 千秀ビル3F	有
地域移行 地域定着	相談支援事業所 ケアネットワーク	☎ 5948-5180 FAX 5948-5181	〒114-0034 上十条3-25-18 アーバナイトハウス1階	有
地域移行 地域定着	コンティヌオ	☎070-5086-2044 FAX 3949-3867	〒114-0024 西ヶ原2-40-12 パーソナルハイツ飛鳥山1階	有

自立生活援助事業所

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する方に、定期的に自宅を訪問し、家事援助や良好に生活を送れているか等の確認を実施し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

施設名	電話	所在地
コンティヌオ	☎ 070-5086-2044 FAX 3949-3867	〒114-0024 西ヶ原2-40-12 パーソナルハイツ飛鳥山1階

施設・事業所の利用申請・問い合わせ

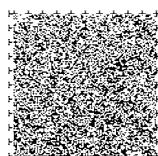
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1358	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549

東京都心身障害者福祉センター

身 知

補装具の判定、愛の手帳の判定（18歳以上）、援護の実施者である区市町村への専門的支援等を行っています。また、高次脳機能障害に関する相談・支援等を実施しています。加えて、身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っています。

問い合わせ	
東京都心身障害者福祉センター	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12階～15階 ☎ 3235-2946 FAX 3235-2968



全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ） 身 知 精

障害のある方の社会参加を支援するための各種事業や、障害福祉に従事している方を対象にした様々な研修会を開催しています。

【主な施設・事業】

会議室・研修室 宿泊室 体育館 施設提供事業 研修事業 文化・芸術事業
スポーツ・レクリエーション事業等
詳細は施設へ直接お問い合わせください。

問い合わせ	
全国障害者総合福祉センター	〒162-0052 新宿区戸山1-22-1 ☎ 3204-3611 FAX 3232-3621 ホームページ https://ww100006-hp.normanet.ne.jp

東京都立北療育医療センター 身

療育部門

○医療型障害児入所施設・療養介護（入園）

肢体不自由児を主な対象として療育（治療・健康管理・教育訓練等）を行います。

○児童発達支援センター（通園）

6歳未満の就学前の発達に心配のある児童を対象として、親子通園により療育を行い、児童の心身の成長・発達を支援します。通園送迎バスあり。

○医療型障害児入所施設・療養介護（入所）

重症心身障害者を主な対象として療育を行い、豊かな生活が送れるように支援します。

○生活介護（通所）

18歳以上の地域施設等への通所が困難な重症心身障害者を対象として療育を行い、地域社会で生活していくために必要な支援を行います。通所送迎バスあり。

○短期入所（医療型）

介護を行う方の疾病・冠婚葬祭などの理由により居宅で介護を受けることが一時的に困難になった場合に、障害のある方を短期で預かり、日常生活を支援します。

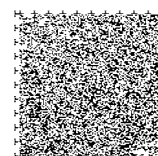
医療部門

○診療科目

内科、脳神経内科、精神科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、歯科

※一般の医療機関では対応が難しい心身障害児・者への診療を行います。

問い合わせ	
東京都立北療育医療センター	〒114-0033 十条台1-2-3 ☎ 3908-3001 FAX 3908-2984



東京都障害者スポーツセンター 身 知 精

障害のある人の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用のスポーツ施設です。体育館・プール・卓球室・STT室・トレーニング室などのスポーツ施設の他、集会室・印刷室・宿泊施設も併設しています。十条台のスポーツセンターには、屋外施設として、運動場、洋弓場、庭球場もあります。障害のある人が、いつひとりで来ても気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができます。

※「東京都多摩障害者スポーツセンター」は併用施設について一部異なる部分があります。詳しくは各センターまでお問い合わせください。

- 【対 象】①障害者手帳をお持ちの方とその介護者
 ②障害者手帳交付者と同程度の障害を有する方
 ③障害者の福祉増進を目的とする団体
 ④その他、とくに都知事が認める方

【利用時間】午前9時～午後9時（スポーツ施設により利用時間が異なります。）
 ※当センターのホームページでも最新の情報を随時掲載しています。

【休 館 日】毎週水曜日・国民の祝日の翌日・年末年始
 詳細は施設へ直接お問い合わせください。

問い合わせ

東京都障害者総合スポーツセンター

〒114-0033 十条台1-2-2

（王子駅、池袋駅／西巣鴨駅経由無料送迎バスサービスあり）

☎ 3907-5631 FAX 3907-5613

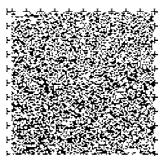
ホームページ <https://tsad-portal.com/mscd>

東京都多摩障害者スポーツセンター

〒186-0003 国立市富士見台2-1-1（国立駅、谷保駅無料送迎バスあり）

☎ 042-573-3811 FAX 042-574-8579

ホームページ <https://tsad-portal.com/tamaspo>



文化センター利用のご案内

グループ・サークルの学習と交流、文化活動の場として利用できます。

北区社会教育関係団体として登録された団体が使用する場合、施設使用料は5割減額になります。

【対 象】

区内の社会教育関係団体、公益・福祉団体などが社会教育に関する事業を行うために使用できます。

問い合わせ

中央公園文化センター 〒114-0033 十条台1-2-1

☎ 3907-5661 FAX 3907-5666

開館時間 午前9時～午後10時 窓口受付 午前9時～午後7時

休館日 月曜・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

赤羽文化センター 〒115-0055 赤羽西1-6-1-301

（パルロード2の3階）☎ 3906-3911 FAX 3906-3915

開館時間 午前9時～午後9時 窓口受付 午前9時～午後7時

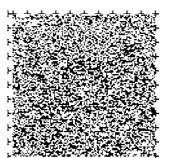
休館日 定期清掃日および保守点検の日（毎月第3火曜）・
年末年始（12月28日～1月4日）

滝野川文化センター 〒114-0024 西ヶ原1-23-3

（滝野川会館2階3階の一部）☎ 5394-1230 FAX 5394-1231

開館時間 午前9時～午後10時 窓口受付 午前9時～午後7時

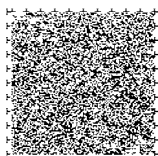
休館日 月曜・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）



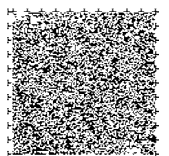
障害に関するマーク

国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。（各マークの詳細・使用方法は、各団体にお問い合わせください。）

マーク	マークの説明	問い合わせ先
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。	東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 ☎ 5320-4147
	障害者のための国際シンボルマーク 「障害のある方にとって利用しやすい施設等」であることを表す、世界共通のマークです。車いすを利用されている方だけでなく、障害のある方のためのマークです。個人の車に表示した場合、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。関連団体やカー用品店（店舗により取扱っていないところもあります）で購入可能です。	公益財団法人 日本障害者 リハビリテーション協会 ☎ 5273-0601 FAX 5273-1523
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 ☎ 3581-4321
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示することを義務づけられているマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 ☎ 3581-4321
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられている世界共通のマークです。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 ☎ 5291-7885
	耳マーク 聴覚に障害があることを表すマークです。聴覚に障害のある方は、見た目には分からないために、誤解されることがあります。このマークを提示されたら、コミュニケーションの方法に配慮してください。	一般社団法人全日本 難聴者・中途失聴者 団体連合会 ☎ 3225-5600 FAX 3354-0046



マーク	マークの説明	問い合わせ先
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 ☎ 5320-4147 FAX 5388-1413
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱の方（オストメイト）を表するとともに、オストメイトのための設備があることを表しています。オストメイトに対応するトイレの入り口や、案内誘導プレートなどに表示されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 ☎ 5670-7681 FAX 5670-7682
	ハート・プラスマーク 「体の内部に障害がある人」を表すマークです。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 ☎ 186-080-4824-9928
	白杖SOSシグナル 白杖を頭上50cm程度に掲げている視覚障がいの方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖を高く掲げて立ち止まっていたら助けが必要なことを周囲に知らせているサインです。もしこの仕草をしている人を街でみかけたら「お手伝いしましょうか」の声掛けをお願いします。	岐阜市障がい福祉課 管理係 ☎ 058-214-2138 FAX 058-265-7613
	手話マーク 手話言語で対応可能な窓口であることを知らせるマークです。施設の窓口等に掲示することで「手話言語で対応する」などを示すことができるマークです。また、きこえない・きこえにくい人から「手話言語で対応をお願いします」との意味で提示されます。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 ☎ 6302-1430 FAX 6302-1449
	筆談マーク 筆談で対応可能な窓口であることを知らせるマークです。施設の窓口等に掲示することで「筆談でコミュニケーションできる人がある」などを示すことができるマークです。また、きこえない・きこえにくい人ご自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することができます。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 ☎ 6302-1430 FAX 6302-1449

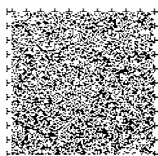


北区障害者団体連合会

加盟団体相互の親睦を深め、協力して障害者の福祉を向上することを目的として、昭和56年に設立され、現在では傘下の団体会員総数は4,000人を超えています。

各団体では勉強会や親睦・福祉向上のための各種活動を行っています。活動に興味がある方は、各団体にご連絡ください。構成団体は下表のとおりです。

障 害	団体名	問い合わせ先	活動内容
身体	北区 肢体不自由児者 父母の会	なかむら けいこ 中村 恵子 3918-7169	重度の肢体不自由児を子供に持つ親の会です。重度障害児者が地域社会の中で安心安全に生きがいを持って生活できるよう協力し合い、研修会・親睦会等を行い、関係機関との連携を取りながら活動しています。
視 覚	北区 視覚障害者福祉協会	すすき みきお 鈴木 幹雄 3903-7063	視覚障害者の会員相互の研修、親睦、歩行訓練、他団体との連絡を行っています。
聴 覚	北区 聴覚障害者協会	あたり よしえ 當 芳枝 5993-1694(FAX)	聴覚障害者が安心して暮らせるための福祉向上、手話の普及など北区手話サークルとともに活動しています。
身 知 精	北区生活と健康を 守る会	かたおか ゆきこ 片岡 幸子 3911-9444	障害者の福祉の増進を図ることを目的に、会員相互の研修・親睦を行っています。
身 知 精	社会福祉法人 あゆみ	かみかわ あきら 上川 晃 6454-4735	障害のある方が地域において、自分らしい生活を実現し、維持していけるような支援を行っています。
身 ・ 知	社会福祉法人 つみき	おおの みさお 大野 操 3908-7166	障がいのある児童・障がい者が地域で豊かな生活が送れるように、また、自立を促進するための各種福祉事業を行っています。
身 ・ 知	特定非営利活動法人 ピアネット北	いのうえ よしこ 井上 良子 3905-7226(日中) 3913-9308	障害の枠を越えて「ないものは自分たちの手で!」を合言葉に地域活動を行っています。
知 的	社会福祉法人 ドリームヴィ	なかにし かおる 中西 郁 3906-7753	障害のある人もない人も共に生きていく社会の創造を目指し、各種福祉事業を展開しています。
知 的	特定非営利活動法人 尚道手をつなぐ会	こやま けいじ 古山 恵治 3927-0348	知的障害者が心豊かな生活を送れる環境づくりを目指し、関係機関との連携・サービスの充実を図っています。
精 神	NPO 法人北区精神 障害者を守る家族会 飛鳥会	まつくま だいさく 松隈 大作 3949-3867	精神障害者とその家族が安心して地域で暮らせるように関係機関等と連携・協力しながら支援を行っています。



障 害	団体名	問い合わせ先	活動内容
知的	公益社団法人 発達協会	さかつめ かずゆき 坂爪 一幸 3903-3800	発達障害者（児）の社会的自立を促進するため、相談事業・医療事業・普及啓発事業・広報事業等を行っています。
障害児・障害者	一般社団法人 ぶりっく	しもだ かよこ 下田 加代子 事務所 5948-6307	ショートステイの活動内容 障害者・児の方の短期入所を行っています。日中の場へ利用者さんをお迎えにあがり、ぶりっくで皆さんで夕食を食べ順番に入浴をし、宿泊していただきます。

問い合わせ

特定非営利活動法人北区障害者団体連合会 事務局 ☎ 3905-7140

コラム 共生社会の実現に向けて

北区は「東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例」を制定し、令和2年4月1日に施行しました。

この条例は、手話が言語であることの理解の促進、障害の特性に応じた意思疎通の手段についての選択の機会の確保及び普及により、障害者の円滑な意思疎通を図り、すべての区民が、障害の有無にかかわらず、互いに尊重し合いながら共生する地域社会の実現を推進することを目的としています。

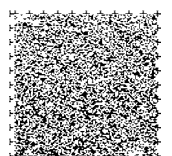
～ 手話は言語です ～

手話は、独自の語彙や文法体系を持ち、手の形や位置、動き、表情を使って視覚的に表現する非音声言語です。日本語や英語などさまざまな言語があるように、ろう者にとって手話は言語であり、手話で語り合うことは生きる喜びであり、命そのものです。

私たちは、手話が確立された言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかなければなりません。

～条例を手話で紹介するミニ動画～

右の二次元コード（北区ホームページ）から見ることができます。



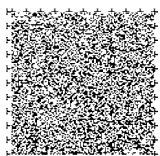
あ 行

IT技術者在宅養成講座……………	105
愛の手帳……………	28
青い鳥郵便葉書の無償配布……………	125
赤羽しごとコーナー……………	21
あすか教室……………	139
育成医療（自立支援医療）……………	86
医療機器被貸与者への訪問看護事業……………	94
医療的ケア児等コーディネーター……………	12
インフルエンザ予防接種……………	91
NHKテレビ受信料の減免……………	124
NTT無料電話番号案内（ふれあい案内）……………	126
おむつ支給⇒心身障害者紙おむつ支給……………	70
おむつ代金助成	
⇒心身障害者おむつ代金助成……………	71

か 行

介護保険対象で障害のある方……………	23
ガイド音声・ガイド字幕付DVDの貸出……………	146
各種講座の開催	
（北区立障害者福祉センター）……………	139
ガソリン券（自動車燃料費の助成）……………	77
家具転倒防止器具等の取り付け	
支援サービス……………	135
肝がん・重度肝硬変医療費助成制度……………	91
感震ブレーカー無償配布事業……………	135
関税の免除……………	113
きたくぎかいだより（点字版・音声版）……………	144
北区くらしのガイド（デジ版）……………	144
北区NPO・ボランティアぷらざ……………	14
北区避難行動要支援者名簿登録……………	134
北区手話通訳者派遣……………	72
北区障害者関係機関ガイドブック……………	147
北区障害者（児）緊急一時保護事業……………	132
北区障害者団体連合会……………	167

北区ニュース（点字広報・声の広報）……………	144
北区防災行政無線自動電話応答サービス……………	132
北区防災アプリ・北区防災ポータル……………	132
北区メールマガジン……………	131
北区立児童発達支援センター……………	13
吃音者の講座……………	141
教育相談……………	19
救急医療情報キット……………	96
区営住宅あき家（家族向）入居者募集……………	99
区議会傍聴における手話通訳派遣……………	145
区議会傍聴における	
傍聴用タブレット端末貸出……………	145
区内施設使用料の減免……………	128
区内駐輪施設使用料の割引……………	130
区役所における各種相談……………	24
くらしにお困りの方は……………	20
区立公園駐車場無料利用……………	129
区立施設駐車場使用料の割引……………	129
車いすの貸出……………	79
計画相談支援事業所・	
障害児相談支援事業所……………	158
携帯電話料金の割引……………	126
権利擁護センター「あんしん北」……………	14
原子爆弾被爆者の医療・手当……………	97
後期高齢者医療制度……………	82
航空旅客運賃の割引……………	117
（公財）東京しごと財団……………	106
講座（北区立障害者福祉センター）……………	139
講習等（視覚）	
視覚障害者生活サポート……………	142
視覚障害者のための講座	
（東京都教育庁）……………	143
視覚障害者のための講習	
（公益社団法人東京都盲人福祉協会）……………	142
視覚障害者のための点字講習……………	141
中途視覚障害者点字教室……………	141
講習等（聴覚）	
手話講習会……………	139

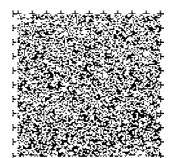


中途失聴者・難聴者手話講習会	140
聴覚障害者のための講座	
（東京都教育庁）	139
聴覚障害者のための講座等	
（社福）聴力障害者情報文化センター	140
高次脳機能障害専門相談	143
高次脳機能障害専用電話相談	15
高次脳機能障害の方等の機能訓練事業	143
更生医療（自立支援医療）	86
厚生年金	49
交通料金の割引・JR等運賃の割引	117
喉頭摘出者発声訓練	140
広報紙の閲覧・視聴	145
広報東京都（点字版・音声版）	145
高齢者肺炎球菌定期予防接種	92
国民年金	48
国立職業リハビリテーションセンター	105
個人事業税の軽減	113
ごみの訪問収集	80
コミュニケーション支援シート	74
雇用保険法による失業給付	107

さ 行

在宅人工呼吸器使用者	
災害時個別支援計画の作成	95
在宅人工呼吸器使用者の	
停電に備えた患者登録	95
在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	92
在宅難病患者一時入院事業	95
在宅難病患者在宅レスパイト事業	95
在宅難病患者訪問診療事業	95
サポート室（中央図書館）	146
産科医療補償制度	
（脳性まひのお子様向け）	96
JR等運賃の割引	117
視覚障害者生活サポート	142
視覚障害者のための講習	142
視覚障害者のための講座	143

視覚障害者のための点字講習会	141
視覚障害者用具販売	148
施設の入所および通所の相談	17
私鉄旅客運賃の割引	117
児童育成手当 育成手当（都の制度）	44
児童育成手当 障害手当（都の制度）	43
自動車運転免許取得経費の助成	76
自動車改造費助成	77
自動車税・軽自動車税の減免	114
児童発達支援	149
児童発達支援等利用者負担額の	
助成	68
児童発達支援給食費の助成	68
児童扶養手当（国の制度）	45
字幕・手話付ビデオテープ、DVDの貸出	
（聴覚障害者向け映像ライブラリー）	146
就学奨励費	81
就学相談	20
住宅設備改善費の助成	67
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト	75
重度心身障害者手当（都の制度）	40
重度身体障害者等緊急通報システム	131
就労支援（就労移行支援・就労継続支援・	
就労定着支援）	154
就労支援センター北	11、110
手話講習会	139
手話（筆談）サポートデスク	
（中央図書館）	147
手話通訳者派遣	72
障害児（者）の区内通所施設等一覧	149
障害児（者）の短期入所施設	158
障害児福祉手当（国の制度）	42
障害者関係機関ガイドブック	147
障害者虐待防止センター	10
障害者作品展	136
障害者就業・生活支援センター	109
障害者総合支援法・児童福祉法	
障害福祉サービスのしくみ	31
障害福祉サービスの内容	32



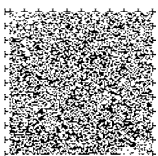
16 索引

相談支援事業の内容	33
障害児通所支援の内容	33
地域生活支援事業の内容	34
障害福祉サービスの申請・決定の流れ	35
負担上限月額について	36
利用者負担の軽減について	37
障害者世帯及びひとり親世帯	
転居費用助成	101
障害者地域活動支援室	
支援センターきらきら	11
障害者基幹相談支援センター	10
障害者福祉工場	107
障害者福祉センター	149
障害年金を受けられる障害の状態	
(障害等級表)	50
障害に関する相談機関	10
障害に関するマーク	165
小児精神障害者入院医療費助成	91
小児慢性特定疾病医療費助成	91
小児慢性特定疾病児童等	
日常生活用具の購入費用助成	65
ショートステイ	158
職業訓練	103
職業相談	107
自立訓練(機能訓練)	157
自立訓練(生活訓練)	157
自立支援医療	
育成医療	86
更生医療	86
精神通院医療	86
自立支援医療の自己負担	88
自立生活援助事業所	161
新型コロナウイルス感染症予防接種	91
心身障害者医療費助成制度(マル障)	85
心身障害者口腔保健センター	93
心身障害者歯科診療・摂食・嚥下 ^{えんげ} 外来	94
心身障害者寝具乾燥サービス	70
心身障害者福祉手当(区の制度)	39
心身障害者訪問理美容サービス	69

身体障害者自動車改造費助成	77
身体障害者住宅設備改善費の助成	67
身体障害者手帳	27
身体障害者福祉マッサージ券	70
身体障害者訪問入浴サービス	69
水道・下水道料金について	125
生活介護	153
生活・仕事探しの相談	21
生活福祉資金貸付	81
精神障害者都営交通乗車証	120
精神障害者保健福祉手帳	29
精神通院医療(自立支援医療)	86
精神保健相談・依存症等専門医相談	22
成年後見制度	20
成年後見制度費用助成	34
税金の控除(住民税)	111
税金の控除(所得税)	111
選挙について	136
全国障害者総合福祉センター	
(戸山サンライズ)	162
戦傷病者手帳	30
総合相談⇒障害者の総合相談	9
相続税の軽減	112
相談(各障害相談窓口のご案内)	9
相談員	18
相談支援事業の内容	33
贈与税の軽減	112
即時情報ネットワーク	147
粗大ごみ等の処理手数料の減免	127
粗大ごみの運び出し収集	80

た 行

大活字本貸出	145
带状疱疹定期予防接種	92
対面音訳	146
タクシー券	78
タクシー料金の割引	118
宅配サービス(中央図書館)	147



短期入所施設（ショートステイ）…… 158
 地域移行支援・地域定着支援事業所…… 160
 駐車禁止規制等の適用除外…… 123
 中等度難聴児への補聴器購入費用助成…… 53
 中途視覚障害者点字教室…… 141
 中途失聴者・難聴者手話講習会…… 140
 聴覚障害関係図書等の貸出・閲覧…… 144
 聴覚障害者相談・電話通訳…… 17
 聴覚障害者のための講座…… 139
 聴覚障害者のための講座等…… 140
 聴覚障害者向け映像ライブラリー…… 148
 （字幕・手話付ビデオテープ、DVDの貸出）
 聴力障害者情報文化センター…… 16
 点字図書館…… 148
 点字図書・音訳図書の郵送貸出…… 146
 点字録音刊行物の作成・配布…… 147
 電話通訳（聴覚障害者）…… 17
 電話リレーサービス…… 73
 電話リレーサービスを
 介した119番通報…… 133
 東京都北児童相談所…… 13
 東京障害者職業センター…… 108
 東京障害者職業能力開発校…… 104
 東京消防庁 緊急ネット通報…… 132
 東京都医療的ケア児支援センター…… 12
 東京都在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護
 事業…… 95
 東京都在宅難病患者医療機器貸与事業…… 94
 東京都在宅難病患者一時入院事業…… 95
 東京都在宅難病患者訪問診療事業…… 95
 東京都障害者スポーツセンター…… 163
 東京都心身障害者福祉センター…… 161
 東京都心身障害者扶養共済制度…… 47
 東京都障害者休養ホーム…… 138
 東京都手をつなぐ育成会「青年期相談室」14
 東京都難病患者在宅レスパイト事業…… 95
 東京都発達障害者支援センター…… 13
 東京都立北療育医療センター…… 94、162
 東京都立心身障害者口腔保健センター…… 93

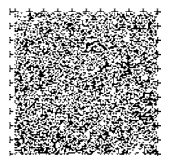
東京都立精神保健福祉センター…… 15
 都営交通無料乗車券と割引…… 119
 都営住宅
 使用承継制度…… 100
 使用料の減額…… 101
 地元割当入居者募集…… 99
 （単身者向・家族向）入居者募集…… 99
 優遇抽せん制度（家族向）…… 100
 都議会だより…… 146
 特定求職者雇用開発助成金…… 107
 特殊医療費助成制度（腎不全・先天性血液凝
 固因子欠乏症等）…… 90
 特別児童扶養手当（国の制度）…… 43
 特別障害者手当（国の制度）…… 41
 土曜レクリエーション…… 136
 都立公園駐車場無料利用…… 128
 都立公園などの無料入場…… 127
 都立職業能力開発センター…… 103

な 行

内職相談…… 21
 難病に関する各種相談
 （療養相談・就労相談・医療相談等）22
 難病医療費助成…… 89
 難病患者医療機器貸与事業…… 94
 難病患者一時入院…… 95
 日常生活用具の購入費用助成…… 53
 日本視覚障害者職能開発センター…… 108
 年金生活者支援給付金…… 51

は 行

バリアフリー映画会…… 146
 バリアフリー朗読会…… 146
 ハローワーク王子
 （王子公共職業安定所）…… 14、107
 ひとり親家庭等医療費助成（マル親）
 （都の制度）…… 46



16 索引

被爆者健康手帳	30
119番ファクシミリ通報	133
110番アプリシステム	133
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	90
フェリー旅客運賃の割引	117
福祉サービス利用援助事業 （地域福祉権利擁護事業）	75
福祉タクシー券	78
文化センター利用のご案内	164
ヘルプカード	74、165
保育所等訪問支援	152
放課後等デイサービス（障害児放課後活動）	150
「訪問歯科医」紹介	93
訪問入浴サービス	69
ぽけっと・北区の部屋だより （デイジー版・点字版）	146
補助犬の給付	79
補装具の購入・修理等費用助成	52

ま 行

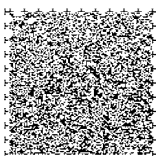
マッサージ券	70
マル障⇒心身障害者医療費助成制度	85
民営バス料金の割引	118
民生委員・児童委員	19

や 行

友愛ホームサービス （住民参加型在宅福祉サービス）	72
UR都市機構 抽選時の倍率優遇	102
郵便料金の割引	126
有料道路通行料金の割引	121
要約筆記者の派遣	73
ヨメテル	74

ら 行

ライフアップクラブ	136
利子等の非課税	111
リフト付福祉タクシー	79



刊行物登録番号

7-1-101

障害者福祉のしおり

(令和8年度版)

令和8年3月発行

発行 北 区

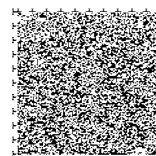
編集 障害福祉課

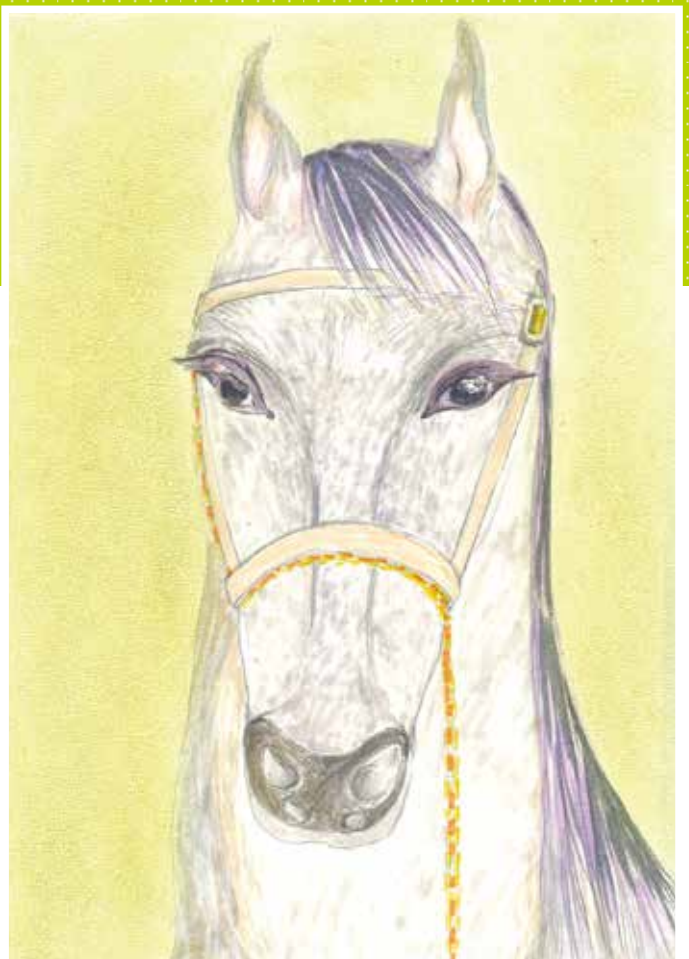
〒114-8508

北区王子本町1-15-22

TEL 3908-9081

FAX 3908-5344





佐久間 純子 「白馬に乗って」
(就労継続支援B型事業所 あいアイ工房)



榎本 奈々子 「馬九いく」
(就労継続支援B型事業所 あいアイ工房)